

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>第11条（安全機能を有する施設）</p> <p>1 第2項に規定する「共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。」とは、安全機能を有する施設のうち、当該廃棄物管理施設以外の原子力施設との間又は当該廃棄物管理施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないものをいう。</p> <p>2 第3項に規定する「安全機能を確認するための検査又は試験」には、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を含む。</p> <p>3 第4項に規定する「安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合」とは、当該安全上重要な施設等が故障や動作不能となった場合に、廃棄物管理施設の安全性を確保できない場合をいう。</p> <p>4 第4項に規定する「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の廃棄物管理施設に存在することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性廃棄物を受入れ、処理又は管理している施設で扱われる放射性廃棄物の種類の特徴を考慮し、「試験研究炉等原子炉施設に係る耐震重要度分類の方法」の考え方を参考として重要度を分類し、安全機能を確保する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、事業許可基準規則解釈第6条2項第1号に基づき、安全上重要な施設の有無に関する評価において5 mSvを超えるものはないため、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Bクラス及びCクラスに分類しており、Sクラスの設備はない。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の</p>	<p>第11条（安全機能を有する施設）</p> <p>1 第2項に規定する「共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。」とは、安全機能を有する施設のうち、当該廃棄物管理施設以外の原子力施設との間又は当該廃棄物管理施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないものをいう。</p> <p>2 第3項に規定する「安全機能を確認するための検査又は試験」には、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を含む。</p> <p>3 第4項に規定する「安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合」とは、当該安全上重要な施設等が故障や動作不能となった場合に、廃棄物管理施設の安全性を確保できない場合をいう。</p> <p>4 第4項に規定する「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の廃棄物管理施設に存在することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性廃棄物を受入れ、処理又は管理している施設で扱われる放射性廃棄物の種類の特徴を考慮し、「試験研究炉等原子炉施設に係る耐震重要度分類の方法」の考え方を参考として重要度を分類し、安全機能を確保する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、事業許可基準規則解釈第6条2項第1号に基づき、安全上重要な施設の有無に関する評価において5 mSvを超えるものはないため、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Bクラス及びCクラスに分類しており、Sクラスの設備はない。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の</p>	

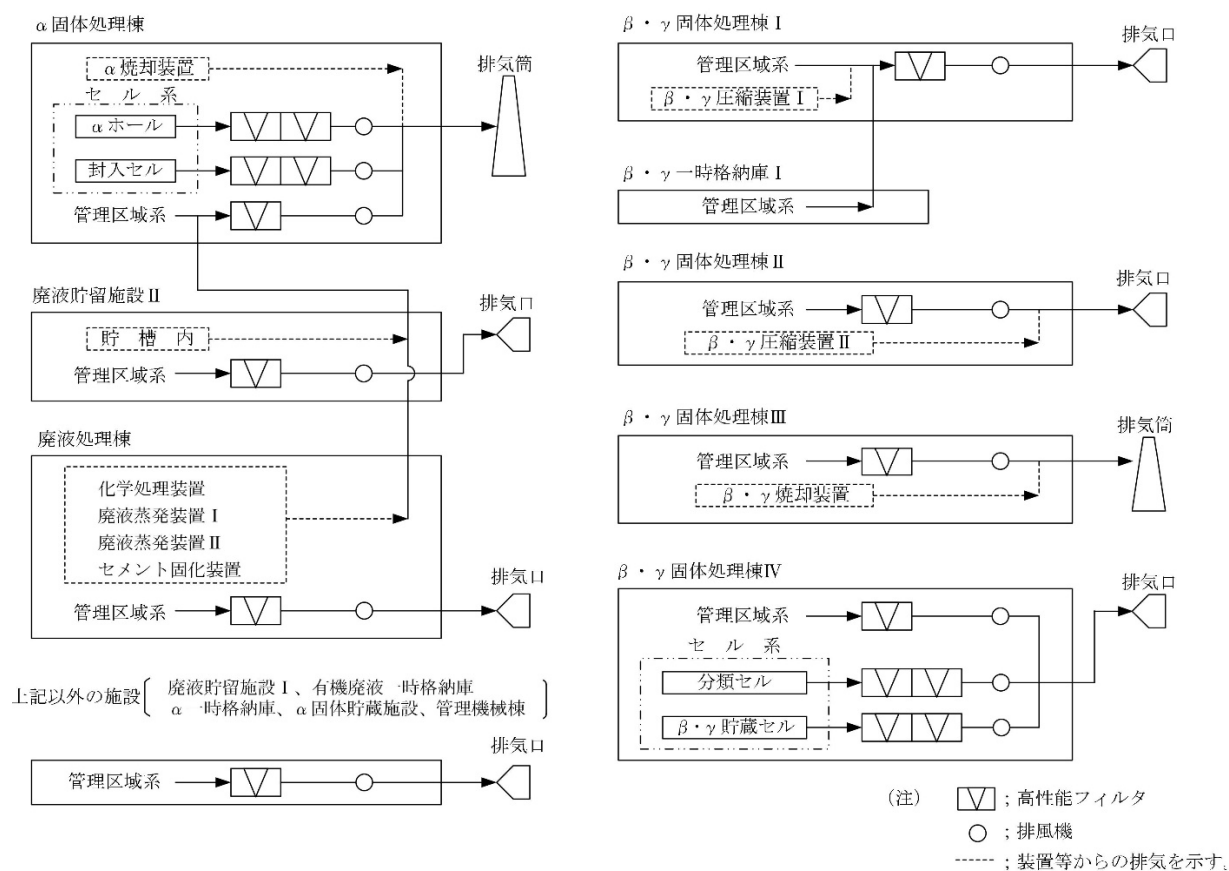
変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考																																																						
<p>被ばく線量が <math>50 \mu\text{Sv}</math> を超える施設を B クラスに、またこれ以下の施設を C クラスに分類する。</p> <p>ただし、<math>\alpha</math> 核種を含む固体廃棄物を処理する設備については、地震時の閉じ込め機能をより確かなものとするため、<math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下であっても耐震 B クラスとしている。また、<math>\alpha</math> 核種を含まない固体廃棄物を処理する設備のうち飛散しやすい焼却灰を取り扱う設備については、同様に、<math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下であっても耐震 B クラスとしている。さらに、<math>\alpha</math> 核種を含まない高線量の廃棄物を受入又は処理する設備は、地震時の遮蔽機能をより確かなものとするため、<math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下であっても耐震 B クラスとしている。なお、建家については B クラスの設備を内包するものについては B クラスとすることを基本とするが、安全上重要な施設の有無の評価において、公衆の被ばく線量が <math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下と評価される建家については C クラスとする。</p>	<p>被ばく線量が <math>50 \mu\text{Sv}</math> を超える施設を B クラスに、またこれ以下の施設を C クラスに分類する。</p> <p>ただし、<math>\alpha</math> 核種を含む固体廃棄物を処理する設備については、地震時の閉じ込め機能をより確かなものとするため、<math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下であっても耐震 B クラスとしている。また、<math>\alpha</math> 核種を含まない固体廃棄物を処理する設備のうち飛散しやすい焼却灰を取り扱う設備については、同様に、<math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下であっても耐震 B クラスとしている。さらに、<math>\alpha</math> 核種を含まない高線量の廃棄物を受入又は処理する設備は、地震時の遮蔽機能をより確かなものとするため、<math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下であっても耐震 B クラスとしている。なお、建家については B クラスの設備を内包するものについては B クラスとすることを基本とするが、安全上重要な施設の有無の評価において、公衆の被ばく線量が <math>50 \mu\text{Sv}</math> 以下と評価される建家については C クラスとする。</p>																																																							
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分</th> <th colspan="2" style="width:20%;">処理施設</th> <th colspan="2" style="width:20%;">管理施設</th> <th colspan="2" style="width:23%;">受入施設</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;"><math>\alpha</math></th> <th style="width:10%;"><math>\beta \cdot \gamma</math></th> <th style="width:10%;"><math>\alpha</math></th> <th style="width:10%;"><math>\beta \cdot \gamma</math></th> <th style="width:11.5%;"><math>\alpha</math></th> <th style="width:11.5%;"><math>\beta \cdot \gamma</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">設備:耐震 B 建家:耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">設備:耐震 B 建家:耐震 C</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分	処理施設		管理施設		受入施設		$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	A	耐震 B	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C	B	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C	耐震 B	耐震 C	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:15%;">施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分</th> <th colspan="2" style="width:20%;">処理施設</th> <th colspan="2" style="width:20%;">管理施設</th> <th colspan="2" style="width:23%;">受入施設</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;"><math>\alpha</math></th> <th style="width:10%;"><math>\beta \cdot \gamma</math></th> <th style="width:10%;"><math>\alpha</math></th> <th style="width:10%;"><math>\beta \cdot \gamma</math></th> <th style="width:11.5%;"><math>\alpha</math></th> <th style="width:11.5%;"><math>\beta \cdot \gamma</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">設備:耐震 B 建家:耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">耐震 C</td> <td style="text-align: center;">耐震 B</td> <td style="text-align: center;">設備:耐震 B 建家:耐震 C</td> </tr> </tbody> </table>	施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分	処理施設		管理施設		受入施設		$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	A	耐震 B	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C	B	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C	耐震 B	耐震 C	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C	<p>また、建家、設備及び機器のうち「安全機能を有する施設」については、次の 3 つに分類して安全機能を確保する。</p> <p>① 直接的な安全機能 廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的な安全機能 直接的な安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能 ①及び②以外の機能</p> <p>なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① クラス 1 その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器</p> <p>② クラス 2 その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の</p>
施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分		処理施設		管理施設		受入施設																																																		
	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$																																																		
A	耐震 B	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C																																																		
B	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C	耐震 B	耐震 C	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C																																																		
施設及び取り扱う廃棄物の線量による区分	処理施設		管理施設		受入施設																																																			
	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$	$\alpha$	$\beta \cdot \gamma$																																																		
A	耐震 B	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C	耐震 C																																																		
B	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C	耐震 B	耐震 C	耐震 B	設備:耐震 B 建家:耐震 C																																																		

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3 異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器 廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。 廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、<u>移動モニタリング設備</u>及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、<u>周辺監視区域用フェンス</u>があるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、廃棄物管理施設内では、β・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設等の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項） g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮 廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備、<u>移動モニタリング設備</u>及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話（固定電話、携帯電話、衛星電話）及び構内一斉放送設備、<u>周辺監視区域用フェンス</u>がある。</p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス3 異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス1、クラス2以外の建家、設備及び機器 廃棄物管理施設には、クラス1及びクラス2はない。 廃棄物管理施設には、他の施設間との共用施設として、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話<u>設備</u>（固定電話、携帯電話、<u>ファクシミリ</u>、衛星<u>携帯</u>電話）及び構内一斉放送設備<u>並びに</u>周辺監視区域用フェンスがあるが、これらの機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。また、廃棄物管理施設内では、β・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設等の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理しているが、これら気体廃棄物の廃棄施設の機能喪失によって、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>安全設計の基本方針（添付書類五 1.1項） g. 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を廃棄物管理施設において共用する場合、廃棄物管理施設は影響を受けることなく安全性を損なわないように設計する。</p> <p>共用に関する設計上の考慮 廃棄物管理施設と他の原子力施設での共用施設としては、商用系電源、放射線管理施設のうち固定モニタリング設備及び気象観測設備、通信連絡設備のうち所内内線電話設備、加入電話<u>設備</u>（固定電話、携帯電話、<u>ファクシミリ</u>、衛星<u>携帯</u>電話）及び構内一斉放送設備<u>並びに</u>周辺監視区域用フェンスがある。 <u>このうち、安全機能を有する大洗研究所（北地区）原子炉施設に属する放射線管理施設のうち固定モニタリング設備並びに通信連絡設備のうち緊急時対策所に設置する加入電話設備（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、衛星携帯電話）及び構内一斉放送設備、廃棄物管理施設にて共用する。</u></p> <p>廃棄物管理施設内では受電設備及び予備電源を共用している。これらの機能喪失によって、廃棄物管理施設の安全機能が損なわれることはない。</p>	<p>共用設備の見直し （以下、同様）</p>

変更前 (既許可)

廃棄物管理施設内の共用

廃棄物管理施設間では、以下に示すβ・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。



廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

(添付書類五 第8.2.1図(1))

解釈第2項について

廃棄物管理施設に設置する機器類は、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものである。

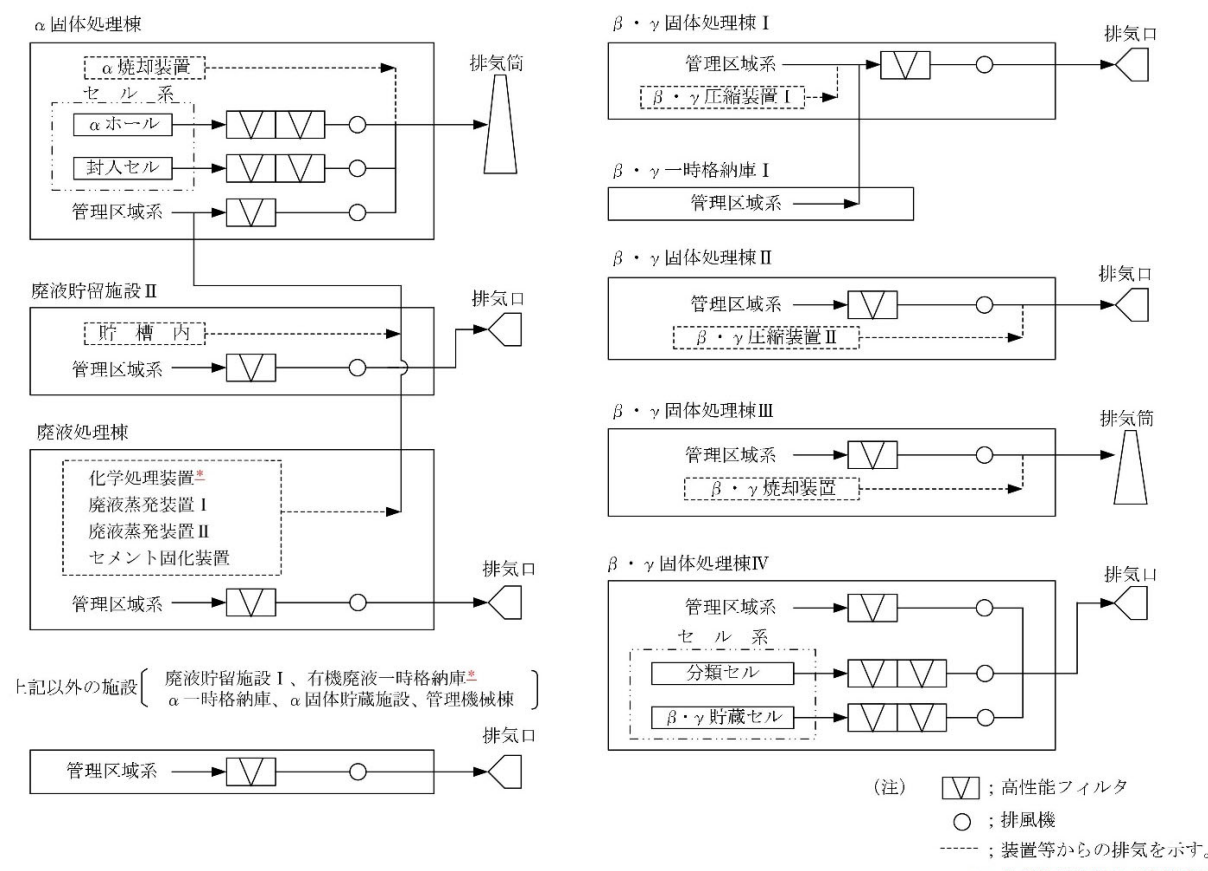
廃棄物管理施設の準拠規格及び基準

廃棄物管理施設は、主に以下に示す国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものとする。

変更後

廃棄物管理施設内の共用

廃棄物管理施設間では、以下に示すβ・γ一時格納庫Ⅰの管理区域系の排気をβ・γ固体処理棟Ⅰの気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設Ⅱの液体廃棄物の処理施設の排気をα固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。



廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

(添付書類五 第8.2.1図(1))

解釈第2項について

廃棄物管理施設に設置する機器類は、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものである。

廃棄物管理施設の準拠規格及び基準

廃棄物管理施設は、主に以下に示す国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものとする。

化学処理装置の使用の停止

有機廃液一時格納庫の使用の停止

化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>(1) 国内法規</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</li> <li>② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</li> <li>③ 労働安全衛生法</li> <li>④ 労働基準法</li> <li>⑤ 高圧ガス保安法</li> <li>⑥ 消防法</li> <li>⑦ 電気事業法</li> <li>⑧ 建築基準法 等</li> </ul> <p>(2) 規格、基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本工業規格（JIS）</li> <li>② 日本電機工業会規格（JEM）</li> <li>③ 日本建築学会各種構造設計及び計算基準（AIJ）</li> <li>④ 発電用原子力設備規格設計・建設規格（日本機械学会）</li> <li>⑤ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術規程及び指針 等</li> </ul> <p>また、廃棄物管理施設の健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設定期自主検査で確認することを保安規定</u>で定め、遵守している。また、保守及び修理を行えるよう設計している。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。</p> <p>試験可能性に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、それらの健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設定期自主検査で確認することを保安規定</u>で定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>試験検査（添付書類五 4.2.2.5項、4.2.3.5項、4.3.5項、5.2.5項、5.3.5項、7.5項、8.2.5項、8.3.5項、8.4.2.5項、8.4.3.5項及び8.4.4.5項 一部抜粋）</p> <p>各設備等は定期的に検査等を実施する。</p> <p>&lt;第十一条まとめ資料&gt;</p> <p>イ) 安全機能を有する施設について（第11条解釈第1項）</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」では、</p>	<p>(1) 国内法規</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</li> <li>② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</li> <li>③ 労働安全衛生法</li> <li>④ 労働基準法</li> <li>⑤ 高圧ガス保安法</li> <li>⑥ 消防法</li> <li>⑦ 電気事業法</li> <li>⑧ 建築基準法 等</li> </ul> <p>(2) 規格、基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本産業規格（JIS）</li> <li>② 日本電機工業会規格（JEM）</li> <li>③ 日本建築学会各種構造設計及び計算基準（AIJ）</li> <li>④ 発電用原子力設備規格設計・建設規格（日本機械学会）</li> <li>⑤ 日本電気協会電気技術基準調査委員会電気技術規程及び指針 等</li> </ul> <p>また、廃棄物管理施設の健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設管理実施計画に確認することを</u>定め、遵守している。また、保守及び修理を行えるよう設計している。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、安全上重要な施設はない。</p> <p>試験可能性に関する設計上の考慮</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、それらの健全性及び能力を確認するために、その機能の重要度に応じて、適切な方法により設備の運転中又は停止中に定期的に試験又は検査ができる設計とし、<u>施設管理実施計画に確認することを</u>定め、遵守する。また、保守及び修理を行えるよう設計する。</p> <p>試験検査（添付書類五 4.2.2.5項、4.2.3.5項、4.3.5項、5.2.5項、5.3.5項、7.5項、8.2.5項、8.3.5項、8.4.2.5項、8.4.3.5項及び8.4.4.5項 一部抜粋）</p> <p>各設備等は定期的に検査等を実施する。</p> <p>&lt;第十一条まとめ資料&gt;</p> <p>イ) 安全機能を有する施設について（第11条解釈第1項）</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」では、</p>	<p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う見直し</p> <p>法令改正に伴う見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>「安全機能」について、「廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な施設」と定義されており、規則第二条～四条及び第六条～十条までの遮蔽等、閉じ込め機能、火災等による損傷の防止、地震や津波による損傷防止、外部からの衝撃による損傷の防止、不法な侵入等の防止及び臨界防止の機能を有する施設（表1-1-1）としている。</p> <p>ここで、廃棄物管理施設の「安全性」とは、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されないことである。</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性廃棄物を受入れ、処理又は管理している施設で扱われる放射性廃棄物の種類の特徴を考慮し、試験研究炉等原子炉施設に係る耐震重要度分類の方法の考え方を参考として重要度を分類し、安全機能を確保する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、事業許可基準規則解釈第6条2項第1号に基づき、安全上重要な施設の有無に関する評価において5mSvを超えるものはないため、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Bクラス及びCクラスに分類しており、Sクラスの施設設備はない。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の被ばく線量が50<math>\mu</math>Svを超える施設をBクラスに、またこれ以下の施設をCクラスに分類する。</p> <p>ただし、公衆の被ばく線量が50<math>\mu</math>Sv以下と評価される設備についても、放射線安全をより高める観点から、<math>\alpha</math>核種を含む廃棄物を処理する設備、<math>\alpha</math>核種を含まない廃棄物のうち飛散し易い焼却灰を取扱う設備及び高線量の廃棄物を扱う設備についてはBクラスとしている。なお、建家についてはBクラスの設備を内包するものについてはBクラスとすることを基本とするが、安全上重要な施設の有無の評価において、公衆の被ばく線量が50<math>\mu</math>Sv以下と評価される建家についてはCクラスとする。</p> <p>また、建家、設備及び機器のうち「安全機能を有する施設」については、次の3つに分類して安全機能を確保する。</p> <p>① 直接的安全機能                  廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能                  直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能</p>	<p>「安全機能」について、「廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な施設」と定義されており、規則第二条～四条及び第六条～十条までの遮蔽等、閉じ込め機能、火災等による損傷の防止、地震や津波による損傷防止、外部からの衝撃による損傷の防止、不法な侵入等の防止及び臨界防止の機能を有する施設（表1-1-1）としている。</p> <p>ここで、廃棄物管理施設の「安全性」とは、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されないことである。</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性廃棄物を受入れ、処理又は管理している施設で扱われる放射性廃棄物の種類の特徴を考慮し、試験研究炉等原子炉施設に係る耐震重要度分類の方法の考え方を参考として重要度を分類し、安全機能を確保する。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、事業許可基準規則解釈第6条2項第1号に基づき、安全上重要な施設の有無に関する評価において5mSvを超えるものはないため、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Bクラス及びCクラスに分類しており、Sクラスの施設設備はない。</p> <p>BクラスとCクラスの区分に関しては、地震の発生を想定した安全機能の喪失を仮定し、公衆の被ばく線量評価結果に基づき、基本的には公衆の被ばく線量が50<math>\mu</math>Svを超える施設をBクラスに、またこれ以下の施設をCクラスに分類する。</p> <p>ただし、公衆の被ばく線量が50<math>\mu</math>Sv以下と評価される設備についても、放射線安全をより高める観点から、<math>\alpha</math>核種を含む廃棄物を処理する設備、<math>\alpha</math>核種を含まない廃棄物のうち飛散し易い焼却灰を取扱う設備及び高線量の廃棄物を扱う設備についてはBクラスとしている。なお、建家についてはBクラスの設備を内包するものについてはBクラスとすることを基本とするが、安全上重要な施設の有無の評価において、公衆の被ばく線量が50<math>\mu</math>Sv以下と評価される建家についてはCクラスとする。</p> <p>また、建家、設備及び機器のうち「安全機能を有する施設」については、次の3つに分類して安全機能を確保する。</p> <p>① 直接的安全機能                  廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能                  直接的安全機能が地震及び津波を含む外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能</p>	

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>①及び②以外の機能</p> <p>事業許可基準規則の各条項は上記の3分類に該当すると考え、各条項に基づき設ける建家、設備及び機器を「安全機能を有する施設」とする。選定の考え方を図11-1に示す。また、図11-1のフローのとおり選定した結果、廃棄物管理施設のうち安全機能を有する施設は表11-2のとおりとなる。</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を確認するための検査又は試験としては、廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の各設備の安全設計において、試験検査の内容を記載している。また、それらの具体的な内容については、<u>施設定期自主検査として表11-3に示す検査等を実施する。</u> <u>検査により、</u>不具合の兆候が見られる設備や機器等については、適宜補修や部品交換を行い、機能を健全に維持する。</p> <p>ロ) 安全上重要な施設について(第11条解釈第1項)</p> <p>事業許可基準規則では、「安全上重要な施設」について、「安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。」と定義されている。</p> <p>上記に基づき、図11-1のとおり機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全上重要な施設を選定した結果、何れの施設においてもその機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。</p> <p>したがって、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものはなく、既許可からの変更はない。</p> <p>ハ) 安全機能を有する施設の区分(第11条解釈第1項)</p> <p>主に廃棄物管理事業変更許可申請書本文に記載される各設備・機器について、安全機能を有する施設を表11-4のとおり整理した。</p> <p>ニ) 安全機能喪失による事故の有無(第11条解釈第1項)</p> <p>廃棄物管理施設には、表11-4①～③に示すとおり安全機能を有しており、事故が発生することは考えられないが、ここではそれらの機能の</p>	<p>①及び②以外の機能</p> <p>事業許可基準規則の各条項は上記の3分類に該当すると考え、各条項に基づき設ける建家、設備及び機器を「安全機能を有する施設」とする。選定の考え方を図11-1に示す。また、図11-1のフローのとおり選定した結果、廃棄物管理施設のうち安全機能を有する施設は表11-2のとおりとなる。</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を確認するための検査又は試験としては、廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の各設備の安全設計において、試験検査の内容を記載している。また、それらの具体的な内容については、<u>施設管理実施計画に定め、検査又は試験を実施し、</u>不具合の兆候が見られる設備や機器等については、適宜補修や部品交換を行い、機能を健全に維持する。</p> <p>ロ) 安全上重要な施設について(第11条解釈第1項)</p> <p>事業許可基準規則では、「安全上重要な施設」について、「安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。」と定義されている。</p> <p>上記に基づき、図11-1のとおり機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>安全上重要な施設を選定した結果、何れの施設においてもその機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。</p> <p>したがって、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものはなく、既許可からの変更はない。</p> <p>ハ) 安全機能を有する施設の区分(第11条解釈第1項)</p> <p>主に廃棄物管理事業変更許可申請書本文に記載される各設備・機器について、安全機能を有する施設を表11-3のとおり整理した。</p> <p>ニ) 安全機能喪失による事故の有無(第11条解釈第1項)</p> <p>廃棄物管理施設には、表11-3①～③に示すとおり安全機能を有しており、事故が発生することは考えられないが、ここではそれらの機能の</p>	<p>法令改正に伴う見直し</p> <p>表番号の繰上げ</p> <p>表番号の繰上げ</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>喪失を想定し、事故の有無を整理した。</p> <p>① 対象について 放射性物質を取り扱う施設及び放射性物質を内包しているかどうかで別表－４④に整理した。</p> <p>② 対象事故について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 対象事故は、廃棄物落下、火災、電源喪失等を、「火災」、「遮蔽機能喪失」及び「閉じ込め機能喪失」に集約した。</li> <li>2) 機能喪失等の有無は、施設に備わる安全機能が期待できないとの想定により、表１１－<u>4</u>⑤－１～３に整理した。</li> <li>3) ⑥事故については、２) で機能喪失が有るものについて、事故の有無を施設ごとに整理し、その概略内容を記載した。</li> </ol> <p>ホ) 耐震重要度分類について（第１１条解釈第１項） 廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考に、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Ｂクラス及びＣクラスに分類しており、安全上重要な施設の有無に関する評価において５m S vを超えるものはないため、許可基準規則の解釈第６条２項第一号によりＳクラスの施設設備はない。 一方、ＢクラスとＣクラスの区分に関しては、原子力発電所の分類例を参考に、廃棄物管理施設を構成している設備及び機器のうち比較的内蔵する放射エネルギーが大きいもの及び付帯設備の一部はＢクラス、小さいもの及び付帯設備はＣクラスとして分類している。今回の許可基準規則の解釈第６条２項を受けて、別図－２に示すとおり耐震クラスを区分する。</p> <p>へ) 共用施設について（第１１条解釈第２項） 他の施設間との共用施設は表１１－<u>5</u>に示すとおり以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部電源（商用系、非常系）</li> <li>・ 固定モニタリング設備、<u>移動モニタリング設備</u>、気象観測設備</li> <li>・ 通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話、構内一斉放送設備</li> <li>・ 周辺監視区域用フェンス、緊急時等会議システム</li> </ul> <p>外部電源は、大洗研究所の施設を運転するに足る十分な電力供給を受けており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、何らかの異常により共用施設が停止したとしても、それに伴い廃棄物管理施設も運転を停止し、安定な状態に移行するため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。なお、非常系は商用系の補助的なものであり、廃棄物管理施設として機能の維持を期待していない。</p>	<p>喪失を想定し、事故の有無を整理した。</p> <p>① 対象について 放射性物質を取り扱う施設及び放射性物質を内包しているかどうかで別表－４④に整理した。</p> <p>② 対象事故について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 対象事故は、廃棄物落下、火災、電源喪失等を、「火災」、「遮蔽機能喪失」及び「閉じ込め機能喪失」に集約した。</li> <li>2) 機能喪失等の有無は、施設に備わる安全機能が期待できないとの想定により、表１１－<u>3</u>⑤－１～３に整理した。</li> <li>3) ⑥事故については、２) で機能喪失が有るものについて、事故の有無を施設ごとに整理し、その概略内容を記載した。</li> </ol> <p>ホ) 耐震重要度分類について（第１１条解釈第１項） 廃棄物管理施設の耐震重要度分類については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の基本的な考え方を参考に、地震により発生する可能性のある放射線による環境への影響の観点から、Ｂクラス及びＣクラスに分類しており、安全上重要な施設の有無に関する評価において５m S vを超えるものはないため、許可基準規則の解釈第６条２項第一号によりＳクラスの施設設備はない。 一方、ＢクラスとＣクラスの区分に関しては、原子力発電所の分類例を参考に、廃棄物管理施設を構成している設備及び機器のうち比較的内蔵する放射エネルギーが大きいもの及び付帯設備の一部はＢクラス、小さいもの及び付帯設備はＣクラスとして分類している。今回の許可基準規則の解釈第６条２項を受けて、別図－２に示すとおり耐震クラスを区分する。</p> <p>へ) 共用施設について（第１１条解釈第２項） 他の施設間との共用施設は表１１－<u>4</u>に示すとおり以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部電源（商用系、非常系）</li> <li>・ 固定モニタリング設備、気象観測設備</li> <li>・ 通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話<u>設備</u>、構内一斉放送設備</li> <li>・ 周辺監視区域用フェンス、緊急時等会議システム</li> </ul> <p>外部電源は、大洗研究所の施設を運転するに足る十分な電力供給を受けており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、何らかの異常により共用施設が停止したとしても、それに伴い廃棄物管理施設も運転を停止し、安定な状態に移行するため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。なお、非常系は商用系の補助的なものであり、廃棄物管理施設として機能の維持を期待していない。</p>	<p>表番号の繰上げ</p> <p>表番号の繰上げ</p> <p>共用設備の見直し 記載の適正化</p>



変更前（既許可）	変更後	備考
<p>固定モニタリング設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、何らかの異常により一部の共用施設が停止したとしても、複数基ある固定モニタリング設備でバックアップできるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。さらに、電源異常によりすべての共用施設が停止したとしても、予備電源を備えており計測を持続することができるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p>気象観測設備は、固定モニタリング設備と同様に、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。何らかの異常により共用施設が停止したとしても、気象指針により年間 10%以内の欠測は認められており、その範囲で観測できるようにするため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p><u>移動モニタリング設備は、動力及び計測機能ともに独立している。何らかの異常により共用施設に異常があったとしても、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</u></p> <p>通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話、構内一斉放送設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で稼働しており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、これら通信連絡設備に異常が生じた場合は、携帯通信機等の代替え措置により対応する。</p> <p>周辺監視区域用フェンスは、静的な建家であり、他施設との共用に伴い影響を受けることはない。</p> <p>また、廃棄物管理施設内では、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の管理区域系の排気を <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設等の排気を <math>\alpha</math> 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。これら気体廃棄物の廃棄施設が機能喪失する場合は、関連する施設・設備を停止することから、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>表 1 1 - <u>6</u> に共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性を整理した。</p> <p>表 1 1 - <u>6</u> から、機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないと考える。</p>	<p>固定モニタリング設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、何らかの異常により一部の共用施設が停止したとしても、複数基ある固定モニタリング設備でバックアップできるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。さらに、電源異常によりすべての共用施設が停止したとしても、予備電源を備えており計測を持続することができるため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p>気象観測設備は、固定モニタリング設備と同様に、原子炉施設等とは別の電源系統で計測を行っており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。何らかの異常により共用施設が停止したとしても、気象指針により年間 10%以内の欠測は認められており、その範囲で観測できるようにするため、廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさない。</p> <p>通信連絡設備のうち所内内線電話、加入電話<u>設備</u>、構内一斉放送設備は、原子炉施設等とは別の電源系統で稼働しており、原子炉施設等の運転異常に伴い影響を受けることはない。また、これら通信連絡設備に異常が生じた場合は、携帯通信機等の代替え措置により対応する。</p> <p>周辺監視区域用フェンスは、静的な建家であり、他施設との共用に伴い影響を受けることはない。</p> <p>また、廃棄物管理施設内では、<math>\beta \cdot \gamma</math> 一時格納庫 I の管理区域系の排気を <math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟 I の気体廃棄物の廃棄施設で、廃液処理棟・廃液貯留施設 II の液体廃棄物の処理施設等の排気を <math>\alpha</math> 固体処理棟の気体廃棄物の廃棄施設で処理している。これら気体廃棄物の廃棄施設が機能喪失する場合は、関連する施設・設備を停止することから、施設の安全性が損なわれることはない。</p> <p>表 1 1 - <u>5</u> に共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性を整理した。</p> <p>表 1 1 - <u>5</u> から、機能、構造等から判断して、共用によって当該廃棄物管理施設の安全性に支障を来たさないと考える。</p>	<p>共用設備の見直し</p> <p>記載の適正化</p> <p>表番号の繰上げ</p> <p>表番号の繰上げ</p>

変更前（既許可）	変更後	備考																																
<p style="text-align: center;">表 1 1 - 1 廃棄物管理施設における安全機能を有する施設</p> <table border="1" data-bbox="240 420 1267 1102"> <thead> <tr> <th>安全機能</th> <th>該当設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽等</td> <td>廃液蒸発装置Ⅱ、β・γ封入設備、α封入設備、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯槽Ⅱ、β・γ貯蔵セル、減容処理設備及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め機能</td> <td>気密を確保するための機器又は負圧維持のための排気設備、廃液貯槽及び堰</td> </tr> <tr> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>消防設備</td> </tr> <tr> <td>地震や津波による損傷防止</td> <td>耐震B又はCクラス施設の建家及び設備</td> </tr> <tr> <td>外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>飛来物の衝突を防ぐ設備</td> </tr> <tr> <td>不法な侵入等の防止</td> <td>不法侵入を防止するための柵等</td> </tr> <tr> <td>臨界防止</td> <td>該当設備なし（特別な設備を必要としない）</td> </tr> </tbody> </table>	安全機能	該当設備	遮蔽等	廃液蒸発装置Ⅱ、β・γ封入設備、α封入設備、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯槽Ⅱ、β・γ貯蔵セル、減容処理設備及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽	閉じ込め機能	気密を確保するための機器又は負圧維持のための排気設備、廃液貯槽及び堰	火災等による損傷の防止	消防設備	地震や津波による損傷防止	耐震B又はCクラス施設の建家及び設備	外部からの衝撃による損傷の防止	飛来物の衝突を防ぐ設備	不法な侵入等の防止	不法侵入を防止するための柵等	臨界防止	該当設備なし（特別な設備を必要としない）	<p style="text-align: center;">表 1 1 - 1 廃棄物管理施設における安全機能を有する施設</p> <table border="1" data-bbox="1436 420 2463 1102"> <thead> <tr> <th>安全機能</th> <th>該当設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遮蔽等</td> <td>廃液蒸発装置Ⅱ、β・γ封入設備、α封入設備、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯槽Ⅱ、β・γ貯蔵セル、減容処理設備及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽</td> </tr> <tr> <td>閉じ込め機能</td> <td>気密を確保するための機器又は負圧維持のための排気設備、廃液貯槽及び堰</td> </tr> <tr> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>消防設備</td> </tr> <tr> <td>地震や津波による損傷防止</td> <td>耐震B又はCクラス施設の建家及び設備</td> </tr> <tr> <td>外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>飛来物の衝突を防ぐ設備</td> </tr> <tr> <td>不法な侵入等の防止</td> <td>不法侵入を防止するための柵等</td> </tr> <tr> <td>臨界防止</td> <td>該当設備なし（特別な設備を必要としない）</td> </tr> </tbody> </table>	安全機能	該当設備	遮蔽等	廃液蒸発装置Ⅱ、β・γ封入設備、α封入設備、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯槽Ⅱ、β・γ貯蔵セル、減容処理設備及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽	閉じ込め機能	気密を確保するための機器又は負圧維持のための排気設備、廃液貯槽及び堰	火災等による損傷の防止	消防設備	地震や津波による損傷防止	耐震B又はCクラス施設の建家及び設備	外部からの衝撃による損傷の防止	飛来物の衝突を防ぐ設備	不法な侵入等の防止	不法侵入を防止するための柵等	臨界防止	該当設備なし（特別な設備を必要としない）	
安全機能	該当設備																																	
遮蔽等	廃液蒸発装置Ⅱ、β・γ封入設備、α封入設備、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯槽Ⅱ、β・γ貯蔵セル、減容処理設備及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽																																	
閉じ込め機能	気密を確保するための機器又は負圧維持のための排気設備、廃液貯槽及び堰																																	
火災等による損傷の防止	消防設備																																	
地震や津波による損傷防止	耐震B又はCクラス施設の建家及び設備																																	
外部からの衝撃による損傷の防止	飛来物の衝突を防ぐ設備																																	
不法な侵入等の防止	不法侵入を防止するための柵等																																	
臨界防止	該当設備なし（特別な設備を必要としない）																																	
安全機能	該当設備																																	
遮蔽等	廃液蒸発装置Ⅱ、β・γ封入設備、α封入設備、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯槽Ⅱ、β・γ貯蔵セル、減容処理設備及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の遮蔽																																	
閉じ込め機能	気密を確保するための機器又は負圧維持のための排気設備、廃液貯槽及び堰																																	
火災等による損傷の防止	消防設備																																	
地震や津波による損傷防止	耐震B又はCクラス施設の建家及び設備																																	
外部からの衝撃による損傷の防止	飛来物の衝突を防ぐ設備																																	
不法な侵入等の防止	不法侵入を防止するための柵等																																	
臨界防止	該当設備なし（特別な設備を必要としない）																																	

変更前（既許可）

変更後

備考

表 1 1 - 2 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類

施設区分	施設区分										
	1. 燃焼処理機	2. 焼却炉	3. 天井下クレーン	4. 汚泥処理機	5. 汚泥脱水機	6. 汚泥圧入機	7. 汚泥貯留槽	8. 汚泥搬送機	9. 汚泥排出機	10. 汚泥処理機	11. その他
建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備
電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備
機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備
衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備
消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備
その他											

表 1 1 - 2 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類

施設区分	施設区分										
	1. 燃焼処理機	2. 焼却炉	3. 天井下クレーン	4. 汚泥処理機	5. 汚泥脱水機	6. 汚泥圧入機	7. 汚泥貯留槽	8. 汚泥搬送機	9. 汚泥排出機	10. 汚泥処理機	11. その他
建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備	建築設備
電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備	電気設備
機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備	機械設備
衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備	衛生設備
消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備	消防設備
その他											

化学処理装置の使用の停止





変更前 (既許可)

変更後

備考

7 2 躯体設備	施設区分	設備名	1) 躯体的安全機能			2) 支障的災害機能			3) その他の安全機能															
			閉じ込め機能	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止												
躯体設備	躯体設備	警報装置	○																					
		非常用照明																						
		非常用電源																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						

7 2 躯体設備	施設区分	設備名	1) 躯体的安全機能			2) 支障的災害機能			3) その他の安全機能															
			閉じ込め機能	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止	閉じ込め機能の停止													
躯体設備	躯体設備	警報装置	○																					
		非常用照明																						
		非常用電源																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						
		非常用エレベーター																						









変更前 (既許可)

変更後

備考

Table with columns for equipment type, description, and various status checkboxes (e.g., ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳). Includes equipment like '減容処理装置' and '有機廃液一時格納庫'.

Table with columns for equipment type, description, and various status checkboxes (e.g., ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳). Includes equipment like '減容処理装置' and '有機廃液一時格納庫'. The right side of the table is highlighted with a red dashed border.

\*1: 化学処理装置については、使用を停止する。
\*2: セメント固化装置については、凍結再融解槽及びスラッジ槽について使用を停止する。
\*3: 有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止
共用設備の見直し

変更前（既許可）			変更後	備考
<u>表 1 1 - 3 廃棄物管理施設の試験検査の内容</u>			<u>(削る)</u>	法令改正に伴う見直し
<u>施設</u>	<u>許可書（添付書類5）</u>	<u>具体的な内容</u>		
<u>液体廃棄物の処理施設</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、配管・塔槽類の漏洩検査、警報作動試験、排気確認検査、漏洩検知器作動検査、処理能力検査等を実施する。</u>		
<u>固体廃棄物の処理施設</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として除塵機器等の作動試験、警報作動試験、排気（負圧）確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>		
<u>管理施設</u>	<u>管理施設は、定期的に試験及び検査を実施する。</u>	<u>管理施設は、施設定期自主検査として保管設備の外観検査、クレーン作動検査、貯蔵孔の汚染検査等を実施する。</u>		
<u>液体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、ライニングの水張試験、配管類の漏洩検査、排気確認検査等を実施する。</u>		
<u>固体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>(1) 固体廃棄物の受入れ施設は、定期的に検査を実施する。</u> <u>(2) <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>貯蔵セルについては、運転中の負圧の状態を確認する。</u>	<u>固体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査としてクレーン作動検査、排気確認検査等を実施する。</u>  <u><math>\beta</math>・<math>\gamma</math>貯蔵セルについては、運転中に負圧状態の確認を実施する。</u>		
<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等</u>	<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行う。</u>	<u>ハンドフットクロスモニタ、サーベイメータ、排気モニタ及びエリアモニタは、施設定期自主検査として校正検査及び警報作動検査等を実施する。</u>		
<u>気体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>本施設は、定期的に試験及び検査を行う。</u>	<u>気体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査としてファンの作動試験、ダンパ閉止作動確認検査、セル内負圧確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>		

変更前（既許可）			変更後	備考
液体廃棄物の廃棄施設	本施設は、定期的に検査を実施する。	液体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査として液位異常上昇及び漏洩検知器作動検査、ライニングの水張試験等を実施する。	(削る)	法令改正に伴う見直し
消防設備	本設備は、定期的な作動試験等を行う。	消防設備は、自動火災報知設備の作動試験等を実施する。		
電気設備	本設備のうちの電気系統については、定期的に絶縁抵抗測定等を実施する。	電気系統については、施設定期自主検査として配電盤等の絶縁抵抗測定、作動試験等を実施する。		
通信連絡設備	本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。	放送設備及びページング設備については、施設定期自主検査として作動検査を実施する。		

変更前 (既許可)

変更後

備考

表 11-1-4 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類及び対象事故の有無

機能区分	機能	1. 放射能汚染防止		2. 放射線防護		3. 放射線発生抑制		4. 放射線モニタリング		5. 放射線発生抑制		6. 放射線発生抑制		7. 放射線発生抑制		8. 放射線発生抑制		9. 放射線発生抑制		10. 放射線発生抑制	
		機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能
放射線発生抑制	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表 11-1-3 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類及び対象事故の有無

機能区分	機能	1. 放射能汚染防止		2. 放射線防護		3. 放射線発生抑制		4. 放射線モニタリング		5. 放射線発生抑制		6. 放射線発生抑制		7. 放射線発生抑制		8. 放射線発生抑制		9. 放射線発生抑制		10. 放射線発生抑制	
		機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能	機能
放射線発生抑制	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	放射線発生抑制装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

化学処理装置の使用の停止  
表番号の繰上げ

変更前 (既許可)

項目	1. 建設費		2. 設備費		3. 工事費		4. 雑費		5. 諸経費		6. 建設費		7. 設備費		8. 工事費		9. 雑費		10. 諸経費		備考
	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	
建設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
設備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
設備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

変更後

項目	1. 建設費		2. 設備費		3. 工事費		4. 雑費		5. 諸経費		6. 建設費		7. 設備費		8. 工事費		9. 雑費		10. 諸経費		備考
	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	概算	実績	
建設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
設備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
設備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

受入れ施設の変更



変更前 (既許可)

変更後

備考

Table with multiple columns containing technical specifications, compliance status (e.g., O, X), and detailed notes. The table is organized into several horizontal sections, likely corresponding to different types of equipment or materials.

Table similar to the one in the 'Change Before' section, but with updated compliance status and notes reflecting the changes. It contains detailed technical data and regulatory compliance indicators.

有機廃液一時格納庫の使用の停止



変更前 (既許可)

設備名	1. 設備の概要		2. 設備の仕様		3. 設備の構造		4. 設備の材質		5. 設備の寸法		6. 設備の重量		7. 設備の設置		8. 設備の取扱い		9. 設備の点検		10. 設備の保守		11. 設備の廃棄		12. 設備のその他	
	品名	仕様	構造	材質	寸法	重量	設置	取扱い	点検	保守	廃棄	その他	品名	仕様	構造	材質	寸法	重量	設置	取扱い	点検	保守	廃棄	その他
化学処理装置	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
有機廃液一時格納庫	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

※1: 化学処理装置については、使用を停止する。  
 ※2: セメント固化装置については、凍結再融解槽及びスラッジ槽について使用を停止する。  
 ※3: 有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

変更後

設備名	1. 設備の概要		2. 設備の仕様		3. 設備の構造		4. 設備の材質		5. 設備の寸法		6. 設備の重量		7. 設備の設置		8. 設備の取扱い		9. 設備の点検		10. 設備の保守		11. 設備の廃棄		12. 設備のその他	
	品名	仕様	構造	材質	寸法	重量	設置	取扱い	点検	保守	廃棄	その他	品名	仕様	構造	材質	寸法	重量	設置	取扱い	点検	保守	廃棄	その他
化学処理装置	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
有機廃液一時格納庫	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

※1: 化学処理装置については、使用を停止する。  
 ※2: セメント固化装置については、凍結再融解槽及びスラッジ槽について使用を停止する。  
 ※3: 有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。

化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止  
 共用設備の見直し

変更前（既許可）			変更後			備考				
表 1 1 - 5 他の施設と共用している設備・機器			表 1 1 - 4 他の施設と共用している設備・機器			表番号の繰上げ  共用設備の見直し  記載の適正化				
廃棄物管理施設	設備	共用施設（炉規制法）	廃棄物管理施設	設備	共用施設（炉規制法）					
放射線管理施設	固定モニタリング設備、 <u>移動モニタリング設備</u> 、 気象観測設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設	放射線管理施設	固定モニタリング設備、 気象観測設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設					
電気設備	商用系電源	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設	電気設備	商用系電源	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設					
通信連絡設備	所内内線電話、 加入電話、 構内一斉放送設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設	通信連絡設備	所内内線電話、 加入電話 <u>設備</u> 、 構内一斉放送設備	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設					
その他附属施設	周辺監視区域用フェンス	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設	その他附属施設	周辺監視区域用フェンス	大洗研究所（北地区）、（南地区）の原子炉施設、核燃料物質使用施設	表番号の繰上げ  共用設備の見直し  記載の適正化				
表 1 1 - 6 共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性			表 1 1 - 5 共用施設の機能、構造等と廃棄物管理施設の安全性							
共用施設	機能	構造等	共用による安全性の支障の有無	共用施設	機能		構造等	共用による安全性の支障の有無		
外部電源	商用系	大洗研究所の施設を運転する電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無	外部電源		商用系	大洗研究所の施設を運転する電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無
	非常系	商用系の機能停止時に限定した施設への電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無			非常系	商用系の機能停止時に限定した施設への電力供給	共用する側の施設も含めた負荷に見合う電源盤、ケーブル、遮断機で構成	無
固定モニタリング設備	定位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無	固定モニタリング設備	定位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信	測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無			
<u>移動モニタリング設備</u>	<u>任意の位置の空間線量率、放射性物質濃度の測定と測定データの発信</u>	<u>測定機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供</u>	<u>無</u>	気象観測設備	気象観測塔における気象の観測と観測データの発信	気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無			
気象観測設備	気象観測塔における気象の観測と観測データの発信	気象観測機器で測定した結果を共用する側の施設へ提供	無	通信連絡設備	所内内線設備	所内内線設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無		
通信連絡設備	所内内線設備	所内内線設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無	通信連絡設備	加入電話設備	所内外の加入電話設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無	
	加入電話設備	所内外の加入電話設備間の通話	電話機端末、中継器、ケーブルで構成し、共用する側の施設に電話機端末を配置	無		構内一斉放送設備	構内に居る者への連絡・周知	マイク、ケーブル、盤、スピーカーで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカーを設置	無	
	構内一斉放送設備	構内に居る者への連絡・周知	マイク、ケーブル、盤、スピーカーで構成し、共用する側の施設に盤、スピーカーを設置	無			周辺監視区域用フェンス	人の不法な侵入等の防止	共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用	無
周辺監視区域用フェンス	人の不法な侵入等の防止	共用する側の施設も鋼製フェンス、扉を使用	無	緊急時等会議システム	複数箇所との通話	T V会議システム端末を共用する側の施設に設置	無			
緊急時等会議システム	複数箇所との通話	T V会議システム端末を共用する側の施設に設置	無							

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>「安全機能を有する施設」の選定の考え方                      廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能を有する建築、設備及び機器から構成される施設                      一表-2のとおり選定</p> <p>「安全上重要な施設」の選定の考え方                      安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの                      一該当施設なし                      安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射源が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するもの                      一該当施設なし</p> <p>選定のフロー                      「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条に基づき選定</p>	<p>「安全機能を有する施設」の選定の考え方                      廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能を有する建築、設備及び機器から構成される施設                      一表-2のとおり選定</p> <p>「安全上重要な施設」の選定の考え方                      安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの                      一該当施設なし                      安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射源が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するもの                      一該当施設なし</p> <p>選定のフロー                      「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条に基づき選定</p>	
<p>図 11-1 廃棄物管理施設における安全機能を有する施設と安全上重要な施設の選定の考え方</p>	<p>図 11-1 廃棄物管理施設における安全機能を有する施設と安全上重要な施設の選定の考え方</p>	

変更前（既許可）		変更後		備考												
<table border="1"> <tr> <th>【耐震分類】</th> </tr> <tr> <td> <p>Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいう。安全上重要な施設を有する廃棄物管理施設にあっては、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）並びに敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を含む。上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量が5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> </td> </tr> </table>	【耐震分類】	<p>Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいう。安全上重要な施設を有する廃棄物管理施設にあっては、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）並びに敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を含む。上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量が5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p>	<table border="1"> <tr> <th>該当する施設・設備の分類</th> </tr> <tr> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>想定される事故において、機能喪失を想定するが、限定的な遮蔽能力及び閉じ込め能力を期待する建家・設備、機器・配管系</td> </tr> <tr> <td>Bクラス以外で、一般産業施設などと同等の安全性が要求される建家・設備、機器・配管系</td> </tr> </table>	該当する施設・設備の分類	該当なし	想定される事故において、機能喪失を想定するが、限定的な遮蔽能力及び閉じ込め能力を期待する建家・設備、機器・配管系	Bクラス以外で、一般産業施設などと同等の安全性が要求される建家・設備、機器・配管系	<table border="1"> <tr> <th>【耐震分類】</th> </tr> <tr> <td> <p>Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいう。安全上重要な施設を有する廃棄物管理施設にあっては、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）並びに敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を含む。上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量が5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> </td> </tr> </table>	【耐震分類】	<p>Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいう。安全上重要な施設を有する廃棄物管理施設にあっては、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）並びに敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を含む。上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量が5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p>	<table border="1"> <tr> <th>該当する施設・設備の分類</th> </tr> <tr> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>想定される事故において、機能喪失を想定するが、限定的な遮蔽能力及び閉じ込め能力を期待する建家・設備、機器・配管系</td> </tr> <tr> <td>Bクラス以外で、一般産業施設などと同等の安全性が要求される建家・設備、機器・配管系</td> </tr> </table>	該当する施設・設備の分類	該当なし	想定される事故において、機能喪失を想定するが、限定的な遮蔽能力及び閉じ込め能力を期待する建家・設備、機器・配管系	Bクラス以外で、一般産業施設などと同等の安全性が要求される建家・設備、機器・配管系	
【耐震分類】																
<p>Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいう。安全上重要な施設を有する廃棄物管理施設にあっては、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）並びに敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を含む。上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量が5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p>																
該当する施設・設備の分類																
該当なし																
想定される事故において、機能喪失を想定するが、限定的な遮蔽能力及び閉じ込め能力を期待する建家・設備、機器・配管系																
Bクラス以外で、一般産業施設などと同等の安全性が要求される建家・設備、機器・配管系																
【耐震分類】																
<p>Sクラス 自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、環境への影響が大きいものをいう。安全上重要な施設を有する廃棄物管理施設にあっては、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）並びに敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を含む。上記に規定する「環境への影響が大きい」とは、敷地周辺の公衆の実効線量が5ミリシーベルトを超えることをいう。</p> <p>Bクラス 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p>																
該当する施設・設備の分類																
該当なし																
想定される事故において、機能喪失を想定するが、限定的な遮蔽能力及び閉じ込め能力を期待する建家・設備、機器・配管系																
Bクラス以外で、一般産業施設などと同等の安全性が要求される建家・設備、機器・配管系																

図 1 1 - 2 廃棄物管理施設の耐震重要度分類

図 1 1 - 2 廃棄物管理施設の耐震重要度分類

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<div data-bbox="210 285 1294 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）                      廃棄物管理施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。）が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針                      第1項について                      廃棄物管理施設の安全設計上想定される事故を想定し、安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、固体廃棄物減容処理施設で発生する事故による線量が最大となるが、その場合においても、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故あたり5ミリシーベルト以下であり、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。</p> <div data-bbox="439 1003 1071 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">添付書類七の下記項目参照                      設計最大評価事故の評価結果 （2.3項）</p> </div> <p>（本文）</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造                      (6) その他の主要な構造                      廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。                      m) 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故時に事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものとする。</p>	<div data-bbox="1406 285 2490 512" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第十二条（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）                      廃棄物管理施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。）が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針                      第1項について                      廃棄物管理施設の安全設計上想定される事故を想定し、安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、固体廃棄物減容処理施設で発生する事故による線量が最大となるが、その場合においても、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故あたり5ミリシーベルト以下であり、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼすおそれはない。</p> <div data-bbox="1635 1003 2267 1142" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">添付書類七の下記項目参照                      設計最大評価事故の評価結果 （2.3項）</p> </div> <p>（本文）</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造                      (6) その他の主要な構造                      廃棄物管理施設は、以下の方針のもとに安全設計を行う。                      m) 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故時に事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものとする。</p>	

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>第12条（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）</p> <p>1 第12条の「設計最大評価事故」は、以下に掲げる手順に基づき評価を行うこと。</p> <p>一 事故の選定                      廃棄物管理施設の設計に即し、</p> <p>① 高レベル放射性固体廃棄物、放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散</p> <p>② 廃棄物管理施設内の火災及び爆発</p> <p>③ その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故の発生の可能性を、技術的観点から十分に検討し、技術上発生が想定される事故であって、公衆の放射線被ばくの観点から重要と考えられる事故を含めなければならない。</p> <p>二 放射線及び放射性物質の放出量の計算                      選定したそれぞれの事故について、技術的に妥当な解析モデル及びパラメータを採用するほか、次の事項を十分に検討した上で、安全裕度のある妥当な条件を設定して、放射線及び放射性物質の放出量の計算を行うこと。</p> <p>① 閉じ込め機能及び遮蔽機能の健全性</p> <p>② 放射性物質の大気中の拡散条件</p> <p>③ 評価期間                      放射線及び放射性物質の放出量の計算における評価期間の設定に当たっては、事故発生後異常を検知するまでの時間や、影響緩和のための対策に要する作業時間等を適切に考慮すること。</p> <p>三 線量の評価                      選定した事故のうち、放射線及び放射性物質の放出量の計算により公衆に対して最大の放射線被ばくを及ぼす事故を設計最大評価事故として設定し、その場合の線量をもってしても、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるものでないことを確認すること。</p> <p>2 第12条に規定する「事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故当たり5ミリシーベルト以下であることをいう。</p>	<p>第12条（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）</p> <p>1 第12条の「設計最大評価事故」は、以下に掲げる手順に基づき評価を行うこと。</p> <p>一 事故の選定                      廃棄物管理施設の設計に即し、</p> <p>① 高レベル放射性固体廃棄物、放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散</p> <p>② 廃棄物管理施設内の火災及び爆発</p> <p>③ その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故の発生の可能性を、技術的観点から十分に検討し、技術上発生が想定される事故であって、公衆の放射線被ばくの観点から重要と考えられる事故を含めなければならない。</p> <p>二 放射線及び放射性物質の放出量の計算                      選定したそれぞれの事故について、技術的に妥当な解析モデル及びパラメータを採用するほか、次の事項を十分に検討した上で、安全裕度のある妥当な条件を設定して、放射線及び放射性物質の放出量の計算を行うこと。</p> <p>① 閉じ込め機能及び遮蔽機能の健全性</p> <p>② 放射性物質の大気中の拡散条件</p> <p>③ 評価期間                      放射線及び放射性物質の放出量の計算における評価期間の設定に当たっては、事故発生後異常を検知するまでの時間や、影響緩和のための対策に要する作業時間等を適切に考慮すること。</p> <p>三 線量の評価                      選定した事故のうち、放射線及び放射性物質の放出量の計算により公衆に対して最大の放射線被ばくを及ぼす事故を設計最大評価事故として設定し、その場合の線量をもってしても、公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるものでないことを確認すること。</p> <p>2 第12条に規定する「事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、設計最大評価事故時に公衆が被ばくする線量の評価値が、発生事故当たり5ミリシーベルト以下であることをいう。</p>	

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>(添付書類七)</p> <p>解釈第1項第1号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（<math>\alpha</math>核種又は<math>\beta</math> <math>\gamma</math>核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物及び<math>\alpha</math>固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管</p>	<p>(添付書類七)</p> <p>解釈第1項第1号について</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>評価対象事故の選定では、事業許可基準規則解釈に基づき、「放射性固体廃棄物等の落下等に伴う放射性物質の飛散」、「廃棄物管理施設内の火災及び爆発」及び「その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等の事故」を考慮し、廃棄物管理施設の19施設 <u>(使用を停止する施設及び設備を安全側を含む。)</u> において、安全設計上想定される事故について網羅的かつ効率的に抽出する。抽出の際、各施設における放射性廃棄物の取扱いの特徴を踏まえて、事故の起因事象として、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業員の誤操作」が想定されるため、廃棄物の受入、処理及び保管の各工程においてこれらの事故を考慮し、「液体廃棄物の漏出又は固体廃棄物の落下（以下「廃棄物の落下等」という。）」、「火災」及び「排気系の停止」を想定する。</p> <p>事故は建家外への放射性物質の放出が想定されるため、事故に伴い建家外へ放射性物質が放出される過程として、液体廃棄物の場合は蒸発によって空気中へ移行し建家外へ放出、固体廃棄物の場合は飛散によって空気中へ移行し建家外へ放出することを想定する。</p> <p>施設における放射性廃棄物の受入、処理、保管及び放射性廃棄物の性状（液体又は固体、含まれる核種（<math>\alpha</math>核種又は<math>\beta</math> <math>\gamma</math>核種）及び量）の観点から整理した上で、建家外への放射性物質の放出過程（空気中への放射性物質の移行率）が同一になるものを一つの分類にまとめる。</p> <p>まとめた各分類において、分類毎に内包する放射性物質量が最大の施設の事故及び飛散性が高いと想定される火災を被ばく評価のための放射性物質の建家外への放出量評価の対象とする。</p> <p>放射性物質の建家外への放出量評価を行った事故について、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」に分類し、それぞれについて、放射性物質の建家外への放出量が最大の事故を評価対象事故として選定する。</p> <p>選定した評価対象事故のうち、公衆が被ばくする線量が最大となる事故を設計最大評価事故とする。</p> <p>1.2 評価対象事故の設定</p> <p>廃棄物管理施設における19施設 <u>(使用を停止する施設及び設備を安全側を含む。)</u> を対象として、廃棄物を、液体廃棄物、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物</p>	<p>化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止</p> <p>化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表1のとおりである。</p> <p>表1 廃棄物管理施設の想定事象 省略</p> <p>1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング）</p> <p>1) 閉じ込め機能喪失に関するスクリーニングの考え方</p> <p>廃棄物管理施設では、液体廃棄物の受入（廃棄を含む。）及び処理、固体廃棄物の受入、処理及び保管を行っており、それぞれの評価対象事故に応じて放射性物質の外部放出過程が異なる。一方、別の工程の施設であっても同一の放出過程となるものがあり、それらを分類し、分類毎に施設の設備が内包するインベントリから影響の大きいと考えられるものを、閉じ込め機能喪失の評価対象事故として選定する。</p> <p>2) 放出過程ごとのスクリーニングのための分類</p> <p>2-1) 液体廃棄物を取り扱う施設におけるスクリーニングの考え方</p> <p>液体廃棄物は、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math>核種が主な組成である。</p> <p>液体廃棄物を取り扱う施設の事故による液体廃棄物放出後の拡散の過程は、漏えい後、堰等に滞留し、蒸発に伴って施設外へ放出されるものであり、ほぼ同一と考えられる。</p> <p>一方、液体廃棄物を取り扱う施設のうち、鋼製タンクで取り扱う施設とコンクリート埋設タンクで取り扱う施設では、内包する液体の量に違いがある（鋼製タンクの場合最大10m<sup>3</sup>、コンクリート埋設タンクの場合最大400m<sup>3</sup>）ことから、放出液量に違いがあると考えられるため、それぞれを分けてスクリーニングし、インベントリの大きい施設について評価する。表2-1に液体廃棄物の受入れ又は処理に係る施設の取り扱うインベントリの比を整理した。なお、液体廃棄物の取扱い施設では、火気を使用しないため、火災は想定しえない。</p>	<p>及び<math>\alpha</math>固体廃棄物に分類し、受入、処理及び保管の各工程において想定される事故について、「設備の故障」及び「計測制御系の異常に伴う誤作動又は作業者の誤操作」の観点で、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気系の停止」を抽出した。これらの想定事故の抽出では、事故により喪失する安全機能に着目した。その結果、放射線及び放射性物質を外部に放出する事故として、各施設における閉じ込め機能喪失を評価対象事故として設定した。なお、主な廃棄物管理施設の建家には閉じ込め機能を求めているため、その場合は、設備の閉じ込め機能喪失で放射性物質の放出を評価した。</p> <p>設定した評価対象事故は次の表1のとおりである。</p> <p>表1 廃棄物管理施設の想定事象 変更なし</p> <p>1.3 評価対象事故の選定（スクリーニング）</p> <p>1) 閉じ込め機能喪失に関するスクリーニングの考え方</p> <p>廃棄物管理施設では、液体廃棄物の受入（廃棄を含む。）及び処理、固体廃棄物の受入、処理及び保管を行っており、それぞれの評価対象事故に応じて放射性物質の外部放出過程が異なる。一方、別の工程の施設であっても同一の放出過程となるものがあり、それらを分類し、分類毎に施設の設備が内包するインベントリから影響の大きいと考えられるものを、閉じ込め機能喪失の評価対象事故として選定する。</p> <p>2) 放出過程ごとのスクリーニングのための分類</p> <p>2-1) 液体廃棄物を取り扱う施設におけるスクリーニングの考え方</p> <p>液体廃棄物は、<math>\beta</math>・<math>\gamma</math>核種が主な組成である。</p> <p>液体廃棄物を取り扱う施設の事故による液体廃棄物放出後の拡散の過程は、漏えい後、堰等に滞留し、蒸発に伴って施設外へ放出されるものであり、ほぼ同一と考えられる。</p> <p>一方、液体廃棄物を取り扱う施設のうち、鋼製タンクで取り扱う施設とコンクリート埋設タンクで取り扱う施設では、内包する液体の量に違いがある（鋼製タンクの場合最大10m<sup>3</sup>、コンクリート埋設タンクの場合最大400m<sup>3</sup>）ことから、放出液量に違いがあると考えられるため、それぞれを分けてスクリーニングし、インベントリの大きい施設について評価する。表2-1に液体廃棄物の受入れ又は処理に係る施設の取り扱うインベントリの比を整理した。なお、液体廃棄物の取扱い施設では、火気を使用しないため、火災は想定しえない。</p>	



変更前（既許可）	変更後	備考
<p>液体廃棄物の取扱い施設におけるスクリーニングの分類を表 2-1 に示す。</p> <p>2-2) 固体廃棄物を取り扱う施設におけるスクリーニングの考え方            固体廃棄物は、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種を主な組成とする<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種のほか<math>\alpha</math>核種を含有する<math>\alpha</math>固体廃棄物とに分類され、事故による被ばくの寄与については総じて<math>\alpha</math>核種のほうが大きいことから、スクリーニングは工程による分類のほか廃棄物の種類によっても分類することが適切と考えられる。            固体廃棄物の事故による放射性物質の拡散の過程は、火災とそれ以外の事故とでは、閉じ込め機能喪失の程度が異なるため、火災とそれ以外の事故の閉じ込め機能喪失を明確に分けて評価する必要がある、火災は総じて拡散が大きいことから火災事故が考えられる施設はすべて対象とする。            固体廃棄物の処理と処理までの保管においては、処理では放射性物質を完全な非密封で取扱うこととなるが、処理までの保管の場合は、静置していることが基本のため、通常の状態では閉じ込め機能喪失は発生せず、移動時の落下による閉じ込め機能喪失が想定される程度である。            以上から、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と<math>\alpha</math>固体廃棄物、火災とそれ以外の事故による閉じ込め機能喪失、処理と保管の3種類にそれぞれ分類してスクリーニングし、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-2 に固体廃棄物の処理又は受入れに係る施設の取り扱うインベントリの比を整理した。また、固体廃棄物の取扱い施設におけるスクリーニングの分類を同様に表 2-2 に示す。</p> <p>2-3) 固体廃棄物を保管する施設におけるスクリーニングの考え方            保管施設に保管する固体廃棄物は、ドラム缶、コンクリートブロック、角型容器又は保管体に密封の状態ですべて定置されることから、2-2)項に示す固体廃棄物の処理までの保管と同様であり、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-3 に固体廃棄物を保管する施設の取り扱うインベントリの比を整理した。なお、保管施設では、火気を使用しないため、火災は想定しえない。            固体廃棄物の保管施設におけるスクリーニングの分類を表 2-3 に示す。</p>	<p>液体廃棄物の取扱い施設におけるスクリーニングの分類を表 2-1 に示す。</p> <p>2-2) 固体廃棄物を取り扱う施設におけるスクリーニングの考え方            固体廃棄物は、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種を主な組成とする<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と、<math>\beta \cdot \gamma</math>核種のほか<math>\alpha</math>核種を含有する<math>\alpha</math>固体廃棄物とに分類され、事故による被ばくの寄与については総じて<math>\alpha</math>核種のほうが大きいことから、スクリーニングは工程による分類のほか廃棄物の種類によっても分類することが適切と考えられる。            固体廃棄物の事故による放射性物質の拡散の過程は、火災とそれ以外の事故とでは、閉じ込め機能喪失の程度が異なるため、火災とそれ以外の事故の閉じ込め機能喪失を明確に分けて評価する必要がある、火災は総じて拡散が大きいことから火災事故が考えられる施設はすべて対象とする。            固体廃棄物の処理と処理までの保管においては、処理では放射性物質を完全な非密封で取扱うこととなるが、処理までの保管の場合は、静置していることが基本のため、通常の状態では閉じ込め機能喪失は発生せず、移動時の落下による閉じ込め機能喪失が想定される程度である。            以上から、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体廃棄物と<math>\alpha</math>固体廃棄物、火災とそれ以外の事故による閉じ込め機能喪失、処理と保管の3種類にそれぞれ分類してスクリーニングし、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-2 に固体廃棄物の処理又は受入れに係る施設の取り扱うインベントリの比を整理した。また、固体廃棄物の取扱い施設におけるスクリーニングの分類を同様に表 2-2 に示す。</p> <p>2-3) 固体廃棄物を保管する施設におけるスクリーニングの考え方            保管施設に保管する固体廃棄物は、ドラム缶、コンクリートブロック、角型鋼製容器又は保管体に密封の状態ですべて定置されることから、2-2)項に示す固体廃棄物の処理までの保管と同様であり、インベントリの大きい施設について放出評価する。表 2-3 に固体廃棄物を保管する施設の取り扱うインベントリの比を整理した。なお、保管施設では、火気を使用しないため、火災は想定しえない。            固体廃棄物の保管施設におけるスクリーニングの分類を表 2-3 に示す。</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前（既許可）				変更後				備考
表 2-1 液体廃棄物の受入れ又は処理（◎：火災、○：火災以外） ① 設備が鋼製タンク又は鋼製機器で構成されている施設及び設備				表 2-1 液体廃棄物の受入れ又は処理（◎：火災、○：火災以外） ① 設備が鋼製タンク又は鋼製機器で構成されている施設及び設備				化学処理装置の使用の停止  有機廃液一時格納庫の使用の停止  化学処理装置及び有機廃液一時格納庫の使用の停止
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
廃液処理棟	廃液蒸発装置 I	1153	○	廃液処理棟	廃液蒸発装置 I	1153	○	
	化学処理装置	116			化学処理装置*	116		
	廃液蒸発装置 II	349			廃液蒸発装置 II	349		
	セメント固化装置	58			セメント固化装置	58		
有機廃液一時格納庫	有機廃液一時格納庫	1		有機廃液一時格納庫*	1			
管理機械棟	分析フード	ごく僅か		管理機械棟	分析フード	ごく僅か		
固体廃棄物減容処理施設	固体廃棄物減容処理施設 廃液貯槽	17		固体廃棄物減容処理施設	固体廃棄物減容処理施設 廃液貯槽	17		
② 設備がコンクリート埋設タンクで構成されている施設及び設備				② 設備がコンクリート埋設タンクで構成されている施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
廃棄貯留施設 I	廃棄物管理施設用廃液貯槽	1		廃棄貯留施設 I	廃棄物管理施設用廃液貯槽	1		
排水監視施設	排水監視設備	一般放出レベル		排水監視施設	排水監視設備	一般放出レベル		
廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I	47		廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I	47		
廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II	9370	○	廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II	9370	○	
表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入（◎：火災、○：火災以外） ① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備				表 2-2 固体廃棄物の処理又は受入（◎：火災、○：火災以外） ① β・γ 固体廃棄物の処理を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I	1		
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II	5		

\*使用を停止する施設及び設備を、安全側に含む。

変更前（既許可）				変更後				備考
β・γ 固体 処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置	23	◎	β・γ 固体 処理棟Ⅲ	β・γ 焼却装置 <u>(有機溶媒貯槽を含む。)</u>	23	◎	受入れ施設の変更
β・γ 固体 処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備	44800	○	β・γ 固体 処理棟Ⅳ	β・γ 封入設備	44800	○	
② β・γ 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備				② β・γ 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ 比	選定	施設	設備	インベントリ 比	選定	
β・γ 一時 格納庫Ⅰ	β・γ 一時格納庫Ⅰ	5		β・γ 一時 格納庫Ⅰ	β・γ 一時格納庫Ⅰ	5		
β・γ 固体 処理棟Ⅱ	β・γ 一時格納庫Ⅱ	1		β・γ 固体 処理棟Ⅱ	β・γ 一時格納庫Ⅱ	1		
β・γ 固体 処理棟Ⅳ	β・γ 貯蔵セル	25000	○	β・γ 固体 処理棟Ⅳ	β・γ 貯蔵セル	25000	○	
③ α 固体廃棄物の処理（焼却又は分類）を行う施設及び設備				③ α 固体廃棄物の処理（焼却又は分類）を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ 比	選定	施設	設備	インベントリ 比	選定	
α 固体処理 棟	α ホール設備	1		α 固体処理 棟	α ホール設備	1		
	α 焼却装置	2	◎		α 焼却装置	2	◎	
	α 封入設備	78200	○		α 封入設備	78200	○	
④ α 固体廃棄物の処理（焼却又は溶融）を行う施設及び設備				④ α 固体廃棄物の処理（焼却又は溶融）を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ 比	選定	施設	設備	インベントリ 比	選定	
固体廃棄物 減容処理施 設	搬出入室	600		固体廃棄物 減容処理施 設	搬出入室	600		
	前処理セル（開缶エリ ア）	600			前処理セル（開缶エリ ア）	600		
	前処理セル（分別エリ ア）	904			前処理セル（分別エリ ア）	904		
	焼却溶融セル	904	◎		焼却溶融セル	904	◎	
	保守ホール	1			保守ホール	1		
	廃樹脂乾燥室	12			廃樹脂乾燥室	12		

変更前（既許可）				変更後				備考
⑤ α 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備				⑤ α 固体廃棄物の受入（処理までの保管を含む）を行う施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
α 一時格納庫	α 一時格納庫	1		α 一時格納庫	α 一時格納庫	1		
固体廃棄物減容処理施設	搬出入室（廃棄物搬出入ピット）	9450	○	固体廃棄物減容処理施設	搬出入室（廃棄物搬出入ピット）	9450	○	
表 2-3 固体廃棄物の保管				表 2-3 固体廃棄物の保管				
① 主に β・γ 固体廃棄物の固型化された廃棄体を保管する施設及び設備				① 主に β・γ 固体廃棄物の固型化された廃棄体を保管する施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
固体集積保管場Ⅰ	固体集積保管場Ⅰ	1134	○	固体集積保管場Ⅰ	固体集積保管場Ⅰ	1134	○	
固体集積保管場Ⅱ	固体集積保管場Ⅱ	1		固体集積保管場Ⅱ	固体集積保管場Ⅱ	1		
② 主に β・γ 固体廃棄物の非固型化の廃棄体を保管する施設及び設備				② 主に β・γ 固体廃棄物の非固型化の廃棄体を保管する施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
固体集積保管場Ⅲ	固体集積保管場Ⅲ	11	○	固体集積保管場Ⅲ	固体集積保管場Ⅲ	11	○	
固体集積保管場Ⅳ	固体集積保管場Ⅳ	1		固体集積保管場Ⅳ	固体集積保管場Ⅳ	1		
③ α 固体廃棄物の廃棄体を保管する施設及び設備				③ α 固体廃棄物の廃棄体を保管する施設及び設備				
施設	設備	インベントリ比	選定	施設	設備	インベントリ比	選定	
α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設	1	○	α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設	1	○	
これらのスクリーニングの結果、以下の 12 設備について、放出評価を行う。				これらのスクリーニングの結果、以下の 12 設備について、放出評価を行う。				
放出評価の結果は、工程による分類及び火災とそれ以外の事故による分類を除外できるものであることから、β・γ 廃棄物であるか α 廃棄物であるかの分類を考慮して、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気				放出評価の結果は、工程による分類及び火災とそれ以外の事故による分類を除外できるものであることから、β・γ 廃棄物であるか α 廃棄物であるかの分類を考慮して、「廃棄物の落下等」、「火災」及び「排気				

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>系の停止」について、放出結果が最大の設備を選定して被ばく評価を行う。</p> <p>2-1 液体廃棄物の処理又は受入</p> <p>① 液体廃棄物の処理 【火災以外】廃液処理棟 廃液蒸発装置Ⅰ ・・・ (想定事故評価 2-1-①)</p> <p>② 液体廃棄物の受入 【火災以外】廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯槽Ⅱ ・・・ (想定事故評価 2-1-②)</p> <p>2-2 固体廃棄物の処理又は受入</p> <p>① 固体廃棄物の処理 (β・γ 固体廃棄物) 【火災】β・γ 固体処理棟Ⅲ β・γ 焼却装置 ・・・ (想定事故評価 2-2-①-1) 【火災以外】β・γ 固体処理棟Ⅳ β・γ 封入設備 ・・・ (想定事故評価 2-2-①-2)</p> <p>② 固体廃棄物の一時保管 (β・γ 固体廃棄物) 【火災以外】β・γ 固体処理棟Ⅳ β・γ 貯蔵セル ・・・ (想定事故評価 2-2-②-1)</p> <p>③ 固体廃棄物の処理 (α 固体廃棄物) 【火災】α 固体処理棟 α 焼却装置 ・・・ (想定事故評価 2-2-③-1) 固体廃棄物減容処理施設 焼却熔融セル ・・・ (想定事故評価 2-2-③-2) 【火災以外】α 固体処理棟 α 封入設備 ・・・ (想定事故評価 2-2-③-3)</p> <p>④ 固体廃棄物の一時保管 (α 固体廃棄物) 【閉じ込め】固体廃棄物減容処理施設 廃棄物搬出入ピット ・・・ (想定事故評価 2-2-④-1)</p> <p>2-3 固体廃棄物の保管</p> <p>① 廃棄物パッケージ (ドラム缶、コンクリートブロック、角型容器 又は保管体) の保管 【火災以外】固体集積保管場Ⅰ ・・・ (想定事故評価 2-3-①- 1) 固体集積保管場Ⅲ ・・・ (想定事故評価 2-3-①- 2)</p>	<p>系の停止」について、放出結果が最大の設備を選定して被ばく評価を行う。</p> <p>2-1 液体廃棄物の処理又は受入</p> <p>① 液体廃棄物の処理 【火災以外】廃液処理棟 廃液蒸発装置Ⅰ ・・・ (想定事故評価 2-1-①)</p> <p>② 液体廃棄物の受入 【火災以外】廃液貯留施設Ⅱ 廃液貯槽Ⅱ ・・・ (想定事故評価 2-1-②)</p> <p>2-2 固体廃棄物の処理又は受入</p> <p>① 固体廃棄物の処理 (β・γ 固体廃棄物) 【火災】β・γ 固体処理棟Ⅲ β・γ 焼却装置 ・・・ (想定事故評価 2-2-①-1) 【火災以外】β・γ 固体処理棟Ⅳ β・γ 封入設備 ・・・ (想定事故評価 2-2-①-2)</p> <p>② 固体廃棄物の一時保管 (β・γ 固体廃棄物) 【火災以外】β・γ 固体処理棟Ⅳ β・γ 貯蔵セル ・・・ (想定事故評価 2-2-②-1)</p> <p>③ 固体廃棄物の処理 (α 固体廃棄物) 【火災】α 固体処理棟 α 焼却装置 ・・・ (想定事故評価 2-2-③-1) 固体廃棄物減容処理施設 焼却熔融セル ・・・ (想定事故評価 2-2-③-2) 【火災以外】α 固体処理棟 α 封入設備 ・・・ (想定事故評価 2-2-③-3)</p> <p>④ 固体廃棄物の一時保管 (α 固体廃棄物) 【閉じ込め】固体廃棄物減容処理施設 廃棄物搬出入ピット ・・・ (想定事故評価 2-2-④-1)</p> <p>2-3 固体廃棄物の保管</p> <p>① 廃棄物パッケージ (ドラム缶、コンクリートブロック、角型鋼製 容器又は保管体) の保管 【火災以外】固体集積保管場Ⅰ ・・・ (想定事故評価 2-3-①- 1) 固体集積保管場Ⅲ ・・・ (想定事故評価 2-3-①- 2)</p>	<p>記載の適正化</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>α 固体貯蔵施設 . . . （想定事故評価 2-3-①-</p> <p>3) 設計最大評価事故の選定 ～ 図 3 β・γ 貯蔵セル 閉じ込め機能喪失（排気系の停止）フロー図 省略</p> <p>別添 1 蒸発深さの算出について 省略</p>	<p>α 固体貯蔵施設 . . . （想定事故評価 2-3-①-3)</p> <p>3) 設計最大評価事故の選定 ～ 図 3 β・γ 貯蔵セル 閉じ込め機能喪失（排気系の停止）フロー図 変更なし</p> <p>別添 1 蒸発深さの算出について 変更なし</p>	

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>第十三条（処理施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p> <p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>適合のための設計方針 第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理するため、廃液処理棟に化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置を収納し、廃液貯留施設Ⅰに処理済廃液貯槽を、排水監視施設に排水監視設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業所から発生する液体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される液体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p>また、受け入れる固体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設として、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅰに<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱに<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに<math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳに<math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟に<math>\alpha</math> 焼却装置、<math>\alpha</math> ホール設備及び<math>\alpha</math> 封入設備並びに固体廃棄物減容処理施設に減容処理設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業所から発生する固体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される固体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>廃棄物管理施設には、処理に伴い生じた液体状及び気体状の放射性廃棄物を排出するにあたっては、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う</p>	<p>第十三条（処理施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p> <p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>適合のための設計方針 第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理するため、廃液処理棟に化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置を収納し、廃液貯留施設Ⅰに処理済廃液貯槽を、排水監視施設に排水監視設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業所から発生する液体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される液体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>また、受け入れる固体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設として、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅰに<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅱに<math>\beta \cdot \gamma</math> 圧縮装置Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲに<math>\beta \cdot \gamma</math> 焼却装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳに<math>\beta \cdot \gamma</math> 封入設備、<math>\alpha</math> 固体処理棟に<math>\alpha</math> 焼却装置、<math>\alpha</math> ホール設備及び<math>\alpha</math> 封入設備並びに固体廃棄物減容処理施設に減容処理設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業所から発生する固体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される固体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>廃棄物管理施設には、処理に伴い生じた液体状及び気体状の放射性廃棄物を排出するにあたっては、周辺監視区域外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う</p>	<p>化学処理装置の使用の停止</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（50<math>\mu</math>Sv/年以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出する。同様に、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理 <u>又は化学処理</u> を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 処理施設 （4.2項） 〕</p> <p>（本文）</p> <p>ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>a) 液体廃棄物の処理施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽</p>	<p>公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（50<math>\mu</math>Sv/年以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出する。同様に、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 処理施設 （4.2項） 〕</p> <p>（本文）</p> <p>ハ 廃棄物管理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) 処理施設</p> <p>a) 液体廃棄物の処理施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽</p>	<p>化学処理装置の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p>



変更前（既許可）	変更後	備考
<p>部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p>3) 排水監視施設 排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備 (a) 化学処理装置 化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が安定した、主としてJ M T R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、<u>砂ろ過塔及び分析フード</u>で構成する。</p> <p>(b) 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機<u>及び濃縮液受槽</u>で構成する。</p> <p>(c) 廃液蒸発装置 II 廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物B及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(d) セメント固化装置 セメント固化装置は、主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p>(e) 処理済廃液貯槽 本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置</p>	<p>部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p><u>廃液貯留施設 I から使用を停止する化学処理装置へ接続する配管は、配管のフランジ部を閉止する。</u></p> <p>3) 排水監視施設 排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備 (a) 化学処理装置 化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が安定した、主としてJ M T R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽<u>及び砂ろ過塔</u>で構成する。 <u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>(b) 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、<u>濃縮液受槽及び分析フード</u>で構成する。</p> <p>(c) 廃液蒸発装置 II 廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物B及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(d) セメント固化装置 セメント固化装置は、主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機で構成する。 <u>ただし、凍結再融解槽及びスラッジ槽については、使用を停止する。</u></p> <p>(e) 処理済廃液貯槽 本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p>

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(f) 排水監視設備 本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力を第1表に示す。</p>	<p>し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(f) 排水監視設備 本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力を第1表に示す。</p>	

変更前 (既許可)						変更後						備考
第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						
収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	
廃液処理棟	9,400m <sup>3</sup>	化学処理装置 (二段凝集沈澱方式)	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	10m <sup>3</sup> /h	廃液処理棟*1	5,400m <sup>3</sup>	化学処理装置 (二段凝集沈澱方式)	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	10m <sup>3</sup> /h	化学処理装置の使用の停止
		<ul style="list-style-type: none"> <li>凝集沈澱槽 2基</li> <li>排泥槽 2基</li> <li>スラッジ貯槽 1基</li> <li>砂ろ過塔 2基</li> <li><u>分析フード 4基</u></li> </ul>										
		廃液蒸発装置 I (強制循環型蒸気圧縮方式)	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h			廃液蒸発装置 I (強制循環型蒸気圧縮方式)	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気室 1基</li> <li>カランドリア 1基</li> <li>強制循環ポンプ 1基</li> <li>蒸気圧縮機 1基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>										
廃液貯留施設 I	9,400m <sup>3</sup>	廃液蒸発装置 II (単効型自然循環方式)	B	液体廃棄物 B 及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h	廃液貯留施設 I	5,400m <sup>3</sup>	廃液蒸発装置 II (単効型自然循環方式)	B	液体廃棄物 B 及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h	化学処理装置の使用の停止に伴う変更
		<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸発缶 1基</li> <li>充填塔 1基</li> <li>凝縮器 2基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>	〔充填塔〕					〔充填塔〕				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>凝縮器 C</li> </ul>	C									
廃液貯留施設 I	9,400m <sup>3</sup>	セメント固化装置 (混練方式)	C	スラッジ及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /5日 (スラッジ) 200リットル/日 (濃縮液)	廃液貯留施設 I	5,400m <sup>3</sup>	セメント固化装置 (混練方式)	C	スラッジ及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /5日 (スラッジ) 200リットル/日 (濃縮液)	化学処理装置の使用の停止に伴う変更
		<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結再融解槽 2基</li> <li>スラッジ槽 1基</li> <li>濃縮液槽 1基</li> <li>混練機 1式</li> </ul>										
廃液貯留施設 I	9,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	廃液貯留施設 I	5,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	化学処理装置の使用の停止に伴う変更
		〔鉄筋コンクリート製貯槽〕						〔鉄筋コンクリート製貯槽〕				

変更前（既許可）					変更後					備考		
排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽〕 1基	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽〕 1基	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	化学処理装置の使用の停止に伴う変更
<p>(iv) 排気口及び排水口の位置 ～ b) 固体廃棄物の処理施設 (iv) 排気口及び排水口の位置 省略</p>					<p><u>*1：化学処理装置及びセメント固化装置のうち凍結再融解槽及びスラッジ槽については、使用を停止する。</u> <u>*2：うち3基は管理機械棟に設置</u></p> <p>(iv) 排気口及び排水口の位置 ～ b) 固体廃棄物の処理施設 (iv) 排気口及び排水口の位置 変更なし</p>							
<p>第十三条（処理施設） 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。 一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。こと。 二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。こと。</p>					<p>第十三条（処理施設） 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。 一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。こと。 二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。こと。</p>					化学処理装置の使用の停止に伴う変更		
<p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について 廃棄物管理施設の処理施設は、受け入れた放射性廃棄物を、廃棄物管理施設において発生する液体又は固体状の放射性廃棄物とともに容器に封入又は容器に固型化するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>(液体廃棄物処理の概要と処理能力) 液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において化学処理又は蒸発処理を行い、スラッジ及び濃縮液と処理済廃液とに分離する。スラッジ及び濃縮液は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、周辺監視区域</p>					<p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について 廃棄物管理施設の処理施設は、受け入れた放射性廃棄物を、廃棄物管理施設において発生する液体又は固体状の放射性廃棄物とともに容器に封入又は容器に固型化するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>(液体廃棄物処理の概要と処理能力) 液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において蒸発処理を行い、濃縮液と処理済廃液とに分離する。濃縮液は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射</p>							

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて<math>50\mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下が達成できるよう、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の最大受入れ量 液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。 a. 液体廃棄物 A : <math>8,000\text{m}^3/\text{年}</math> b. 液体廃棄物 B : <math>1,400\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>なお、<u>液体廃棄物 C はごく少量である。また、</u>放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>(2) 処理済廃液の処理能力 処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて<math>700\text{m}^3</math>である。 処理施設から発生する処理済廃液は、年間約<math>10,000\text{m}^3</math>である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約<math>65,000\text{m}^3</math>である。処理済廃液約<math>10,000\text{m}^3</math>及び希釈水約<math>65,000\text{m}^3</math>を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は約<math>220</math>日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。 したがって、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>(3) 液体廃棄物処理と設備の能力 1) 液体廃棄物 A 廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間<math>8,000\text{m}^3</math>である。<u>このうちの約<math>4,000\text{m}^3</math>は、J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水で、物理的・化学的性質が一定した<math>^{24}\text{Na}</math>を初期の支配核種とし、<math>^3\text{H}</math>、<math>^{60}\text{Co}</math>等を含むものである。その他の約<math>4,000\text{m}^3</math>は、物理的・化学的性質が多様な<math>^{60}\text{Co}</math>、<math>^{90}\text{Sr}</math>、<math>^{137}\text{Cs}</math>等を含むものである。</u> <u>J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水の液体廃棄物は、廃液貯槽 I (<math>200\text{m}^3\times 5</math>基、<math>400\text{m}^3\times 1</math>基) に一時貯留する。半減期が15時間の<math>^{24}\text{Na}</math>については、1週間以上貯留することによりその濃度を<math>1/1,000</math>以下に減衰することができる。<math>^{24}\text{Na}</math>を減衰させた後の液体廃棄物は、化学処理装置で処理する。化学処理装置の処理能力は、<math>10\text{m}^3/\text{h}</math>で、除染係数は、</u></p>	<p>性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて<math>50\mu\text{Sv}/\text{年}</math>以下が達成できるよう、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の最大受入れ量 液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。 a. 液体廃棄物 A : <math>4,000\text{m}^3/\text{年}</math> b. 液体廃棄物 B : <math>1,400\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>なお、放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>(2) 処理済廃液の処理能力 処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて<math>700\text{m}^3</math>である。 処理施設から発生する処理済廃液は、年間約<math>6,000\text{m}^3</math>である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約<math>39,000\text{m}^3</math>である。処理済廃液約<math>6,000\text{m}^3</math>及び希釈水約<math>39,000\text{m}^3</math>を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は約<math>130</math>日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。 したがって、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>(3) 液体廃棄物処理と設備の能力 1) 液体廃棄物 A 廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間<math>4,000\text{m}^3</math>であり、<u>物理的・化学的性質が多様な<math>^{60}\text{Co}</math>、<math>^{90}\text{Sr}</math>、<math>^{137}\text{Cs}</math>等を含むものである。</u></p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更 液体廃棄物 C の削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>3.7Bq/cm<sup>3</sup> から3.7×10<sup>-1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>程度の濃度の液体廃棄物に対して10～100程度が得られる。一次冷却水の液体廃棄物の量約4,000m<sup>3</sup>の処理に必要な年間稼働日数は約60日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、化学処理装置の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>一方、物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物は、廃液貯槽Ⅰに一時貯留した後、主として廃液蒸発装置Ⅰにより処理する。廃液蒸発装置Ⅰは、処理能力3m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>3</sup>以上が得られる。物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物の量約4,000m<sup>3</sup>の処理に必要な年間稼働日数は約190日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置Ⅰの処理能力は十分である。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ（年間約20m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化する。</u></p> <p>廃液蒸発装置Ⅰから発生する濃縮液（年間約200m<sup>3</sup>）は、後述の廃液蒸発装置Ⅱでさらに処理する。</p> <p>2) 液体廃棄物B</p> <p>液体廃棄物Bの受入れ量は、定常的には年間約230m<sup>3</sup>であるが、その他予期し得ない要因で排出されるものを考慮しても年間最大1,400m<sup>3</sup>である。</p> <p>液体廃棄物Bは、廃液貯槽Ⅱ（70m<sup>3</sup>×4基）に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物Bは、貯槽でpH等の調整を行った後、廃液蒸発装置Ⅱで処理する。廃液蒸発装置Ⅱは、処理能力1m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>4</sup>以上が得られる。</p> <p>なお、廃液蒸発装置Ⅰからの濃縮液年間約200m<sup>3</sup>も廃液蒸発装置Ⅱで処理する。</p> <p>最大受入れ量1,400m<sup>3</sup>に廃液蒸発装置Ⅰからの濃縮液約200m<sup>3</sup>を加えても、処理に必要な年間稼働日数は約230日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置Ⅱの処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>3) <u>液体廃棄物C、スラッジ及び濃縮液</u></p>	<p><u>JMTR原子炉施設が廃止措置となり、一次冷却水の発生量が大きく減少することから、液体廃棄物Aについては、物理的・化学的性質に関わらず、年間発生する約4,000m<sup>3</sup>を廃液蒸発装置Ⅰで処理する。</u></p> <p><u>JMTR原子炉施設からの一次冷却水は、今後の発生予測において毎年約300m<sup>3</sup>が発生する見込みであり、これを含めても毎年約900m<sup>3</sup>の液体廃棄物Aが発生する見込みである。</u></p> <p><u>発生量が廃液蒸発装置Ⅰの処理量を下回っており、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計である。</u></p> <p>液体廃棄物Aは、廃液貯槽Ⅰに一時貯留した後、主として廃液蒸発装置Ⅰにより処理する。廃液蒸発装置Ⅰは、処理能力3m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>3</sup>以上が得られる。液体廃棄物Aの4,000m<sup>3</sup>の処理に必要な年間稼働日数は約190日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置Ⅰの処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅰから発生する濃縮液（年間約200m<sup>3</sup>）は、後述の廃液蒸発装置Ⅱでさらに処理する。</p> <p>2) 液体廃棄物B</p> <p>液体廃棄物Bの受入れ量は、定常的には年間約230m<sup>3</sup>であるが、その他予期し得ない要因で排出されるものを考慮しても年間最大1,400m<sup>3</sup>である。</p> <p>液体廃棄物Bは、廃液貯槽Ⅱ（70m<sup>3</sup>×4基）に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物Bは、貯槽でpH等の調整を行った後、廃液蒸発装置Ⅱで処理する。廃液蒸発装置Ⅱは、処理能力1m<sup>3</sup>/h、除染係数10<sup>4</sup>以上が得られる。</p> <p>なお、廃液蒸発装置Ⅰからの濃縮液年間約200m<sup>3</sup>も廃液蒸発装置Ⅱで処理する。</p> <p>最大受入れ量1,400m<sup>3</sup>に廃液蒸発装置Ⅰからの濃縮液約200m<sup>3</sup>を加えても、処理に必要な年間稼働日数は約230日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置Ⅱの処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化する。</p>	<p>設計方針の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>液体廃棄物Cの削</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>液体廃棄物Cは、液体廃棄物処理施設内において、セメント等の固化素材を用いて容器に固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ（年間約20m<sup>3</sup>）及び廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p>セメント固化装置の処理能力は、<u>スラッジについては5日で約1m<sup>3</sup>の処理ができる。また、濃縮液については</u>1日あたり約0.2m<sup>3</sup>の処理ができる。<u>スラッジ及び濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は約155日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>廃棄物管理施設の液体廃棄物の処理施設（本文 ハ(1)a）</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p>	<p>3) 濃縮液</p> <p>廃液蒸発装置Ⅱから発生する濃縮液（年間約11m<sup>3</sup>）は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</p> <p>セメント固化装置の処理能力は、1日あたり約0.2m<sup>3</sup>の処理ができる。濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は<u>約55日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、セメント固化装置の処理能力は十分である。</p> <p>廃棄物管理施設の液体廃棄物の処理施設（本文 ハ(1)a）</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設Ⅰ及び排水監視施設の建家並びに化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置を収容する。</p> <p><u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>2) 廃液貯留施設Ⅰ</p> <p>廃液貯留施設Ⅰは建家本体である廃液貯留施設Ⅰと附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設Ⅰの主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p><u>廃液貯留施設Ⅰから使用を停止する化学処理装置へ接続する配管は、配管のフランジ部を閉止し、漏えいを防止する設計とする。</u></p>	<p>除及び化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>3) 排水監視施設 排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(a) 化学処理装置 化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が一定した、主としてJMT R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔及び分析フードで構成する。</p> <p>(b) 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(c) 廃液蒸発装置 II 廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物B及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(d) セメント固化装置 セメント固化装置は、主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p>(e) 処理済廃液貯槽 本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(f) 排水監視設備 本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃</p>	<p>3) 排水監視施設 排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(a) 化学処理装置 化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が一定した、主としてJMT R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔で構成する。 <u>ただし、化学処理装置については、使用を停止する。</u></p> <p>(b) 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽及び分析フードで構成する。</p> <p>(c) 廃液蒸発装置 II 廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物B及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(d) セメント固化装置 セメント固化装置は、主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機で構成する。 <u>ただし、凍結再融解槽及びスラッジ槽については、使用を停止する。</u> <u>使用を停止するスラッジ槽からドラム缶型廃棄物パッケージ（200Lドラム缶）へ接続する配管は、配管のフランジ部を閉止し、漏えいを防止する設計とする。</u></p> <p>(e) 処理済廃液貯槽 本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(f) 排水監視設備 本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃</p>	<p>化学処理装置の使用の停止</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>



変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類                      主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力                      処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力を第1表に示す。</p>	<p>度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類                      主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力                      処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力を第1表に示す。</p>	

変更前（既許可）						変更後						備考			
第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力									
収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力				
廃液処理棟	9,400m <sup>3</sup>	化学処理装置（二段凝集沈澱方式）	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	10m <sup>3</sup> /h	廃液処理棟*1	5,400m <sup>3</sup>	化学処理装置（二段凝集沈澱方式）	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	10m <sup>3</sup> /h	化学処理装置の使用の停止			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>凝集沈澱槽 2基</li> <li>排泥槽 2基</li> <li>スラッジ貯槽 1基</li> <li>砂ろ過塔 2基</li> <li>分析フード 4基</li> </ul>													
		廃液蒸発装置Ⅰ（強制循環型蒸気圧縮方式）	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h			廃液蒸発装置Ⅰ（強制循環型蒸気圧縮方式）	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	3m <sup>3</sup> /h				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気室 1基</li> <li>カランドリア 1基</li> <li>強制循環ポンプ 1基</li> <li>蒸気圧縮機 1基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気室 1基</li> <li>カランドリア 1基</li> <li>強制循環ポンプ 1基</li> <li>蒸気圧縮機 1基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> <li>分析フード 4基*2</li> </ul>							
廃液貯留施設Ⅰ	9,400m <sup>3</sup>	廃液蒸発装置Ⅱ（単効型自然循環方式）	B	液体廃棄物B及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h	廃液貯留施設Ⅰ	5,400m <sup>3</sup>	廃液蒸発装置Ⅱ（単効型自然循環方式）	B	液体廃棄物B及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /h	化学処理装置の使用の停止に伴う変更			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸発缶 1基</li> <li>充填塔 1基</li> <li>凝縮器 2基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>	〔充填塔〕 〔凝縮器〕 〔C〕					<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸発缶 1基</li> <li>充填塔 1基</li> <li>凝縮器 2基</li> <li>濃縮液受槽 1基</li> </ul>	〔充填塔〕 〔凝縮器〕 〔C〕						
廃液貯留施設Ⅰ	9,400m <sup>3</sup>	セメント固化装置（混練方式）	C	スラッジ及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /5日 (スラッジ) 200リットル/日 (濃縮液)	廃液貯留施設Ⅰ	5,400m <sup>3</sup>	セメント固化装置（混練方式）	C	スラッジ及び濃縮液	1m <sup>3</sup> /5日 (スラッジ) 200リットル/日 (濃縮液)	化学処理装置の使用の停止に伴う変更			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結再融解槽 2基</li> <li>スラッジ槽 1基</li> <li>濃縮液槽 1基</li> <li>混練機 1式</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>凍結再融解槽 2基</li> <li>スラッジ槽 1基</li> <li>濃縮液槽 1基</li> <li>混練機 1式</li> </ul>										
廃液貯留施設Ⅰ	9,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	廃液貯留施設Ⅰ	5,400m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽	C	処理済廃液	貯留量 200m <sup>3</sup>	化学処理装置の使用の停止に伴う変更			
		〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕						〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕							

変更前（既許可）					変更後					備考		
排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽〕 1基	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽〕 1基	C	処理済廃液	貯留量 500m <sup>3</sup>	化学処理装置の使用の停止に伴う変更
<p>(iv) 排気口及び排水口の位置～</p> <p>第2表固体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力（3/3） 省略</p> <p>解釈第2項について</p> <p>周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（50μSv/年以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出するとともに、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理又は化学処理を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設での固体廃棄物の処理に伴い発生する気体廃棄物については、固体廃棄物の処理施設の排気浄化装置、焼却炉及び排ガス処理設備、焼却熔融炉及び排ガス処理装置によるろ過により、放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の空气中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量は1.6μSv/年であり、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の内部被ばく実効線量は1.8μSv/年である。</p> <p>同様に、液体廃棄物の処理に伴い発生する液体廃棄物の放射性物質濃度の低減については、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置による化学処理、蒸発処理により、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の排水中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量は4.2μSv/年である。</p> <p>これらの周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量と直接線及びスカイシャイン線に</p>					<p><u>*1：化学処理装置、セメント固化装置のうち凍結再融解槽及びスラッジ槽については、使用を停止する。</u></p> <p><u>*2：うち3基は管理機械棟に設置</u></p> <p>(iv) 排気口及び排水口の位置～</p> <p>第2表固体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力（3/3） 変更なし</p> <p>解釈第2項について</p> <p>周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（50μSv/年以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出するとともに、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設での固体廃棄物の処理に伴い発生する気体廃棄物については、固体廃棄物の処理施設の排気浄化装置、焼却炉及び排ガス処理設備、焼却熔融炉及び排ガス処理装置によるろ過により、放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の空气中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量は1.6μSv/年であり、気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の内部被ばく実効線量は1.8μSv/年である。</p> <p>同様に、液体廃棄物の処理に伴い発生する液体廃棄物の放射性物質濃度の低減については、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置による蒸発処理により、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の排水中の濃度を十分に低減させる設計とする。添付書類六で評価した液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量は4.2μSv/年である。</p> <p>これらの周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量と直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を合計しても線量目標値（50μSv/年以下）は達成できてい</p>					化学処理装置の使用の停止に伴う変更		

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>より公衆の受ける線量を合計しても線量目標値（50<math>\mu</math>Sv／年以下）は達成できている。</p> <p>液体廃棄物の処理施設の設計方針（添付書類五 4.2.2.2項）</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に<u>化学処理</u>、蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</p> <p><u>&lt;第十三条まとめ資料&gt;</u></p> <p><u>イ) 廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物及び液体廃棄物（2次廃棄物）について（解釈第13条第1項）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物及び液体廃棄物（以下「2次廃棄物」という。）については、廃棄施設にて予備的に処理するものの処理を行った後、廃棄物管理施設以外から発生する固体廃棄物及び液体廃棄物とともに廃棄物管理設備本体に受入れる。その処理、保管又は液体廃棄物にあつては一般排水を行っており、廃棄施設から払い出す廃棄物の処理及び保管する施設は共用となる。</u></p> <p><u>2次廃棄物は、廃棄物管理施設以外からの廃棄物を受け入れて処理を行う過程で発生するもので、具体的には、液体廃棄物では凝集沈殿処理の処理済液をろ過するろ材の洗浄水、固体廃棄物ではフィルタや管理区域作業時の防護具や養生シートなどである。これらは、廃棄物管理施設以外から受け入れる固体廃棄物及び液体廃棄物と同様の性状である。</u></p> <p><u>また、液体廃棄物及び固体廃棄物の受入れ施設の受入れ能力、処理施設の処理能力及び管理施設の管理能力は、「受け入れた廃棄物の処理に伴い発生する2次廃棄物は、廃棄物管理施設の年間処理量を超えないよう管理し、受け入れた廃棄物とともに処理を行う。」としており、2次廃棄物を考慮しても十分なものであることから、施設の共用により廃棄物管理施設の安全性に支障を来すことはない。</u></p> <p><u>廃棄施設と受入れ施設、処理施設及び管理施設との関係について、図13-1及び図13-2に示す。</u></p> <p><u>ロ) 処理施設の処理能力と処理フローについて（解釈第13条第1項）</u></p> <p><u>(1) 液体廃棄物の処理能力</u></p> <p><u>液体廃棄物の処理施設の設備及び機器は、廃棄物管理事業開始以前から運転している設備及び機器の運転実績及び他事業所等における同様の処理装置の運転実績を参考に、廃棄物管理施設に受け入れる放射性廃棄物の性状と量、処理して発生するスラッジ及び濃縮液の放射性物質濃度</u></p>	<p>る。</p> <p>液体廃棄物の処理施設の設計方針（添付書類五 4.2.2.2項）</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理施設は、適切に蒸発処理及び管理を行い、周辺環境に放出する放射性物質の濃度が「線量告示」に定められた濃度限度を超えないようにすることはもとより、その濃度及び量を合理的に達成できる限り低減できる設計とする。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>と量、処理済廃液の量と希釈水の量、廃棄物パッケージの発生数と放射性物質濃度を重要な設計条件として処理工程及び処理能力を設定している。</u></p> <p><u>液体廃棄物の処理に関して、廃棄物種類ごとの発生見込み量、全体の処理フロー（放射能濃度の測定ポイント含む。）及び処理能力の設定（除染係数を含む。）の考え方及び設計は、以下のとおりである。</u></p> <p>① <u>基本的考え方</u></p> <p>㉞ <u>液体廃棄物の種類ごとに、液体廃棄物の性状に適すること及び発生見込み量に見合った処理能力を有する処理設備であること。</u></p> <p>㉟ <u>設備及び機器は、放射性物質の量が年間放出量を超えないよう、処理する液体廃棄物を処理済廃液の濃度限度以下に処理できる除染係数を有するものであること。また、必要により複数回又は組み合わせの処理により放射性物質濃度を低減できること。</u></p> <p>㊱ <u>処理の過程で発生する2次廃棄物を貯留する貯槽を設け、廃棄物を作製する処理装置はこの貯槽に2次廃棄物が滞ることのない処理能力を有すること。</u></p> <p>㊲ <u>処理済廃液を一般排水する貯槽は、処理済廃液を濃度限度以下にする能力を有すること。</u></p> <p>② <u>基本的考え方に基づく設計</u></p> <p>㉞ <u>液体廃棄物Aの放射性物質濃度以下であり、性状が安定していて、大量に発生するJMT R一次冷却水を処理するため、大量の処理が可能な二段凝集沈殿方式の化学処理装置を設置する。</u></p> <p>㉟ <u>液体廃棄物Aの放射性物質濃度以下であり、性状が発生元等によって異なるが、量が比較的少ない実験系の廃液を処理するため、蒸発処理が可能な強制循環型蒸気圧縮方式の廃液蒸発装置Iを設置する。</u></p> <p>㊱ <u>液体廃棄物B及び廃液蒸発装置Iで処理したのち残渣となった2次廃棄物を減容するため、高い除染係数が得られる単効型自然循環方式の廃液蒸発装置IIを設置する。</u></p> <p>㊲ <u>2次廃棄物である濃縮液及びスラッジの処理量が確保でき、常温で安定した固化が可能な混練方式のセメント固化装置を設置する。</u></p> <p>㊳ <u>処理済廃液を濃度限度以下に希釈することができる容量の処理済廃液貯槽及び排水監視設備を設置する。</u></p> <p><u>これらの設計により、図13-3に示す設備としている。</u></p> <p>ハ) <u>液体廃棄物の処理に伴うスラッジ量、濃縮液量及び処理済廃液量について（解釈第13条第1項）</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>スラッジ量、濃縮液量は、化学処理装置の処理により発生するスラッジ及び廃液蒸発装置Ⅱの処理により発生する濃縮液の量であり、運転実績からの減容比である化学処理装置が 1/200、廃液蒸発装置Ⅱが 1/40 から、この減容比を基にスラッジと濃縮液の量を算出している。</u></p> <p><u>[スラッジ] 4,000m<sup>3</sup>/年 × 1/200 = 20m<sup>3</sup>/年 ⇒ 20m<sup>3</sup>/年</u>  <u>[濃縮液] 430m<sup>3</sup>/年* × 1/40 = 10.75m<sup>3</sup>/年 ⇒ 11m<sup>3</sup>/年</u>  <u>*: 予期しえない要因で排出されるものを除く定常的な液体廃棄物 B 受入れ量 (230m<sup>3</sup>/年) と廃液蒸発装置Ⅰ濃縮液 (200m<sup>3</sup>/年) の合計</u></p> <p><u>処理済廃液量は、化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅰ及び廃液蒸発装置Ⅱの処理済廃液の合計量である。</u></p> <p><u>化学処理装置 : 4,000m<sup>3</sup>/年 - 20m<sup>3</sup>/年 = 3,980m<sup>3</sup>/年</u>  <u>廃液蒸発装置Ⅰ : 4,000m<sup>3</sup>/年 - 200m<sup>3</sup>/年 = 3,800m<sup>3</sup>/年</u>  <u>廃液蒸発装置Ⅱ : 1,600m<sup>3</sup>/年 - 11m<sup>3</sup>/年 = 1,589m<sup>3</sup>/年</u>  <u>合計 9,369m<sup>3</sup>/年 ⇒ 約 10,000m<sup>3</sup>/年</u></p> <p><u>二) 最大処理能力の処理能力として必要な内容 (解釈第 13 条第 1 項)</u></p> <p><u>液体廃棄物の処理能力は、処理量に関する能力の他に処理済廃液のトリチウムを除く β・γ 放射性物質の濃度を十分低くする能力を有している。</u>  <u>なお、処理済廃液の放射性物質濃度は処理装置の能力以外に、供給する液体廃棄物の放射性物質濃度に依存することから、必要により複数回の処理をすることにより、処理済廃液の放射性物質の濃度を十分低くすることができる。これらの処理済廃液の放射性物質の濃度は、処理済廃液の処理能力の評価に用いている濃度である放出前廃液の区分上限値の 1/10 (3.7 × 10<sup>-2</sup> Bq/cm<sup>3</sup>) 程度としている。</u></p> <p><u>化学処理装置では、3.7 × 10<sup>-1</sup> Bq/cm<sup>3</sup> から 3.7Bq/cm<sup>3</sup> 程度の濃度の液体廃棄物に対して除染係数は 10~100 程度が得られる設計である。同濃度の液体廃棄物の 1 回の処理により処理済廃液は 3.7 × 10<sup>-3</sup>Bq/cm<sup>3</sup> から 3.7 × 10<sup>-1</sup>Bq/cm<sup>3</sup> となる。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置Ⅰでは、除染係数が 10<sup>3</sup> 以上得られる設計である。化学処理装置と同濃度の液体廃棄物を供給して濃縮処理 (20 倍) した場合の処理済廃液は 1 回の処理により 7.4 × 10<sup>-2</sup>Bq/cm<sup>3</sup> 以下となる。</u></p> <p><u>廃液蒸発装置Ⅱでは、除染係数が 10<sup>4</sup> 以上得られる設計である。区分上限濃度 (3.7 × 10<sup>4</sup> Bq/cm<sup>3</sup>) の濃縮液を処理した場合の処理済廃液の濃度は最大で 3.7 × 10<sup>0</sup> Bq/cm<sup>3</sup> となる。この処理済廃液は 2 回目の処理 (40 倍) により、1.5 × 10<sup>-2</sup> Bq/cm<sup>3</sup> 以下となる。</u></p> <p><u>廃棄物種類ごとの処理の過程と能力について図 13-3 から図 13-7</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>に示す。</u></p> <p><u>ホ）固体廃棄物減容処理施設の熔融時1体／日について（解釈第13条第1項）</u></p> <p><u>固体廃棄物減容処理施設に係る最大処理能力欄の1体／日（熔融時）とは、熔融固化体を1日で1体作製する処理能力としている。</u></p> <p><u>熔融を行う際には、炉内に設置したるつぼ内に投入容器に充填した金属廃棄物、不燃物及び焼却灰を逐次投入し、金属廃棄物を高周波加熱することにより熔融を行う。</u></p> <p><u>焼却熔融炉では、投入容器出入装置にあらかじめ保管した投入容器に充填した金属廃棄物、不燃物及び焼却灰を運転員が監視しつつ、1日で15個程度をるつぼに投入することにより1体の熔融固化体を作製する。</u></p> <p><u>「1体／日（熔融時）」とした理由として、焼却熔融炉では、熔融固化体を作製後、連続的に熔融処理せず、翌日まで熔融固化体を炉内で自然放冷させ、炉内温度を確認したうえで取り出す設計としている。なお、投入する熔融対象物の標準的な想定重量は約70kgとしている。</u></p> <p><u>へ）年間処理量の発生予測量との関係（解釈第13条第1項）</u></p> <p><u>廃棄物発生施設からの廃棄物種類ごとの発生予測量（平成26年度から平成36年度の発生予測量）の最大の量は、表13-1に示すとおりである。</u></p> <p><u>この結果から、液体廃棄物の処理施設は、年間の最大受入量を処理できるため、発生予測量に対し十分な能力を有している。</u></p> <p><u>液体廃棄物の年間処理量と発生予測量を図13-8に示す。</u></p> <p><u>ト）処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する際の放射性物質の濃度の低減について（解釈第13条第2項）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設での固体廃棄物の処理に伴い発生する気体廃棄物については、固体廃棄物の処理施設の排気浄化装置、焼却炉及び排ガス処理設備、焼却熔融炉及び排ガス処理装置によるろ過により、放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の空気中の濃度を十分に低減させる設計である。表13-2に気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量及び表13-3に気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の内部被ばく実効線量の評価結果を示す。</u></p> <p><u>同様に、液体廃棄物の処理に伴い発生する液体廃棄物の放射性物質濃度の低減については、液体廃棄物の処理施設の化学処理装置、廃液蒸発装置による化学処理、蒸発処理により、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を低減し、周辺監視区域の外の排水中の濃度を十分に低減させる設計である。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>表13-4に液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量の評価結果を示す。</u></p> <p><u>添付書類六（抜粋）</u></p> <p><u>5.1 気体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量</u></p> <p><u>5.1.1 気体廃棄物中の放射性物質からのガンマ線による実効線量</u>  <u>廃棄物管理施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量を4.2.2項で求めた年間放出量に基づき以下により評価する。</u></p> <p><u>5.1.1.1 計算条件</u></p> <p><u>(1) 年間放出量</u>  <u><math>\alpha</math> 固体処理棟排気筒、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ排気筒、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳの排気口及び固体廃棄物減容処理施設排気筒（以下「排気筒等」という。）からそれぞれ放出される気体廃棄物中の放射性物質の年間放出量及びガンマ線の実効エネルギー<sup>(3)</sup> <sup>(4)</sup>を第5.1.1表に示す。</u></p> <p><u>(2) 放出源の有効高さ</u>  <u>放出源の有効高さは、吹上げ効果を考慮し設定する。ただし、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳの排気口から放出される排気は、地上高さ約10mから横方向に放出されるので、地上放出として計算する。</u>  <u>排気筒等の地上高さ、出口直径及び吹出し速度を第5.1.2表に示す。</u>  <u>また、排気筒等の周辺監視区域境界までの距離を第5.1.3表に示す。</u></p> <p><u>(3) 気象条件</u>  <u>気象条件は、「添付書類三 2.5.3平常時の被ばく評価に使用する気象条件」で求めたデータを使用する。</u></p> <p><u>(4) 実効線量の評価地点等</u>  <u>実効線量の評価は、各放出源を中心に16分割した各方位について、当該方位及びその隣接方位の寄与を合算した周辺監視区域外における年平均空気カーマの最大値とその地点及び同様に求めた年平均地表空气中濃度の最大値とその地点をそれぞれ求め、この値をもとに外部被ばくによる実効線量を計算する。</u>  <u>各評価地点を第5.1.1図から第5.1.4図に示す。</u></p> <p><u>5.1.1.2 計算方法</u></p> <p><u>(1) 気体廃棄物中の放射性物質からのガンマ線による実効線量</u></p> <p><u>a. 空気カーマ率</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>



変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>排気筒等から放出される気体廃棄物中の放射性物質の単位ガンマ線実効エネルギー(1MeV)及び単位放出率あたり(1Bq/年)による空気カーマ率は、(5.1.1)式により計算する。</p> $\bar{D} = K_1 \cdot E \cdot \mu_{en} \cdot \int_0^\infty \int_{-\infty}^\infty \int_0^\infty \frac{\exp(-\mu r)}{4\pi r^2} \cdot B(\mu r) \cdot \chi(x', y', z') \cdot dx' \cdot dy' \cdot dz' \quad \text{---- (5.1.1)}$ <p>ここに、</p> <p><math>\bar{D}</math> : 計算地点(x, y, 0)における単位ガンマ線実効エネルギー(1MeV)及び単位放出率あたり(1Bq/年)の空気カーマ率 (μ Gy/h)</p> <p><math>K_1</math> : 空気カーマ率への換算係数 <math>\left( \frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu \text{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}} \right)</math></p> <p><math>E</math> : ガンマ線の実効エネルギー<sup>(1)</sup> (MeV/dis)</p> <p><math>\mu_{en}</math> : 空気に対するガンマ線の線エネルギー吸収係数 (m<sup>-1</sup>)</p> <p><math>\mu</math> : 空気に対するガンマ線の線減衰係数 (m<sup>-1</sup>)</p> <p><math>r</math> : 放射性雲中の点(x', y', z')から計算地点(x, y, 0)までの距離 <math>r = \sqrt{(x-x')^2 + (y-y')^2 + z'^2}</math> (m)</p> <p><math>B(\mu r)</math> : 空気に対するガンマ線の再生係数 <math>B(\mu r) = 1 + \alpha \cdot (\mu r) + \beta \cdot (\mu r)^2 + \gamma \cdot (\mu r)^3</math></p> <p><math>\chi(x', y', z')</math> : 放射性雲中の点(x', y', z')における単位放出率あたり(1Bq/年)の放射性物質の濃度 (Bq/m<sup>3</sup>)</p> <p><math>\chi(x', y', z')</math>は、(5.1.2)式を用いて計算する。</p> $\chi(x', y', z') = \frac{Q \cdot K'}{2 \cdot \pi \cdot 3600 \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \cdot \exp\left(-\frac{y'^2}{2 \cdot \sigma_y^2}\right) \cdot \left[ \exp\left(-\frac{(z'-H)^2}{2 \cdot \sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z'+H)^2}{2 \cdot \sigma_z^2}\right) \right] \quad \text{----- (5.1.2)}$ <p>ここに、</p> <p><math>Q</math> : 放出率<sup>(1)</sup> (Bq/年)</p> <p><math>K'</math> : 時間への換算係数 (1/8760) (年/h)</p> <p>3,600 : 時間への換算係数 (s/h)</p> <p><math>U</math> : 放出源高さを代表する風速 (m/s)</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p><u>H</u> : 放出源の高さ (m)</p> <p><u><math>\sigma_y</math></u> : 濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p><u><math>\sigma_z</math></u> : 濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ (m)</p> <p>ただし、地上放出の場合、建屋等の影響を考慮し、濃度分布のy方向及びz方向の拡がりのパラメータ <math>\sigma_y</math> 及び <math>\sigma_z</math> は、次の <math>\Sigma_y</math> 及び <math>\Sigma_z</math> を用いる。</p> $\Sigma_y = \sqrt{(\sigma_y^2 + c \cdot A / \pi)}$ $\Sigma_z = \sqrt{(\sigma_z^2 + c \cdot A / \pi)}$ <p>ここに、</p> <p><u>A</u> : 建屋等の投影面積 (m<sup>2</sup>)</p> <p><u>c</u> : 形状係数 (0.5)<sup>(1)</sup></p> <p>b. 実効線量</p> <p>気体廃棄物中の放射性物質のガンマ線による実効線量は、次の(5.1.3)式により計算する。</p> $H_y = K_2 \cdot f_h \cdot f_o \cdot (D_L + D_{L-1} + D_{L+1}) \cdot Q_i \cdot E_i \text{ -----}$ <p style="text-align: center;">(5.1.3)</p> <p>ここに、</p> <p><u>H<sub>y</sub></u> : 計算地点における実効線量 (μSv/年)</p> <p><u>K<sub>2</sub></u> : 空気カーマから実効線量への換算係数<sup>(2)</sup> (μSv/μGy)</p> <p><u>f<sub>h</sub></u> : 家屋の遮蔽係数<sup>(2)</sup></p> <p><u>f<sub>o</sub></u> : 居住係数<sup>(2)</sup></p> <p><u>D<sub>L</sub>, D<sub>L-1</sub>, D<sub>L+1</sub></u> :</p> <p style="text-align: center;">計算地点(x, y, 0)を含む方位(L)及びその隣接方位の単位ガンマ線実効エネルギー(1MeV)及び単位放出率あたり(1Bq/年)の年平均空気カーマ率</p> $\{(\mu Gy/年) / MeV(Bq/年)\}$ <p><u>Q<sub>i</sub></u> : 核種iの年間放出量 (Bq/年)</p> <p><u>E<sub>i</sub></u> : 核種iのガンマ線の実効エネルギー (MeV)</p> <p>実効線量の計算に用いるパラメータ及びその数値又は換算係数を第5.1.4表に、単位ガンマ線実効エネルギー(1MeV)及び単位放出率あたり(1Bq/年)の年平均空気カーマ率並びに評価地点を第5.1.5表に示す。</p> <p>(2) 地表に沈着した放射性物質による実効線量</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>a. <u>年平均地表空気中濃度</u>  <u>気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による単位放出率当たり（1Bq／年）の年平均地表空気中濃度の計算は、(5.1.2)式をもとに着目方位及び隣接方位の寄与を考慮した着目方位内平均化を行い、気象指針に従い計算する。</u></p> <p>b. <u>実効線量</u>  <u>実効線量は、乾性沈着及び湿性沈着を考慮し、(5.1.4)式から(5.1.9)式により計算する。</u></p> <p>(a) <u>乾性沈着率</u>  <math display="block">D_{di} = V_{gd} \cdot \chi_i \quad \text{----- (5.1.4)}</math> <u>ここに、</u>  <math display="block">D_{di} : \text{核種 } i \text{ の乾性沈着率} \quad [\text{Bq} / (\text{cm}^2 \cdot \text{s})]</math> <math display="block">V_{gd} : \text{沈着速度} \quad (\text{cm} / \text{s})</math> <math display="block">\chi_i : \text{核種 } i \text{ の年平均空気中濃度} \quad (\text{Bq} / \text{cm}^3)</math> <p>(b) <u>湿性沈着率</u>  <math display="block">D_{ri} = \Lambda \cdot \chi_i \cdot L \quad \text{----- (5.1.5)}</math> <u>ここに、</u>  <math display="block">D_{ri} : \text{核種 } i \text{ の湿性沈着率} \quad [\text{Bq} / (\text{cm}^2 \cdot \text{s})]</math> <math display="block">\Lambda : \text{洗浄係数} \quad (\text{s}^{-1})</math> <math display="block">\Lambda = 1.2 \times 10^{-4} I^{0.5}</math> <u>ただし、降水強度 I (mm/h) は、2009年～2013年の大洗研究所の降水量と降水時間より <math>I = 1,380.6\text{mm}</math> (年平均降水量) / <math>621.8\text{h}</math> (年平均降水時間) = <math>2.22\text{mm/h}</math> とする。</u>  <math display="block">L : \text{混合層高度} \quad (1,000) \quad (\text{m})</math> <u>(気象指針を参考に、1,000m以上の拡散は考慮しない。)</u> <p>(c) <u>放射性核種の地表沈着量</u>  <math display="block">A_i = A_{di} + A_{ri} \quad \text{----- (5.1.6)}</math> <u>(無降水期間)</u>  <math display="block">A_{di} = \left( \frac{D_{di}}{\lambda_i} \right) \cdot \{1 - \exp(-\lambda_i \cdot t)\} \quad \text{----- (5.1.7)}</math> <u>(降水期間)</u></p> </p></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p style="text-align: center;"> <math display="block">A_{r i} = \left( \frac{D_{d r i} + D_{r i}}{\lambda_i} \right) \cdot \{1 - \exp(-\lambda_i \cdot t)\} \cdot K \quad \text{----- (5.1.8)}</math> </p> <p>ここに、</p> <p><math>A_i</math> : 核種iの地表沈着量 (Bq/cm<sup>2</sup>)</p> <p><math>A_{d i}</math> : 無降水期間中の核種iの地表沈着量 (Bq/cm<sup>2</sup>)</p> <p><math>A_{r i}</math> : 降水期間中の核種iの地表沈着量 (Bq/cm<sup>2</sup>)</p> <p><math>\lambda_i</math> : 土壌からの核種iの実効除去率 (s<sup>-1</sup>) (土壌からの系外除去を無視し物理的壊変定数のみ考慮する。)</p> <p>t : 地表沈着を考慮する期間 (s)</p> <p><math>D_{d r i}</math> : 降水期間中の核種iの乾性沈着率 [Bq/(cm<sup>2</sup>・s)] (<math>D_{d i}</math>と同じとした)</p> <p>K : 降水期間割合 2009年～2013年の大洗研究所の観測データより <math>7.10 \times 10^{-2}</math> とする。</p> <p>(d) 実効線量</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">H_A = \sum_i A_i \cdot K_{A i} \quad \text{----- (5.1.9)}</math> </p> <p>ここに、</p> <p><math>H_A</math> : 地表に沈着した放射性物質による実効線量 (μSv/年)</p> <p><math>K_{A i}</math> : 核種 i の実効線量換算係数 [μSv/(Bq/cm<sup>2</sup>)]</p> <p>(5.1.6)式～(5.1.9)式に用いたパラメータを第5.1.6表(1)及び第5.1.6表(2)に示す。</p> <p>5.1.1.3 計算結果</p> <p>排気筒等から放出される気体廃棄物中の放射性物質のガンマ線による実効線量及び気体廃棄物中の放射性物質が地表に沈着することにより一般公衆が受ける実効線量を第5.1.7表に示す。</p> <p>排気筒等から放出される気体廃棄物中の放射性物質からのガンマ線による実効線量は、周辺監視区域外で最大となる地点での排気筒等の合計値で、年間約 <math>7.4 \times 10^{-6} \mu\text{Sv}</math> である。また、排気筒等から放出される気体廃棄物中の放射性物質が地表に沈着することにより一般公衆が受ける実効線量は、周辺監視区域外で最大となる地点での、排気筒等の合計値で、年間約 <math>1.6 \mu\text{Sv}</math> である。</p> <p>これらの実効線量の合計値は、年間約 <math>1.6 \mu\text{Sv}</math> である。</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>5.1.2 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による実効線量</u>  <u>気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取、葉菜摂取、牛乳摂取及び米摂取による内部被ばくに係る実効線量の計算は、排気筒等から放出されるものについて行う。</u></p> <p><u>5.1.2.1 計算条件</u></p> <p><u>(1) 年間放出量</u>  <u>排気筒等から放出される気体廃棄物中の放射性物質の年間放出量を第5.1.1表に示す。</u></p> <p><u>(2) 放出源の有効高さ</u>  <u>5.1.1.1の(2)と同一とする。</u></p> <p><u>(3) 気象条件</u>  <u>5.1.1.1の(3)と同一とする。</u></p> <p><u>(4) 実効線量の評価地点等</u>  <u>実効線量の評価は、各放出源を中心に16分割した各方位について、当該方位及びその隣接方位の寄与を合算した周辺監視区域外における年平均地表空気中濃度の最大値とその地点をそれぞれ求め、この値をもとに内部被ばくによる実効線量を計算する。</u>  <u>各評価地点を第5.1.1図から第5.1.4図に示す。</u></p> <p><u>(5) 年平均地表空気中濃度</u>  <u>気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による単位放出率当たり(1Bq/年)の年平均地表空気中濃度の計算は、(5.1.2)式をもとに着目方位及び隣接方位の寄与を考慮した着目方位内平均化を行い、気象指針に従い計算する。</u></p> <p><u>5.1.2.2 計算方法</u></p> <p><u>(1) 吸入摂取による実効線量</u>  <u>吸入摂取による実効線量は(5.1.10)式及び(5.1.11)式により計算する。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">H_p = 365 \cdot \sum_i K_{pi} \cdot A_{pi} \quad \text{----- (5.1.10)}</math> <math display="block">A_{pi} = M_a \cdot \bar{\lambda} \cdot Q_i \quad \text{----- (5.1.11)}</math> </div> <p><u>ここに、</u></p> <p><u><math>H_p</math> : 吸入摂取による実効線量 (μSv/年)</u></p> <p><u>365 : 年間日数への換算係数 (d/年)</u></p> <p><u><math>K_{pi}</math> : 核種iの吸入摂取による実効線量への換算係数<sup>(5)</sup> (μSv/Bq)</u></p> <p><u><math>A_{pi}</math> : 核種iの摂取率 (Bq/d)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p><math>M_a</math> : 呼吸率<sup>(2)</sup> (cm<sup>3</sup>/d)</p> <p><math>\bar{\chi}</math> : 単位放出率当たり (1Bq/年) の年平均地表空气中濃度  <math>\{ (Bq/cm^3) / (Bq/年) \}</math></p> <p><math>Q_i</math> : 核種 i の年間放出量 (Bq/年)</p> <p>(2) 葉菜摂取による実効線量          葉菜摂取による実効線量は (5.1.12) 式及び (5.1.13) 式により計算する。<sup>(3)</sup></p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">H_{TV} = 365 \cdot \sum K_{Ti} \cdot I_{Vi} \quad \text{----- (5.1.12)}</math> <math display="block">I_{Vi} = \bar{\chi} \left( \frac{V_g^i \{1 - \exp(-\lambda_{effi} \cdot t_l)\}}{\lambda_{effi} \cdot \rho} + V_g' \frac{B_{vi} \{1 - \exp(-\lambda_{ri} \cdot t_0)\}}{\lambda_{ri} \cdot P_v} \right) \times f_t \cdot Q_i \cdot f_d \cdot M_v \quad \text{----- (5.1.13)}</math> </div> <p>ここに、</p> <p><math>H_{TV}</math> : 葉菜摂取による実効線量 (μSv/年)</p> <p><math>K_{Ti}</math> : 核種 i の経口摂取による実効線量係数 (μSv/Bq)</p> <p><math>I_{Vi}</math> : 核種 i の摂取率 (Bq/d)</p> <p><math>V_g</math> : 核種の葉菜への沈着速度 (cm/s)</p> <p><math>\lambda_{effi}</math> : 核種 i の葉菜上実効減衰定数 (s<sup>-1</sup>)  <math>\lambda_{effi} = \lambda_{ri} + \lambda_w</math></p> <p><math>\lambda_{ri}</math> : 核種 i の物理的減衰定数 (s<sup>-1</sup>)</p> <p><math>\lambda_w</math> : ウェザリング効果による減少定数 (s<sup>-1</sup>)</p> <p><math>\rho</math> : 葉菜の栽培密度 (g/cm<sup>2</sup>)</p> <p><math>t_l</math> : 葉菜の栽培期間 (s)</p> <p><math>V_g'</math> : 葉菜を含む土壌への核種の沈着速度 (cm/s)</p> <p><math>P_v</math> : 経根移行に寄与する土壌の有効密度 (g/cm<sup>2</sup>)</p> <p><math>B_{vi}</math> : 土壌 1g 中に含まれる核種 i が葉菜に移行する割合</p> <p><math>t_0</math> : 核種の蓄積期間 (s)</p> <p><math>f_t</math> : 葉菜の栽培期間年間比</p> <p><math>f_d</math> : 調理前洗浄による核種の残留比</p> <p><math>M_v</math> : 葉菜摂取量 (g/d)</p> <p>(3) 米摂取による実効線量          米の摂取による実効線量は (5.1.14) 式及び (5.1.15) 式により計算する。<sup>(3)</sup></p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">H_{TR} = 365 \cdot \sum_i K_{Ti} \cdot I_{Ri} \quad \text{----- (5.1.14)}</math> </div>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <math display="block">I_{Ri} = \bar{\lambda} \cdot Q_i \cdot V_{gR} \cdot f_m \cdot M_R \left( \frac{r \{1 - \exp(-\lambda_{Ei} \cdot t_e)\}}{\lambda_{Ei} \cdot Y} + \frac{B_{Ri} \{1 - \exp(-\lambda_{ri} \cdot t_b)\}}{\lambda_{ri} \cdot P_R} \right) \times \exp(-\lambda_{ri} \cdot t_h) \quad (5.1.15)</math> </div> <p>ここに、</p> <p><math>H_{TR}</math> : 米摂取による実効線量 (μSv/年)</p> <p><math>K_{Ti}</math> : 核種 i の経口摂取による実効線量係数 (μSv/Bq)</p> <p><math>I_{Ri}</math> : 核種 i の摂取率 (Bq/d)</p> <p><math>V_{gR}</math> : 年間平均沈着速度 (cm/d)</p> <p><math>f_m</math> : 米の市場希釈率</p> <p><math>M_R</math> : 米の摂取量 (g/d)</p> <p><math>r</math> : 核種の直接沈着による可食部への移行率</p> <p><math>\lambda_{Ei}</math> : 作物から核種 i についての実効減衰定数 (d<sup>-1</sup>)</p> <p style="margin-left: 20px;"><math>\lambda_{Ei} = \lambda_{ri} + \lambda_b</math></p> <p><math>\lambda_{ri}</math> : 核種 i の物理的減衰定数 (d<sup>-1</sup>)</p> <p><math>\lambda_b</math> : ウェザリング効果による減少定数 (d<sup>-1</sup>)</p> <p><math>t_e</math> : 成長期の米が照射される期間 (d)</p> <p><math>Y</math> : 米の栽培密度 (g/cm<sup>2</sup>)</p> <p><math>B_{Ri}</math> : 核種 i の土壌から米可食部への移行率 { (Bq/kg) / (Bq/kg) }</p> <p><math>P_R</math> : 土壌の実効表面密度 (g/cm<sup>2</sup>)</p> <p><math>t_b</math> : 核種の蓄積期間 (d)</p> <p><math>t_h</math> : 米の採取から摂取までの期間 (d)</p> <p>(4) 牛乳摂取による実効線量</p> <p>牛乳摂取による実効線量は(5.1.16)式及び(5.1.17)式により計算する。<sup>(3)</sup></p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <math display="block">H_{TM} = 365 \cdot \sum_i K_{Ti} \cdot I_{Mi} \quad (5.1.16)</math> <math display="block">I_{Mi} = \bar{\lambda} \left( \frac{V_{gM} \{1 - \exp(-\lambda_{effi} \cdot t_{IM})\}}{\lambda_{effi} \cdot \rho_M} + V_{gM} \cdot \frac{B_{vi} \{1 - \exp(-\lambda_{ri} \cdot t_0)\}}{\lambda_{ri} \cdot P_v} \right) \times f_t \cdot Q_i \cdot Q_f \cdot F_{mi} \cdot M_m \quad (5.1.17)</math> </div> <p>ここに、</p> <p><math>H_{TM}</math> : 牛乳摂取による実効線量 (μSv/年)</p> <p><math>K_{Ti}</math> : 核種 i の経口摂取による実効線量係数 (μSv/Bq)</p> <p><math>I_{Mi}</math> : 核種 i の摂取率 (Bq/d)</p> <p><math>V_{gM}</math> : 核種の牧草への沈着速度 (cm/s)</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u><math>\lambda_{effi}</math> : 核種 i の牧草上実効減衰定数 (s<sup>-1</sup>)</u>  <u><math>\lambda_{effi} = \lambda_{ri} + \lambda_w</math></u>  <u><math>\lambda_{ri}</math> : 核種 i の物理的減衰定数 (s<sup>-1</sup>)</u>  <u><math>\lambda_w</math> : ウェザリング効果による減少定数 (s<sup>-1</sup>)</u>  <u><math>\rho_M</math> : 牧草の栽培密度 (g/cm<sup>2</sup>)</u>  <u><math>t_{IM}</math> : 牧草の栽培期間 (s)</u>  <u><math>V_{gM}'</math> : 牧草を含む土壌への核種の沈着速度 (cm/s)</u>  <u><math>f_t</math> : 放牧期間年間比</u>  <u><math>Q_f</math> : 乳牛の牧草摂取量 (g/d)</u>  <u><math>F_{mi}</math> : 牛が摂取した核種 i が牛乳に移行する割合</u>  <u><math>\frac{\{(Bq/cm^3) / (Bq/d)\}}{M_m}</math> : 牛乳摂取量 (cm<sup>3</sup>/d)</u>  <u>実効線量の計算に必要なパラメータとその数値及び単位放出率当たり (1Bq/年) の年平均地表空気中濃度をそれぞれ第5.1.8表から第5.1.11表に示す。</u></p> <p><u>5.1.2.3 計算結果</u>  <u>排気筒等から放出される気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の吸入摂取、葉菜摂取、牛乳摂取及び米摂取による実効線量を第5.1.12表に示す。</u>  <u>排気筒等から放出される気体廃棄物中の粒子状の放射性物質による実効線量は、周辺監視区域外で最大となる地点での排気筒等の合計値で、吸入摂取で年間約7.9×10<sup>-3</sup>μSv、葉菜摂取で年間約7.2×10<sup>-2</sup>μSv、米摂取で年間約1.6μSv及び牛乳摂取で年間約8.0×10<sup>-2</sup>μSvである。</u>  <u>これらの実効線量の合計値は、年間約1.8μSvである。</u></p> <p><u>5.2 液体廃棄物中の放射性物質に起因する一般公衆の実効線量</u>  <u>大洗研究所の全施設からの液体廃棄物は、「線量告示」(第9条)に定める周辺監視区域外の濃度限度を下回っていることを確認し、排水口から地中に敷設された鉄筋コンクリート造の一般排水溝に排出した後、年間を通じて同溝内を流下している機器冷却水、生活廃水等の雑廃水とともに、海岸に設けた放出口から大洗町前面海域に放出される。</u>  <u>このような放出経路を考慮して、廃棄物管理施設から放出する液体廃棄物中の放射性物質は全て大洗町前面海域に放出されるものとし、これに起因する経口摂取に係る実効線量を、以下により評価する。</u></p> <p><u>5.2.1 計算条件</u>  <u>廃棄物管理施設から放出される液体廃棄物中の放射性物質の年間放</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>



変更前（既許可）	変更後	備考
<p><u>出量及び年平均放出率は第5.2.1表のとおりである。</u></p> <p>5.2.2 計算方法</p> <p>(1) <u>海水中の放射性物質の濃度</u></p> <p><u>廃棄物管理施設から放出される液体廃棄物中の放射性物質の海水中における濃度は、(5.2.1)式を用いて計算する。</u> <sup>(6) (7) (8) (9) (10)</sup></p> $\chi(r) = 0.75 \cdot Q / (Z \cdot r) \quad \text{----- (5.2.1)}$ <p>ここに、</p> <p><math>\chi(r)</math> : 一般排水溝の海岸の出口から距離 r における年平均濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)</p> <p>Q : 年平均放出率 (Bq/s)</p> <p>Z : 鉛直混合層の厚さ (cm)</p> <p>r : 一般排水溝の海岸の出口から平均流にそった流下距離 (cm)</p> <p><u>海藻に対しては(5.2.1)式で計算した濃度を用い、魚類、無脊椎動物に対しては、一般排水溝の海岸の出口を中心とした半径rの半円内において(5.2.1)式を平均化して得られる濃度<math>\bar{\chi}(r)</math>を(5.2.2)式から求める。</u></p> $\bar{\chi}(r) = 2 \cdot \chi(r) \quad \text{----- (5.2.2)}$ <p><u>海水中の放射性物質の核種別年平均濃度を第5.2.2表に示す。</u></p> <p>(2) <u>実効線量</u></p> <p><u>液体廃棄物中の放射性物質による実効線量は、(5.2.3)式を用いて求める。</u></p> $H_w = 365 \cdot \sum K_{wi} \cdot A_{wi} \quad \text{----- (5.2.3)}$ $A_{wi} = C_{wi} \cdot \sum_k (CF)_{ik} \cdot W_k \cdot f_{mk} \cdot f_{ki} \quad \text{----- (5.2.4)}$ <p>ここに、</p> <p><math>H_w</math> : 海産物を摂取した場合の年間の実効線量 (μSv/年)</p> <p>365 : 年間日数への換算係数 (d/年)</p> <p><math>K_{wi}</math> : 核種 i の実効線量への換算係数 (μSv/Bq)</p> <p><math>A_{wi}</math> : 核種 i の摂取率 (Bq/d)</p> <p><math>C_{wi}</math> : 海水中の核種 i の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)</p> <p><math>(CF)_{ik}</math> : 核種 i の海産物 k に対する濃縮係数 { (Bq/g) / (Bq/cm<sup>3</sup>) }</p> <p><math>W_k</math> : 海産物 k の摂取量 (g/d)</p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p><u><math>f_{mk}</math></u> : 海産物kの市場希釈係数</p> <p><u><math>f_{ki}</math></u> : 海産物kの採取から摂取までの核種iの減衰比</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">f_{ki} = \exp\left(-\frac{0.693}{T_{ri}} \cdot t_k\right)</math> <p style="text-align: right;">(海藻類以外の海産物に対して)</p> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">f_{ki} = \frac{3}{12} + \frac{T_{ri}}{0.693 \times 365} \left[ 1 - \exp\left(-\frac{0.693}{T_{ri}} \times 365 \times \frac{9}{12}\right) \right]</math> <p style="text-align: right;">(海藻類に対して)</p> </div> <p><u><math>T_{ri}</math></u> : 核種iの物理的半減期 (d)</p> <p><u><math>t_k</math></u> : 海産物k(海藻類を除く)の採取から摂取までの期間 (d)</p> <p>実効線量の計算に用いるパラメータ及びその数値又は換算係数を第5.2.3表に示す。</p> <p><u>5.2.3 計算結果</u></p> <p>廃棄物管理施設から放出される液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量を第5.2.4表に示す。海産物摂取による年間の実効線量は、放出される核種の合計値で約 <math>4.2 \mu Sv</math> である。</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>図13-1 液体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p>図 1 3 - 2 固体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)

変更後

備考

(削る)

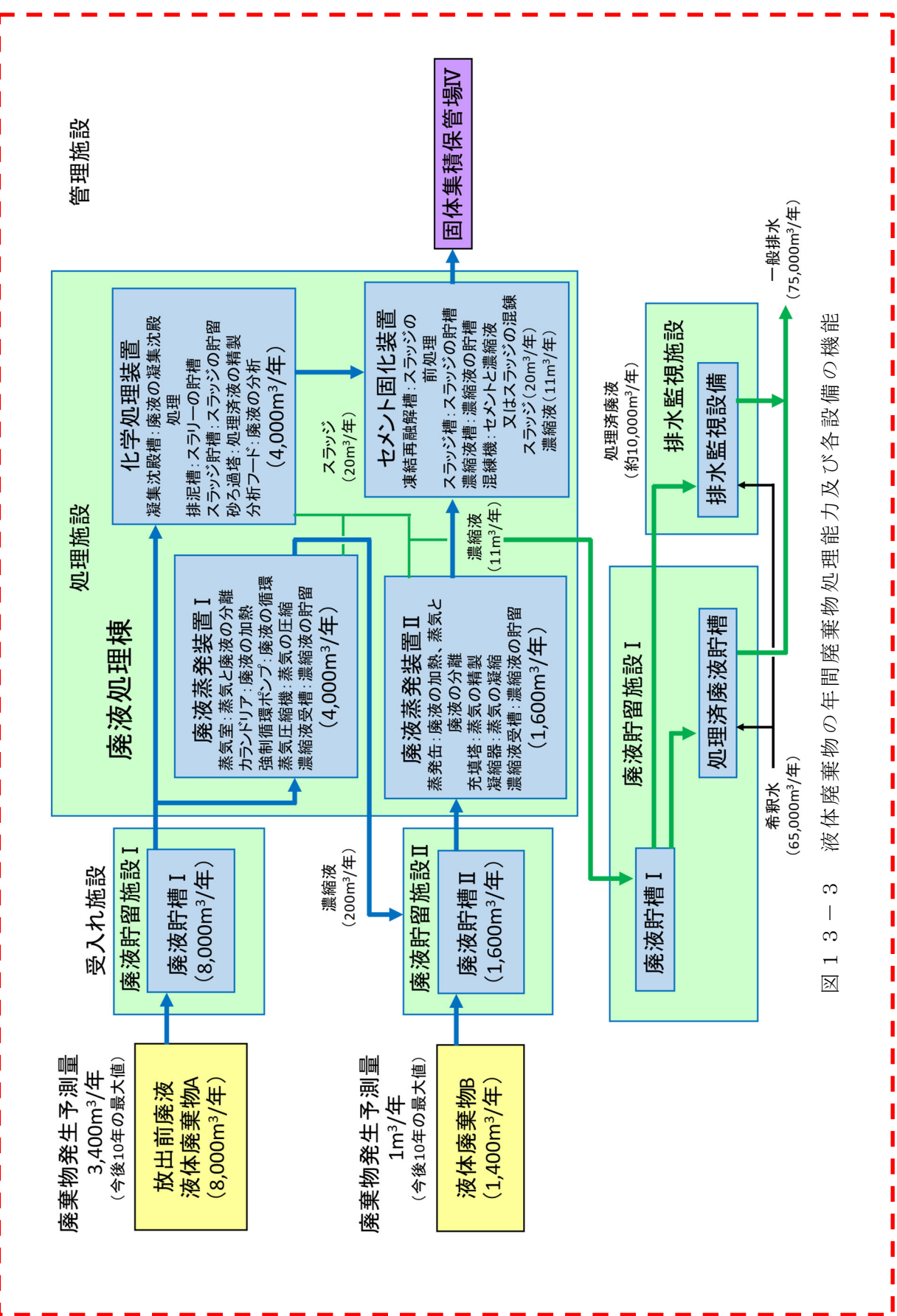


図 1 3 3 液体廃棄物の年間廃棄物処理能力及び各設備の機能

申請対象条文に係る記載の見直し

変更前 (既許可)	変更後	備考
<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">管理施設</p> <p style="text-align: center;">受入れ施設</p> <p style="text-align: center;">処理施設</p> <p style="text-align: center;">管理施設</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> </div> <p style="text-align: center;">図13-4 β・γ 固体廃棄物Aの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能</p>	<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<div style="text-align: center;"> <p>受入れ施設</p> <p>α一時格納庫 I (75m<sup>3</sup>/年)</p> <p>α固体廃棄物A 75m<sup>3</sup>/年 (今後10年の最大値) 廃棄物発生予測量 25m<sup>3</sup>/年</p> <p>処理施設</p> <p>α固体処理棟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>αホール設備 αホール: α固体廃棄物Aの閉じ込め 細断機: α固体廃棄物A不燃物の細断 圧縮機: α固体廃棄物A不燃物の圧縮 処理 エアラインスーツ設備: エアラインスーツ の空気供給。 (60m<sup>3</sup>/年)</p> <p>α焼却装置 焼却炉: α固体廃棄物A可燃物の焼却 処理 排ガス処理設備: 排ガスの精製 廃棄物分類用ボックス: α固体廃棄物 A可燃物の分別、焼却炉投入 灰出しボックス: 焼却装置から灰取出し (15m<sup>3</sup>/年)</p> </div> <p>(75m<sup>3</sup>/年)</p> <p>管理施設</p> <p>固体集積保管場Ⅳ</p> </div> <p style="text-align: center;">図 1 3 - 5 α 固体廃棄物Aの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能</p>	<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

変更前 (既許可)	変更後	備考
<p style="text-align: center;">管理施設</p> <p style="text-align: center;">処理施設</p> <p style="text-align: center;">受入れ施設</p> <p>廃棄物発生予測量 2m<sup>3</sup>/年 (今後10年の最大値)</p> <p>β・γ固体廃棄物 15m<sup>3</sup>/年</p> <p>β・γ固体貯蔵セル (15m<sup>3</sup>/年)</p> <p>β・γ固体処理棟Ⅳ</p> <p>β・γ封入設備 分類セル: β・γ固体廃棄物Bの閉じ込め 圧縮機: β・γ固体廃棄物Bの圧縮 パッケージ取扱設備: β・γ固体廃棄物Bの封入 廃棄物移送用キヤスク: β・γ固体廃棄物Bの運搬 (15m<sup>3</sup>/年)</p> <p>固体集積保管場Ⅰ</p> <p>固体集積保管場Ⅳ</p> <p style="text-align: center;">図 1 3 - 6 β・γ 固体廃棄物Bの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能</p>	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>



変更前 (既許可)	変更後	備考
<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">管理施設</p> <p style="text-align: center;">α固体貯蔵施設 (15m³/年)</p> <p style="text-align: center;">処理施設</p> <p style="text-align: center;">α固体処理棟</p> <p style="text-align: center;">α封入設備 封入セル: α固体廃棄物Bの閉じ込み 封入装置: α固体廃棄物Bの封入 保管体移送用キヤスク: 保管体の運搬 (15m³/年)</p> <p style="text-align: center;">固体廃棄物減容処理施設 (15m³/年)</p> <p style="text-align: center;">減容処理設備 搬出入室: α固体廃棄物B及び保管体の受入れ・払出し、一時保管(廃棄物搬出入ピット: 40個) 前処理セル(開缶エリア): α固体廃棄物B及び保管体の開梱 前処理セル(分別エリア): α固体廃棄物B及び保管体内容物の仕分け(可燃・不燃・有害物)、投入容器充填、金属切断(レーザ切断機)、破砕(破砕機) 焼却溶融セル: 投入容器の保管・出し入れ、焼却処理及び溶融処理、排ガスの処理、焼却灰・乾燥廃樹脂の投入容器充填 保守ホール: α固体廃棄物Aの充填、チャコールフィルタの投入容器充填、機器メンテナンス 廃樹脂乾燥室: 廃樹脂の容器からの取出し及び乾燥 廃棄物受払室: α固体廃棄物Aの払出し (15m³/年)</p> <p style="text-align: center;">廃棄物発生予測量 (α固体廃棄物B) 2m³/年 (今後10年の最大値)</p> <p style="text-align: center;">α固体廃棄物B 15m³/年</p> <p style="text-align: center;">廃樹脂 2.2m³/年</p> <p style="text-align: center;">チャコールフィルタ 2m³/年</p> <p style="text-align: center;">α一時格納庫へ (α固体廃棄物A)</p> <p style="text-align: center;">図13-7 α固体廃棄物Bの年間廃棄物処理能力及び各設備の機能</p> </div>	<p>(削る)</p>	<p>備考</p> <p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>

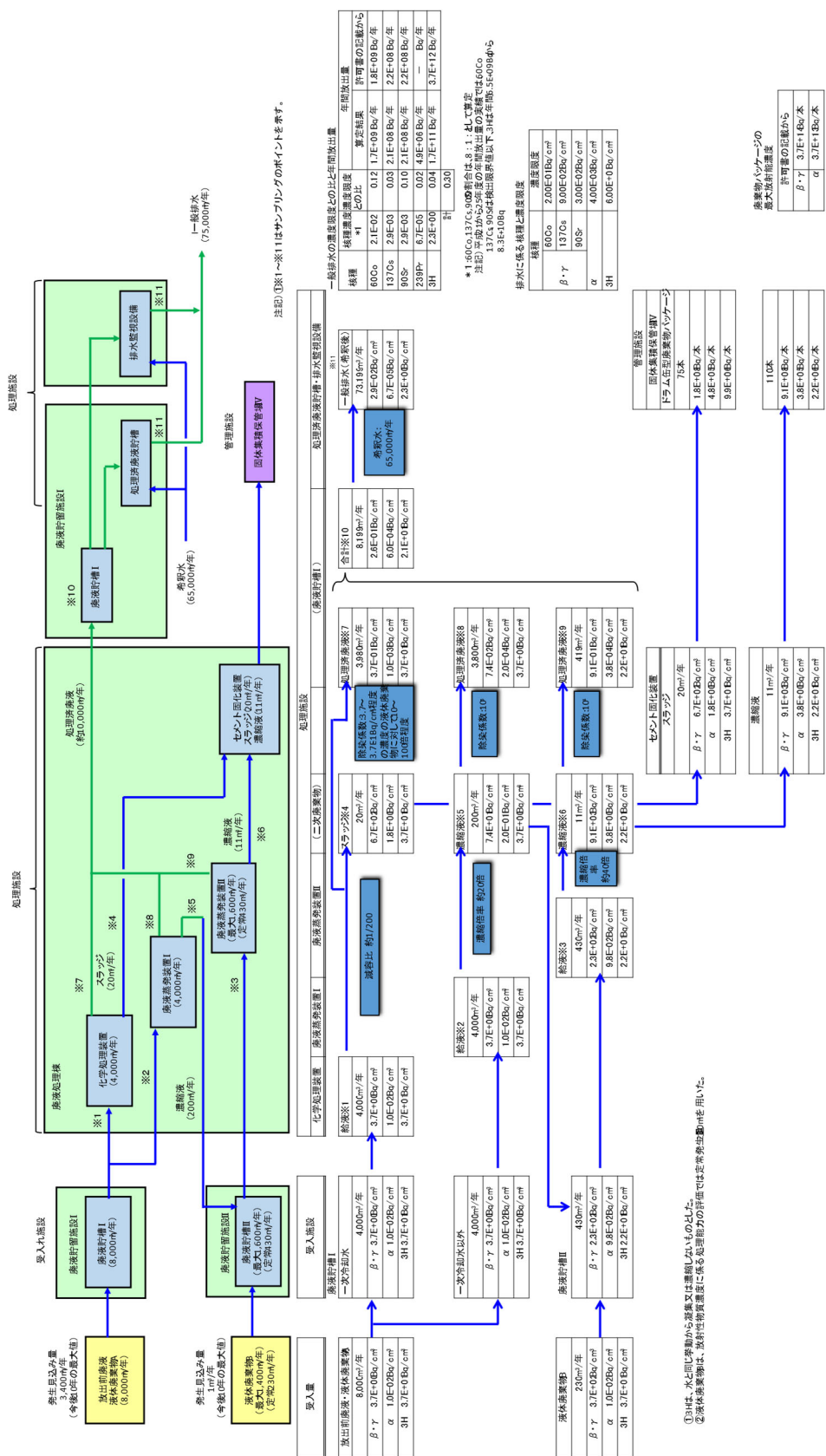
変更前 (既許可)

変更後

備考

(削る)

申請対象条文に係る記載の見直し



変更前（既許可）		変更後		備考																																																																																																																																														
<p>表 1 3 - 1 廃棄物管理施設における処理量及び処理能力の妥当性確認</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">廃棄物区分</th> <th rowspan="3">処理装置</th> <th colspan="4">処理量</th> <th colspan="2">受入れ量</th> </tr> <tr> <th>申請書記載 最大処理能力</th> <th>1日の運転 時間 (h/日)</th> <th>必要な年間 稼働日数 (日/年)</th> <th>年間処理 可能量 (m<sup>3</sup>/年)</th> <th>申請書記載 最大受入れ量 (m<sup>3</sup>/年)</th> <th>発生予測量 今後10年の 最大 (m<sup>3</sup>/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液体廃棄物A</td> <td>JMTR一次冷却水</td> <td>化学処理装置</td> <td>10m<sup>3</sup>/h</td> <td>7</td> <td>約 60</td> <td>4,200</td> <td>約 4,000</td> <td rowspan="2">3,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JMTR一次冷却水以外</td> <td>廃液蒸発装置 I</td> <td>3m<sup>3</sup>/h</td> <td>7</td> <td>約 190</td> <td>3,990</td> <td>約 4,000</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物B</td> <td></td> <td>廃液蒸発装置 II</td> <td>1m<sup>3</sup>/h</td> <td>7</td> <td>約 230</td> <td>1,610</td> <td>約 1,400</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物C</td> <td></td> <td>化学処理装置分析 フード</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>スラッジ</td> <td></td> <td>セメント固化装置</td> <td>1m<sup>3</sup>/5日</td> <td></td> <td>約 100</td> <td>20</td> <td>約 20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮液</td> <td></td> <td>セメント固化装置</td> <td>0.2m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 55</td> <td>11</td> <td>約 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理済廃液</td> <td></td> <td>処理済廃液貯槽 排水監視設備</td> <td>700m<sup>3</sup>*</td> <td></td> <td>約 220</td> <td>77,000</td> <td>約 75,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">β・γ 固体廃棄物A</td> <td>可燃物</td> <td>β・γ 焼却装置</td> <td>3m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 180</td> <td>540</td> <td>約 520</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>β・γ 圧縮装置 I</td> <td>2m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>120</td> <td>約 110</td> <td rowspan="2">240</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>β・γ 圧縮装置 II</td> <td>2m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>120</td> <td>約 110</td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体廃棄物B</td> <td></td> <td>β・γ 封入設備</td> <td>0.15m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 100</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α 固体廃棄物A</td> <td>可燃物</td> <td>α 焼却装置</td> <td>0.5m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 30</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>α ホール設備</td> <td>1m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 60</td> <td>60</td> <td>約 60</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α 固体廃棄物B</td> <td></td> <td>α 封入設備</td> <td>0.15m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 100</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>減容処理設備</td> <td>0.1m<sup>3</sup>/日</td> <td></td> <td>約 150</td> <td>15</td> <td>約 15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">*：両貯槽の貯留量。貯留した廃液を希釈、測定、放出の一連の処理に2日要する。</p>		廃棄物区分	処理装置	処理量				受入れ量		申請書記載 最大処理能力	1日の運転 時間 (h/日)	必要な年間 稼働日数 (日/年)	年間処理 可能量 (m <sup>3</sup> /年)	申請書記載 最大受入れ量 (m <sup>3</sup> /年)	発生予測量 今後10年の 最大 (m <sup>3</sup> /年)	液体廃棄物A	JMTR一次冷却水	化学処理装置	10m <sup>3</sup> /h	7	約 60	4,200	約 4,000	3,400		JMTR一次冷却水以外	廃液蒸発装置 I	3m <sup>3</sup> /h	7	約 190	3,990	約 4,000	液体廃棄物B		廃液蒸発装置 II	1m <sup>3</sup> /h	7	約 230	1,610	約 1,400	1	液体廃棄物C		化学処理装置分析 フード						0	スラッジ		セメント固化装置	1m <sup>3</sup> /5日		約 100	20	約 20		濃縮液		セメント固化装置	0.2m <sup>3</sup> /日		約 55	11	約 11		処理済廃液		処理済廃液貯槽 排水監視設備	700m <sup>3</sup> *		約 220	77,000	約 75,000		β・γ 固体廃棄物A	可燃物	β・γ 焼却装置	3m <sup>3</sup> /日		約 180	540	約 520	176	不燃物	β・γ 圧縮装置 I	2m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110	240	不燃物	β・γ 圧縮装置 II	2m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110	β・γ 固体廃棄物B		β・γ 封入設備	0.15m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.4	α 固体廃棄物A	可燃物	α 焼却装置	0.5m <sup>3</sup> /日		約 30	15	約 15	7.8	不燃物	α ホール設備	1m <sup>3</sup> /日		約 60	60	約 60	22	α 固体廃棄物B		α 封入設備	0.15m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.8		減容処理設備	0.1m <sup>3</sup> /日		約 150	15	約 15		(削る)	申請対象条文に係る記載の見直し
廃棄物区分	処理装置			処理量				受入れ量																																																																																																																																										
				申請書記載 最大処理能力	1日の運転 時間 (h/日)	必要な年間 稼働日数 (日/年)	年間処理 可能量 (m <sup>3</sup> /年)	申請書記載 最大受入れ量 (m <sup>3</sup> /年)	発生予測量 今後10年の 最大 (m <sup>3</sup> /年)																																																																																																																																									
		液体廃棄物A	JMTR一次冷却水	化学処理装置	10m <sup>3</sup> /h	7	約 60	4,200	約 4,000	3,400																																																																																																																																								
	JMTR一次冷却水以外	廃液蒸発装置 I	3m <sup>3</sup> /h	7	約 190	3,990	約 4,000																																																																																																																																											
液体廃棄物B		廃液蒸発装置 II	1m <sup>3</sup> /h	7	約 230	1,610	約 1,400	1																																																																																																																																										
液体廃棄物C		化学処理装置分析 フード						0																																																																																																																																										
スラッジ		セメント固化装置	1m <sup>3</sup> /5日		約 100	20	約 20																																																																																																																																											
濃縮液		セメント固化装置	0.2m <sup>3</sup> /日		約 55	11	約 11																																																																																																																																											
処理済廃液		処理済廃液貯槽 排水監視設備	700m <sup>3</sup> *		約 220	77,000	約 75,000																																																																																																																																											
β・γ 固体廃棄物A	可燃物	β・γ 焼却装置	3m <sup>3</sup> /日		約 180	540	約 520	176																																																																																																																																										
	不燃物	β・γ 圧縮装置 I	2m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110	240																																																																																																																																										
	不燃物	β・γ 圧縮装置 II	2m <sup>3</sup> /日		約 60	120	約 110																																																																																																																																											
β・γ 固体廃棄物B		β・γ 封入設備	0.15m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.4																																																																																																																																										
α 固体廃棄物A	可燃物	α 焼却装置	0.5m <sup>3</sup> /日		約 30	15	約 15	7.8																																																																																																																																										
	不燃物	α ホール設備	1m <sup>3</sup> /日		約 60	60	約 60	22																																																																																																																																										
α 固体廃棄物B		α 封入設備	0.15m <sup>3</sup> /日		約 100	15	約 15	1.8																																																																																																																																										
		減容処理設備	0.1m <sup>3</sup> /日		約 150	15	約 15																																																																																																																																											
<p>表 1 3 - 2 気体廃棄物中の放射性物質の外部被ばく実効線量 (単位：μSv/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">被ばく経路</th> <th rowspan="2">実効線量</th> </tr> <tr> <th>気体廃棄物中の 放射性物質からの ガンマ線による被ばく</th> <th>地表に沈着した 放射性物質による 被ばく</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α 固体処理棟</td> <td><math>2.8 \times 10^{-9}</math></td> <td><math>1.5 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.5 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅲ</td> <td><math>9.0 \times 10^{-7}</math></td> <td><math>3.9 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>3.9 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td>β・γ 固体処理棟Ⅳ</td> <td><math>1.0 \times 10^{-6}</math></td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施</td> <td><math>5.4 \times 10^{-6}</math></td> <td><math>4.2 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>4.2 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><math>7.4 \times 10^{-6}</math></td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(廃棄物管理事業変更許可申請書添付書類六 第5.1.7表)</p>		施設名	被ばく経路		実効線量	気体廃棄物中の 放射性物質からの ガンマ線による被ばく	地表に沈着した 放射性物質による 被ばく	α 固体処理棟	$2.8 \times 10^{-9}$	$1.5 \times 10^{-4}$	$1.5 \times 10^{-4}$	β・γ 固体処理棟Ⅲ	$9.0 \times 10^{-7}$	$3.9 \times 10^{-2}$	$3.9 \times 10^{-2}$	β・γ 固体処理棟Ⅳ	$1.0 \times 10^{-6}$	1.5	1.5	固体廃棄物減容処理施	$5.4 \times 10^{-6}$	$4.2 \times 10^{-2}$	$4.2 \times 10^{-2}$	合計	$7.4 \times 10^{-6}$	1.6	1.6																																																																																																																							
施設名	被ばく経路		実効線量																																																																																																																																															
	気体廃棄物中の 放射性物質からの ガンマ線による被ばく	地表に沈着した 放射性物質による 被ばく																																																																																																																																																
α 固体処理棟	$2.8 \times 10^{-9}$	$1.5 \times 10^{-4}$	$1.5 \times 10^{-4}$																																																																																																																																															
β・γ 固体処理棟Ⅲ	$9.0 \times 10^{-7}$	$3.9 \times 10^{-2}$	$3.9 \times 10^{-2}$																																																																																																																																															
β・γ 固体処理棟Ⅳ	$1.0 \times 10^{-6}$	1.5	1.5																																																																																																																																															
固体廃棄物減容処理施	$5.4 \times 10^{-6}$	$4.2 \times 10^{-2}$	$4.2 \times 10^{-2}$																																																																																																																																															
合計	$7.4 \times 10^{-6}$	1.6	1.6																																																																																																																																															

変更前（既許可）	変更後	備考																																								
<p>表 1 3 - 3 気体廃棄物中の粒子状の放射性物質の内部被ばく実効線量 (単位: <math>\mu\text{Sv}/\text{年}</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="4">摂取経路</th> <th rowspan="2">実効線量</th> </tr> <tr> <th>吸入摂取</th> <th>葉菜摂取</th> <th>牛乳摂取</th> <th>米摂取</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>\alpha</math> 固体処理棟</td> <td><math>9.3 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>6.6 \times 10^{-5}</math></td> <td><math>1.9 \times 10^{-6}</math></td> <td><math>1.5 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>2.6 \times 10^{-3}</math></td> </tr> <tr> <td><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ</td> <td><math>1.4 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>8.5 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.9 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td><math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅳ</td> <td><math>3.5 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>3.9 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>6.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>8.9 \times 10^{-1}</math></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施設</td> <td><math>3.3 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>3.2 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.8 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>6.8 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.4 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><math>7.9 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>7.2 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>8.0 \times 10^{-2}</math></td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(廃棄物管理事業変更許可申請書添付書類六 第5.1.12表)</p>	施設名	摂取経路				実効線量	吸入摂取	葉菜摂取	牛乳摂取	米摂取	$\alpha$ 固体処理棟	$9.3 \times 10^{-4}$	$6.6 \times 10^{-5}$	$1.9 \times 10^{-6}$	$1.5 \times 10^{-3}$	$2.6 \times 10^{-3}$	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ	$1.4 \times 10^{-4}$	$8.5 \times 10^{-4}$	$4.3 \times 10^{-4}$	$1.9 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-2}$	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ	$3.5 \times 10^{-3}$	$3.9 \times 10^{-2}$	$6.1 \times 10^{-2}$	$8.9 \times 10^{-1}$	1.0	固体廃棄物減容処理施設	$3.3 \times 10^{-3}$	$3.2 \times 10^{-2}$	$1.8 \times 10^{-2}$	$6.8 \times 10^{-1}$	$7.4 \times 10^{-1}$	合計	$7.9 \times 10^{-3}$	$7.2 \times 10^{-2}$	$8.0 \times 10^{-2}$	1.6	1.8	<p>(削る)</p>	<p>申請対象条文に係る記載の見直し</p>
施設名		摂取経路					実効線量																																			
	吸入摂取	葉菜摂取	牛乳摂取	米摂取																																						
$\alpha$ 固体処理棟	$9.3 \times 10^{-4}$	$6.6 \times 10^{-5}$	$1.9 \times 10^{-6}$	$1.5 \times 10^{-3}$	$2.6 \times 10^{-3}$																																					
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ	$1.4 \times 10^{-4}$	$8.5 \times 10^{-4}$	$4.3 \times 10^{-4}$	$1.9 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-2}$																																					
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ	$3.5 \times 10^{-3}$	$3.9 \times 10^{-2}$	$6.1 \times 10^{-2}$	$8.9 \times 10^{-1}$	1.0																																					
固体廃棄物減容処理施設	$3.3 \times 10^{-3}$	$3.2 \times 10^{-2}$	$1.8 \times 10^{-2}$	$6.8 \times 10^{-1}$	$7.4 \times 10^{-1}$																																					
合計	$7.9 \times 10^{-3}$	$7.2 \times 10^{-2}$	$8.0 \times 10^{-2}$	1.6	1.8																																					
<p>表 1 3 - 4 液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量 (単位: <math>\mu\text{Sv}/\text{年}</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th> <th>海藻</th> <th>魚類</th> <th>無脊椎動物</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>^{137}\text{Cs}</math></td> <td><math>1.6 \times 10^{-1}</math></td> <td>2.4</td> <td><math>1.6 \times 10^{-1}</math></td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td><math>^{90}\text{Sr}</math></td> <td><math>2.2 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.2 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.3 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-2}</math></td> </tr> <tr> <td><math>^{60}\text{Co}</math></td> <td><math>2.5 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.7 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td><math>^3\text{H}</math></td> <td><math>5.4 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>5.5 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.5 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>6.6 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(廃棄物管理事業変更許可申請書添付書類六 第5.2.4表)</p>	核種	海藻	魚類	無脊椎動物	合計	$^{137}\text{Cs}$	$1.6 \times 10^{-1}$	2.4	$1.6 \times 10^{-1}$	2.7	$^{90}\text{Sr}$	$2.2 \times 10^{-2}$	$2.2 \times 10^{-2}$	$1.3 \times 10^{-2}$	$5.7 \times 10^{-2}$	$^{60}\text{Co}$	$2.5 \times 10^{-1}$	$2.6 \times 10^{-1}$	$2.6 \times 10^{-1}$	$7.7 \times 10^{-1}$	$^3\text{H}$	$5.4 \times 10^{-2}$	$5.5 \times 10^{-1}$	$5.5 \times 10^{-2}$	$6.6 \times 10^{-1}$	合計				4.2												
核種	海藻	魚類	無脊椎動物	合計																																						
$^{137}\text{Cs}$	$1.6 \times 10^{-1}$	2.4	$1.6 \times 10^{-1}$	2.7																																						
$^{90}\text{Sr}$	$2.2 \times 10^{-2}$	$2.2 \times 10^{-2}$	$1.3 \times 10^{-2}$	$5.7 \times 10^{-2}$																																						
$^{60}\text{Co}$	$2.5 \times 10^{-1}$	$2.6 \times 10^{-1}$	$2.6 \times 10^{-1}$	$7.7 \times 10^{-1}$																																						
$^3\text{H}$	$5.4 \times 10^{-2}$	$5.5 \times 10^{-1}$	$5.5 \times 10^{-2}$	$6.6 \times 10^{-1}$																																						
合計				4.2																																						

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>第十四条 (管理施設)                      廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする事。</p> <p>二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする事。</p> <p>三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする事。</p> <p>適合のための設計方針 省略</p> <p>第14条 (管理施設)                      1 第1号に規定する「管理するために必要な容量を有するもの」とは、将来的に廃棄物管理施設に受け入れる放射性廃棄物の量、受け入れた放射性廃棄物の処理に伴い発生する固体状の放射性廃棄物の量を考慮して放射性廃棄物を貯蔵・管理できる能力があることをいう。</p> <p>2 第2号に規定する「適切な方法により当該放射性廃棄物を保管」とは、放射性廃棄物の過積載等により管理施設又は廃棄体の損壊のおそれ等がない保管をいう。</p> <p>3 第3号に規定する「冷却のための必要な措置」とは、発熱性廃棄物の管理に当たり貯蔵方法を考慮した上で、管理する放射性廃棄物の閉じ込めの機能を維持できるよう崩壊熱を除去できる措置のことをいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について ～ 解釈第3項について 省略</p>	<p>第十四条 (管理施設)                      廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする事。</p> <p>二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする事。</p> <p>三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする事。</p> <p>適合のための設計方針 変更なし</p> <p>第14条 (管理施設)                      1 第1号に規定する「管理するために必要な容量を有するもの」とは、将来的に廃棄物管理施設に受け入れる放射性廃棄物の量、受け入れた放射性廃棄物の処理に伴い発生する固体状の放射性廃棄物の量を考慮して放射性廃棄物を貯蔵・管理できる能力があることをいう。</p> <p>2 第2号に規定する「適切な方法により当該放射性廃棄物を保管」とは、放射性廃棄物の過積載等により管理施設又は廃棄体の損壊のおそれ等がない保管をいう。</p> <p>3 第3号に規定する「冷却のための必要な措置」とは、発熱性廃棄物の管理に当たり貯蔵方法を考慮した上で、管理する放射性廃棄物の閉じ込めの機能を維持できるよう崩壊熱を除去できる措置のことをいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について ～ 解釈第3項について 変更なし</p>	

変更前（既許可）				変更後				備考
<p>&lt;第十四条まとめ資料&gt; イ）保管場の主な設備及び機器について（解釈第14条第1項） 廃棄物管理設備本体の管理施設である各保管場には、以下の主な設備及び機器を設置している。</p>				<p>&lt;第十四条まとめ資料&gt; イ）保管場の主な設備及び機器について（解釈第14条第1項） 廃棄物管理設備本体の管理施設である各保管場には、以下の主な設備及び機器を設置している。</p>				<p>記載の適正化 （以下、同様）</p>
管理施設	収容建家	主な設備及び機器	備考	管理施設	収容建家	主な設備及び機器	備考	
固体集積保管場Ⅰ	固体集積保管場Ⅰ	固体集積保管場Ⅰ 〔 堅積保管設備 1式 遮蔽スラブ 1式 フォークリフト 1式 〕	平成26年3月現在 遮蔽スラブは 14種類 486個	固体集積保管場Ⅰ	固体集積保管場Ⅰ	固体集積保管場Ⅰ 〔 堅積保管設備 1式 遮蔽スラブ 1式 フォークリフト 1式 〕	令和4年4月現在 遮蔽スラブは 14種類 486個	
固体集積保管場Ⅱ	固体集積保管場Ⅱ	固体集積保管場Ⅱ 〔 ラック式横積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式）2基 〕	平成26年3月現在 ラック基数： 33基、 2列	固体集積保管場Ⅱ	固体集積保管場Ⅱ	固体集積保管場Ⅱ 〔 ラック式横積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式）2基 〕	令和4年4月現在 ラック基数： 33基、 2列	
固体集積保管場Ⅲ	固体集積保管場Ⅲ	固体集積保管場Ⅲ 〔 ラック式横積、パレット式 堅積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式）2基 〕	平成26年3月現在 ラック基数： 41基、 ドラム缶型廃棄物パッケージ用パレット 個数：390個	固体集積保管場Ⅲ	固体集積保管場Ⅲ	固体集積保管場Ⅲ 〔 ラック式横積、パレット式 堅積保管設備 1式 天井クレーン（天井走行式）2基 〕	令和4年4月現在 ラック基数： 41基、 ドラム缶型廃棄物パッケージ用パレット 個数：390個	
固体集積保管場Ⅳ	固体集積保管場Ⅳ	固体集積保管場Ⅳ 〔 パレット式堅積保管設備 1式 フォークリフト 1式 エレベータ 1式 〕	平成26年3月現在 ドラム缶型廃棄物パッケージ用 パレット個数： 694個 角型鋼製廃棄物パッケージ用 パレット個数： 52個 ブロック型廃棄物パッケージ用パレット 個数： 122個	固体集積保管場Ⅳ	固体集積保管場Ⅳ	固体集積保管場Ⅳ 〔 パレット式堅積保管設備 1式 フォークリフト 1式 エレベータ 1式 〕	令和4年4月現在 ドラム缶型廃棄物パッケージ用 パレット個数： 1,183個 角型鋼製廃棄物パッケージ用 パレット個数： 52個 ブロック型廃棄物パッケージ用パレット 個数： 110個	
<p>固体集積保管場Ⅰでは、ブロック型廃棄物パッケージからの外部放射線について、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するため、堅積み2段で集積した上部に遮蔽スラブを設置する。 遮蔽スラブは、図14-1に示すコンクリート製の遮蔽設備で、コンクリート厚さは約0.4m相当としている。なお、遮蔽スラブは、ブロック型廃棄物パッケージの搬入に先立ち計画的に製作する。</p>				<p>固体集積保管場Ⅰでは、ブロック型廃棄物パッケージからの外部放射線について、人の居住の可能性のある周辺監視区域外の一般公衆の被ばくを低減するため、堅積み2段で集積した上部に遮蔽スラブを設置する。 遮蔽スラブは、図14-1に示すコンクリート製の遮蔽設備で、コンクリート厚さは約0.4m相当としている。なお、遮蔽スラブは、ブロック型廃棄物パッケージの搬入に先立ち計画的に製作する。</p>				

変更前（既許可）				変更後				備考
遮蔽スラブの種類、寸法（性能）、数量*及び定置方法を以下に示す。				遮蔽スラブの種類、寸法（性能）、数量*及び定置方法を以下に示す。				記載の適正化
種類	寸法	個数*	定置方法	種類	寸法	個数*	定置方法	
A	34cm×260cm、厚さ 19.5cm 以上	6	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に遮蔽スラブを組み合わせて 2 重に定置	A	34cm×260cm、厚さ 19.5cm 以上	6	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に遮蔽スラブを組み合わせて 2 重に定置	
B	83cm×335cm、厚さ 19.5cm 以上	3		B	83cm×335cm、厚さ 19.5cm 以上	3		
C	106cm×212cm、厚さ 19.5cm 以上	56		C	106cm×212cm、厚さ 19.5cm 以上	56		
D	106cm×262cm、厚さ 19.5cm 以上	7		D	106cm×262cm、厚さ 19.5cm 以上	7		
E	130cm×320cm、厚さ 19.5cm 以上	55		E	130cm×320cm、厚さ 19.5cm 以上	55		
F	130cm×350cm、厚さ 19.5cm 以上	18		F	130cm×350cm、厚さ 19.5cm 以上	18		
M	34cm×247cm、厚さ 19.5cm 以上	1		M	34cm×247cm、厚さ 19.5cm 以上	1		
G	106cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	36	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に定置	G	106cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	36	ブロック型廃棄物パッケージを縦積み 2 段で集積した上部に定置	
H	106cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	80		H	106cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	80		
I	106cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	7		I	106cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	7		
K	156cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	15		K	156cm×252cm、厚さ 39.5cm 以上	15		
L	156cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	1		L	156cm×282cm、厚さ 39.5cm 以上	1		
N	156cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	1		N	156cm×212cm、厚さ 39.5cm 以上	1		
J	130cm×320cm、厚さ 39.5cm 以上	200		J	130cm×320cm、厚さ 39.5cm 以上	200		
合計 14 種類		486		合計 14 種類		486		
* <u>平成 26 年 3 月現在</u> で製作された数量				* <u>令和 4 年 4 月現在</u> で製作された数量				
ロ) 廃棄物パッケージ及び保管体について（解釈第 1 4 条第 2 項） ～ ハ) 廃棄物パッケージ及び保管体の保管環境及び損壊防止について（解釈第 1 4 条第 2 項） 省略				ロ) 廃棄物パッケージ及び保管体について（解釈第 1 4 条第 2 項） ～ ハ) 廃棄物パッケージ及び保管体の保管環境及び損壊防止について（解釈第 1 4 条第 2 項） 変更なし				

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>ニ) 管理施設の保管容量について（解釈第14条第1項）</p> <p>放射性廃棄物を管理する管理施設は、廃棄物パッケージ及び保管体を集積保管するために必要な容量を有していることを、以下に説明する。</p> <p>1. 廃棄物パッケージ</p> <p>廃棄物パッケージは、表面密度が表面密度限度以下であることを確認した後、ブロック型廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅰ又は固体集積保管場Ⅳに、ドラム缶型廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳに、角型鋼製廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳへ移送し、集積保管する。</p> <p>固体集積保管場は、保管面積約 2,200m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 19,900 本相当）の固体集積保管場Ⅰ、保管面積約 1,800m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 9,310 本相当）の固体集積保管場Ⅱ、保管面積約 1,300m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 6,000 本相当）の固体集積保管場Ⅲ及び保管面積約 1,600m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 6,925 本相当）の固体集積保管場Ⅳで構成する。</p> <p>固体集積保管場の最大管理能力は、ドラム缶型廃棄物パッケージの保管施設である固体集積保管場Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいて 200 リットルドラム缶換算で約 22,200 本、ブロック型廃棄物パッケージの保管施設である固体集積保管場Ⅰにおいて 200 リットルドラム缶換算で約 19,900 本（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型 1,422 個、Ⅲ型 1,422 個）である。</p> <p><u>平成 25 年 12 月</u>現在、これらの施設に 200 リットルドラム缶換算でブロック型廃棄物パッケージ約 <u>10,960 本</u>（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型 <u>773</u> 個、Ⅲ型 <u>800</u> 個）、ドラム缶型廃棄物パッケージ約 <u>17,750 本</u>を保管しており、これ以降の廃棄物パッケージの平均的な発生量はブロック型廃棄物パッケージが 290 本／年程度（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型約 20 個、Ⅲ型約 20 個）、ドラム缶型廃棄物パッケージが 500 本／年程度で管理施設の満杯時期は固体集積保管場Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいて約 <u>9 年</u>後、固体集積保管場Ⅰにおいて約 30 年後と推定される。管理施設は、これら発生する廃棄物パッケージを集積保管する必要な容量を有する。なお、廃棄体の処理については、現在、具体的な処分の開始時期が明確ではなく、これを考慮した管理保管可能期間を検討することができないため、安全側に、廃棄体の処理を考慮しない条件での管理保管可能期間である。</p> <p>管理施設の廃棄物パッケージ保管量の推移を図 1 4 - 2 及び図 1 4 - 3 に示す。</p> <p>2. 保管体</p> <p>α 固体廃棄物 B は、ステンレス鋼製の容器に封入して保管体とし、α 固</p>	<p>ニ) 管理施設の保管容量について（解釈第14条第1項）</p> <p>放射性廃棄物を管理する管理施設は、廃棄物パッケージ及び保管体を集積保管するために必要な容量を有していることを、以下に説明する。</p> <p>1. 廃棄物パッケージ</p> <p>廃棄物パッケージは、表面密度が表面密度限度以下であることを確認した後、ブロック型廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅰ又は固体集積保管場Ⅳに、ドラム缶型廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳに、角型鋼製廃棄物パッケージは主として固体集積保管場Ⅲ又は固体集積保管場Ⅳへ移送し、集積保管する。</p> <p>固体集積保管場は、保管面積約 2,200m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 19,900 本相当）の固体集積保管場Ⅰ、保管面積約 1,800m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 9,310 本相当）の固体集積保管場Ⅱ、保管面積約 1,300m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 6,000 本相当）の固体集積保管場Ⅲ及び保管面積約 1,600m<sup>2</sup>（200 リットルドラム缶換算 6,925 本相当）の固体集積保管場Ⅳで構成する。</p> <p>固体集積保管場の最大管理能力は、ドラム缶型廃棄物パッケージの保管施設である固体集積保管場Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいて 200 リットルドラム缶換算で約 22,200 本、ブロック型廃棄物パッケージの保管施設である固体集積保管場Ⅰにおいて 200 リットルドラム缶換算で約 19,900 本（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型 1,422 個、Ⅲ型 1,422 個）である。</p> <p><u>令和 4 年 4 月</u>現在、これらの施設に 200 リットルドラム缶換算でブロック型廃棄物パッケージ約 <u>11,060 本</u>（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型 <u>779</u> 個、Ⅲ型 <u>810</u> 個）、ドラム缶型廃棄物パッケージ約 <u>19,580 本</u>を保管しており、これ以降の廃棄物パッケージの平均的な発生量はブロック型廃棄物パッケージが 290 本／年程度（ブロック型廃棄物パッケージⅠ型約 20 個、Ⅲ型約 20 個）、ドラム缶型廃棄物パッケージが 500 本／年程度で管理施設の満杯時期は固体集積保管場Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにおいて約 <u>5 年</u>後、固体集積保管場Ⅰにおいて約 30 年後と推定される。管理施設は、これら発生する廃棄物パッケージを集積保管する必要な容量を有する。なお、廃棄体の処理については、現在、具体的な処分の開始時期が明確ではなく、これを考慮した管理保管可能期間を検討することができないため、安全側に、廃棄体の処理を考慮しない条件での管理保管可能期間である。</p> <p>管理施設の廃棄物パッケージ保管量の推移を図 1 4 - 2 及び図 1 4 - 3 に示す。</p> <p>2. 保管体</p> <p>α 固体廃棄物 B は、ステンレス鋼製の容器に封入して保管体とし、α 固</p>	<p>記載の適正化 （以下、同様）</p>



変更前（既許可）	変更後	備考
<p>体貯蔵施設において管理する。</p> <p>α 固体貯蔵施設の最大管理能力は、保管体総数 1,836 個（保管容積約 132m<sup>3</sup>）とし、S 型保管体を 5 個収容できる S 孔を 216 孔（S 型保管体 1,080 個）、L 型保管体を 3 個収容できる L 孔を 112 孔（L 型保管体 336 個）、G 型保管体を 6 個収容できる G 孔を 70 孔（G 型保管体 420 個）をそれぞれ設ける。</p> <p><u>平成 25 年 12 月</u> 現在、本施設に S 型保管体を <u>1,030 個</u>、L 型保管体を <u>314 個</u>、G 型保管体を 416 個、<u>合計 1,760 個</u> で <u>約 126m<sup>3</sup></u> の保管体を保管しており、また、これ以降の保管体の平均的な発生量は約 1.3m<sup>3</sup>/年と推定される。α 固体貯蔵施設は、現在 <u>建設</u> 中の固体廃棄物減容処理施設による処理開始時期を <u>平成 29 年度</u> とした場合は、これら毎年発生する保管体をそれまで集積保管する必要な容量を有している。また、固体廃棄物減容処理施設による処理開始以降は、α 固体貯蔵施設の保管体を減容処理した後、再び保管し、必要な容量を確保する。固体廃棄物減容処理施設運転開始後の α 固体貯蔵施設保管予想推移を図 1 4 - 4 に示す。</p> <p>なお、「放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。」に関し、廃棄物管理施設ではその対象となる廃棄物を受け入れることはなく、また、これまでも取り扱う廃棄物自体の過熱が問題となったことはなく、考慮を要しない。発熱に係る評価結果を別紙 1 4 - 1 に示す。</p> <p>本変更許可申請において、「3 廃棄物管理施設で処理を行う液体廃棄物及び固体廃棄物は、発火、爆発性等のない安全性の確認されたものであり、発熱性のある廃棄物を受け入れることはない。」ことについては、既許可からの変更はなく、適合方針に記載している。</p> <p>参考文献(1) 「保健物理－管理と研究－No.24」(JAERI-M 82-112 1982 年 10 月) ～ ホ) 放射性物質の崩壊に伴う発熱に関する安全性について（解釈第 1 4 条第 3 項） 省略</p> <p>別紙 1 4 - 1 放射性物質の崩壊に伴う発熱に関する安全性 省略</p>	<p>体貯蔵施設において管理する。</p> <p>α 固体貯蔵施設の最大管理能力は、保管体総数 1,836 個（保管容積約 132m<sup>3</sup>）とし、S 型保管体を 5 個収容できる S 孔を 216 孔（S 型保管体 1,080 個）、L 型保管体を 3 個収容できる L 孔を 112 孔（L 型保管体 336 個）、G 型保管体を 6 個収容できる G 孔を 70 孔（G 型保管体 420 個）をそれぞれ設ける。</p> <p><u>令和 4 年 4 月</u> 現在、本施設に S 型保管体を <u>1,051 個</u>、L 型保管体を <u>326 個</u>、G 型保管体を 416 個、<u>合計 1,793 個</u> で <u>約 129m<sup>3</sup></u> の保管体を保管しており、また、これ以降の保管体の平均的な発生量は約 1.3m<sup>3</sup>/年と推定される。α 固体貯蔵施設は、現在 <u>試運転</u> 中の固体廃棄物減容処理施設による処理開始時期を <u>令和 6 年度</u> とした場合は、これら毎年発生する保管体をそれまで集積保管する必要な容量を有している。また、固体廃棄物減容処理施設による処理開始以降は、α 固体貯蔵施設の保管体を減容処理した後、再び保管し、必要な容量を確保する。固体廃棄物減容処理施設運転開始後の α 固体貯蔵施設保管予想推移を図 1 4 - 4 に示す。</p> <p>なお、「放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。」に関し、廃棄物管理施設ではその対象となる廃棄物を受け入れることはなく、また、これまでも取り扱う廃棄物自体の過熱が問題となったことはなく、考慮を要しない。発熱に係る評価結果を別紙 1 4 - 1 に示す。</p> <p>本変更許可申請において、「3 廃棄物管理施設で処理を行う液体廃棄物及び固体廃棄物は、発火、爆発性等のない安全性の確認されたものであり、発熱性のある廃棄物を受け入れることはない。」ことについては、既許可からの変更はなく、適合方針に記載している。</p> <p>参考文献(1) 「保健物理－管理と研究－No.24」(JAERI-M 82-112 1982 年 10 月) ～ ホ) 放射性物質の崩壊に伴う発熱に関する安全性について（解釈第 1 4 条第 3 項） 変更なし</p> <p>別紙 1 4 - 1 放射性物質の崩壊に伴う発熱に関する安全性 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (以下、同様)</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>第十五条（計測制御系統施設）                      廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について ～ 第2項について 省略</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照                      計測制御系統施設の設計方針 （6.2.2項） 〕</p> <p>（本文）</p> <p>ホ 計測制御系統施設の設備                      (1) 主要な工程計装設備の種類 ～ (2) その他の主要な事項 10) 廃液貯留施設Ⅱ 省略</p> <p>11) 有機廃液一時格納庫                      有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>12) α一時格納庫                      α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>13) 管理機械棟</p>	<p>第十五条（計測制御系統施設）                      廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について ～ 第2項について 変更なし</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照                      計測制御系統施設の設計方針 （6.2.2項） 〕</p> <p>（本文）</p> <p>ホ 計測制御系統施設の設備                      (1) 主要な工程計装設備の種類 ～ (2) その他の主要な事項 10) 廃液貯留施設Ⅱ 変更なし</p> <p>11) 有機廃液一時格納庫                      有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。  <u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>12) α一時格納庫                      α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>13) 管理機械棟</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前（既許可）	変更後	備考
<p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p> <p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p> <p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>共用設備の見直し</p>
<p>第15条（計測制御系統施設）</p> <p>1 第2項に規定する「検知して速やかに警報する設備」とは、次の事項に関して警報する設備をいう。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器の放射性物質の漏えい</p> <p>二 放射性物質による汚染の発生のおそれのある室の負圧</p>	<p>第15条（計測制御系統施設）</p> <p>1 第2項に規定する「検知して速やかに警報する設備」とは、次の事項に関して警報する設備をいう。</p> <p>一 放射性物質を収納する系統及び機器の放射性物質の漏えい</p> <p>二 放射性物質による汚染の発生のおそれのある室の負圧</p>	

変 更 前 (既許可)	変 更 後	備 考
<p>三 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）の施設内部の床面及び壁面における液体状の放射性廃棄物の漏えい</p> <p>四 その他廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の安全機能の監視</p>	<p>三 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）の施設内部の床面及び壁面における液体状の放射性廃棄物の漏えい</p> <p>四 その他廃棄物管理施設（放射線管理施設を除く。）の安全機能の監視</p>	
<p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について 省略</p> <p>&lt;第十五条まとめ資料&gt;</p> <p>イ) 第15条第1項関連の適合性について（第15条第1項） ～ ト） 警報発報における「異常」について（解釈第15条第1項） 省略</p> <p>表15-1 計測制御系統施設故障時の安全性の確保、故障等の対応 省略</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について 変更なし</p> <p>&lt;第十五条まとめ資料&gt;</p> <p>イ) 第15条第1項関連の適合性について（第15条第1項） ～ ト） 警報発報における「異常」について（解釈第15条第1項） 変更なし</p> <p>表15-1 計測制御系統施設故障時の安全性の確保、故障等の対応 変更なし</p>	

表 1.5-2 通常の安全運転状態から逸脱していると判断する具体的な数値 (例示) (2)

設備	計測箇所	具体的な数値	計測設備	
			設備名称	警報作動条件
セメント固化装置	液位及び漏えい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スラッジ貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき</li> <li>・濃縮液貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき</li> <li>・埋内で漏えいが検出されたとき</li> <li>・ピット内で漏えいが検出されたとき</li> </ul>	セメント固化装置計測設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スラッジ貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき</li> <li>・濃縮液貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき</li> <li>・埋内で漏えいが検出されたとき</li> <li>・ピット内で漏えいが検出されたとき</li> </ul>
				埋内： 約0.04 ピット内： 約0.09 漏えい検知量 (μ)

変更後

表 1.5-2 通常の安全運転状態から逸脱していると判断する具体的な数値 (例示) (2)

設備	計測箇所	具体的な数値	計測設備	
			設備名称	警報作動条件
セメント固化装置	液位及び漏えい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮液貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき</li> <li>・ピット内で漏えいが検出されたとき</li> </ul>	セメント固化装置計測設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮液貯槽の液量が最大容量の90%を超えたとき</li> <li>・ピット内で漏えいが検出されたとき</li> </ul>
				埋内： ピット内： 約0.09 漏えい検知量 (μ)

備考  
化学処理装置の使用の停止に伴う変更

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>第十六条（放射線管理施設）                      事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項第1号について 省略</p> <p>第1項第2号について                      事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。                      平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。                      また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備に加えて移動モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>第1項第3号について                      廃棄物管理施設には、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できるものとする。なお、公衆に対し、固定モニタリング設備からの情報を表示できる設備を設ける。                      また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び</p>	<p>第十六条（放射線管理施設）                      事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p> <p>三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項第1号について 変更なし</p> <p>第1項第2号について                      事業所には、事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定するため、以下の設備を設ける設計とする。                      平常時においては、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。                      また、事故時においては、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考に、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。さらに、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する設計とする。</p> <p>第1項第3号について                      廃棄物管理施設には、放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、廃棄物管理施設の各施設における管理区域の入口に、当該施設の放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面の放射性物質の表面密度を表示できる設備を設けることにより、放射線業務従事者が安全に管理区域内の状況を認識できるものとする。なお、公衆に対し、固定モニタリング設備からの情報を表示できる設備を設ける。                      また、管理区域における空間線量率及び空気中の放射性物質の濃度及び</p>	<p>共用設備の見直し</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>床面の放射性物質の表面密度は、各施設の放射線業務従事者が閲覧できる場所にそれぞれ表示する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 放射線管理施設の設計方針 (7.2項) 〕</p> <p>(本文)</p> <p>へ 放射線管理施設の設備 放射線業務従事者及び一時立入者の放射線被ばくを十分に監視及び管理し、また、敷地周辺の放射線を監視するための放射線管理施設を、以下のように設ける。</p> <p>放射線管理施設の主要な設備を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟 ～ 10) 廃液貯留施設Ⅱ 省略</p> <p>11) 有機廃液一時格納庫 有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>12) α一時格納庫 α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>13) 管理機械棟 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p>	<p>床面の放射性物質の表面密度は、各施設の放射線業務従事者が閲覧できる場所にそれぞれ表示する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 放射線管理施設の設計方針 (7.2項) 〕</p> <p>(本文)</p> <p>へ 放射線管理施設の設備 放射線業務従事者及び一時立入者の放射線被ばくを十分に監視及び管理し、また、敷地周辺の放射線を監視するための放射線管理施設を、以下のように設ける。</p> <p>放射線管理施設の主要な設備を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟 ～ 10) 廃液貯留施設Ⅱ 変更なし</p> <p>11) 有機廃液一時格納庫 有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。 <u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>12) α一時格納庫 α一時格納庫の主要構造は、鉄骨造（地下部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、地下1階、建築面積約150m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第18図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>13) 管理機械棟 管理機械棟の主要構造は、鉄筋、鉄骨コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約760m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第19図に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>14) 固体廃棄物減容処理施設 固体廃棄物減容処理施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で地上2階（一部3階）、地下1階、建築面積約1,600m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をBクラスとして設計する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

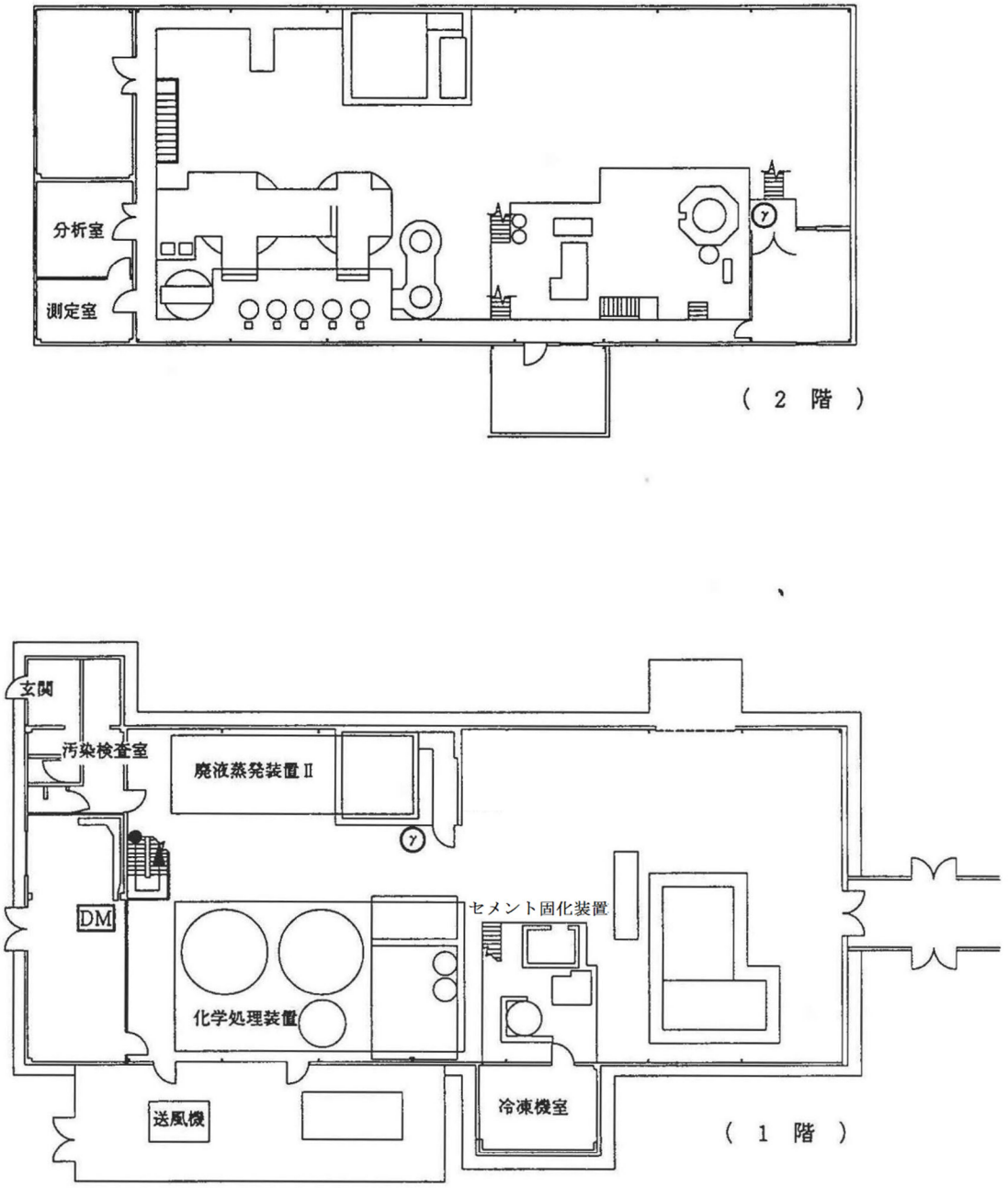
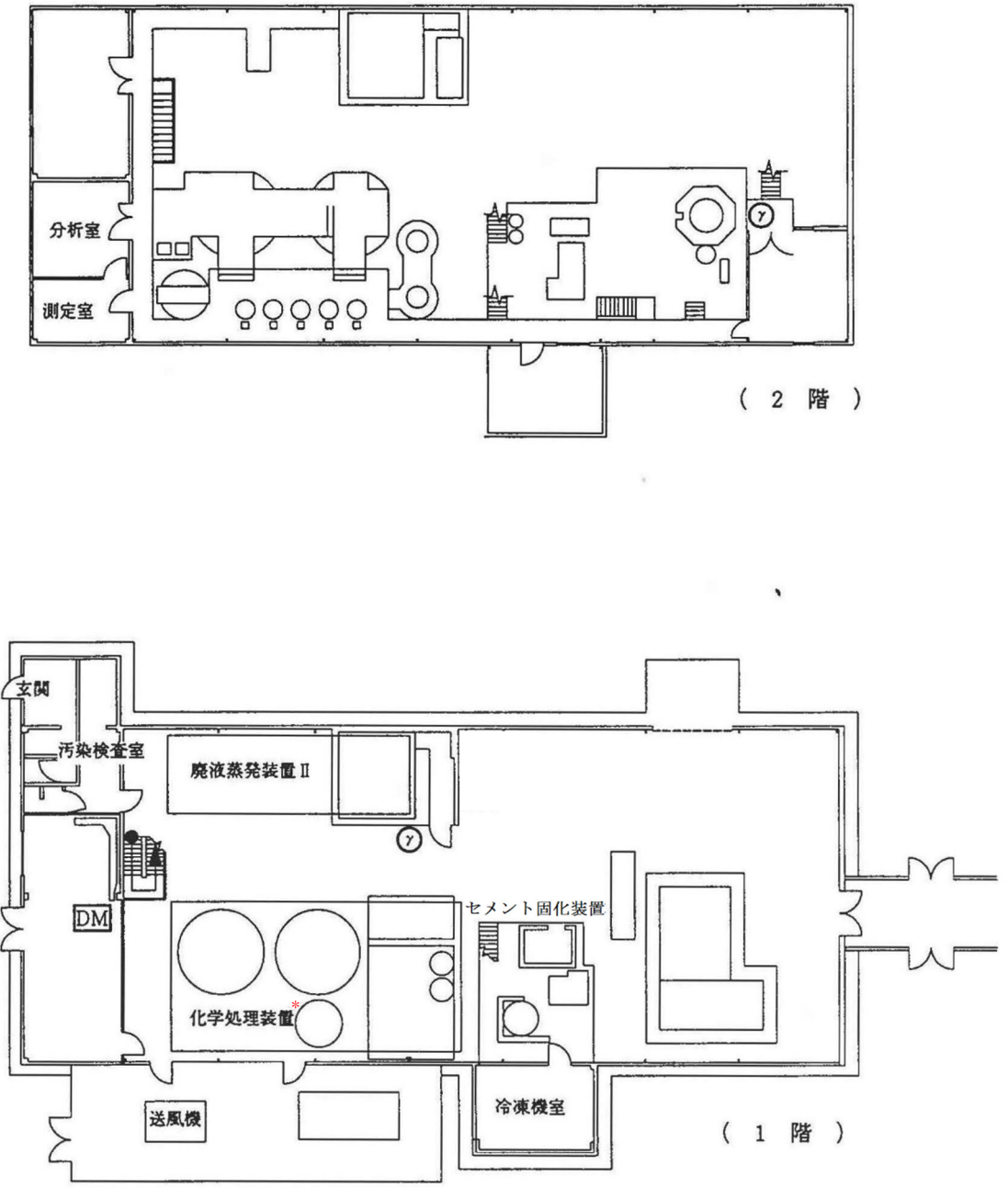
変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。<u>また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う移動モニタリング設備を備える。</u></p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>構造概要図を第20図(1)及び(2)に示す。建家内には、放射線管理施設を収容する。</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 出入管理関係設備 放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理及び汚染管理のため、出入管理関係設備を設ける。</p> <p>(b) 放射線監視設備 管理区域内主要箇所の作業環境監視を行うため、作業環境モニタリング設備として、エリアモニタ、室内空気モニタ等を設ける。</p> <p>(c) 個人管理用設備 放射線業務従事者及び一時立入者の線量管理のため、個人線量計を備える。</p> <p>(d) 放射能測定設備 廃棄物管理施設の放射線管理に伴う試料を測定、分析するための測定機器を備える。</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 放射線監視設備 廃棄物管理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び敷地周辺の放射線等を監視するため、周辺環境モニタリング設備として、排気モニタリング設備、排水モニタリング設備及び固定モニタリング設備を設ける。</p> <p>(b) 気象観測設備 敷地内に、気象を観測する気象観測設備を設ける。</p>	<p>共用設備の見直し</p>



変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>第16条（放射線管理施設）</p> <p>1 第16条に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するための施設であって、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設及び放射線業務従事者等の個人被ばく管理に必要な線量計等の機器をいう。</p> <p>2 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいう。</p> <p>一 平常時においては、廃棄物管理施設の周辺監視区域周辺において、事故時には放射線源、放出点、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において放射線量並びに放射性物質の濃度及び量を監視及び測定すること。</p> <p>二 平常時において環境に放出される気体、液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考とすること。</p> <p>三 事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>3 第3号に規定する「必要な情報を適切な場所に表示する」とは、次のことをいう。</p> <p>一 管理区域における放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を放射線業務従事者が安全に認識できる場所に表示できること。</p> <p>二 監視及び測定される放射線量並びに放射性物質の濃度及び量又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が安全に認識できる場所に表示できること。</p>	<p>第16条（放射線管理施設）</p> <p>1 第16条に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するための施設であって、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行う施設及び放射線業務従事者等の個人被ばく管理に必要な線量計等の機器をいう。</p> <p>2 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいう。</p> <p>一 平常時においては、廃棄物管理施設の周辺監視区域周辺において、事故時には放射線源、放出点、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において放射線量並びに放射性物質の濃度及び量を監視及び測定すること。</p> <p>二 平常時において環境に放出される気体、液体廃棄物の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）を参考とすること。</p> <p>三 事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>3 第3号に規定する「必要な情報を適切な場所に表示する」とは、次のことをいう。</p> <p>一 管理区域における放射線量・空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を放射線業務従事者が安全に認識できる場所に表示できること。</p> <p>二 監視及び測定される放射線量並びに放射性物質の濃度及び量又はそれらを換算して得られる被ばく線量を従業者が安全に認識できる場所に表示できること。</p>	
<p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について ～ 解釈第3項について 省略</p> <p>&lt;第十六条まとめ資料&gt;</p> <p>イ) 規則の解釈第16条第2項の各号の適合性について（解釈第16条第2項） 規則第16条第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいうとして</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について ～ 解釈第3項について 変更なし</p> <p>&lt;第十六条まとめ資料&gt;</p> <p>イ) 規則の解釈第16条第2項の各号の適合性について（解釈第16条第2項） 規則第16条第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいうとして</p>	

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>おり、各号への適合については以下のとおりである。</p> <p>一について</p> <p>平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>事故時においては、固定モニタリング設備に<u>加えて移動モニタリング設備</u>により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>二について</p> <p>平常時において環境に放出される気体廃棄物については、廃棄物管理施設では原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物を受け入れることから、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排気モニタリング設備により監視及び測定する。</p> <p>同じく液体廃棄物については、同指針に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排水モニタリング設備により環境に放出する液体廃棄物をサンプリングし、監視及び測定する。</p> <p>三について</p> <p>事故時においては、廃棄物管理施設の特徴を踏まえ、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考として、一般公衆及び従事者に対する放射線防護の観点から放射線計測により情報を得るため、<u>移動モニタリング設備及び</u>固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、線量並びに放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、同指針で平常時に使用する放射線計測系を共用としている排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器により、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p>	<p>おり、各号への適合については以下のとおりである。</p> <p>一について</p> <p>平常時においては、固定モニタリング設備により周辺監視区域周辺の放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>事故時においては、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器を備えており、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p> <p>二について</p> <p>平常時において環境に放出される気体廃棄物については、廃棄物管理施設では原子炉施設の運転に伴い発生する放射性廃棄物を受け入れることから、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排気モニタリング設備により監視及び測定する。</p> <p>同じく液体廃棄物については、同指針に定める放射性物質を測定するための標準的な方法を参考として、排水モニタリング設備により環境に放出する液体廃棄物をサンプリングし、監視及び測定する。</p> <p>三について</p> <p>事故時においては、廃棄物管理施設の特徴を踏まえ、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）を参考として、一般公衆及び従事者に対する放射線防護の観点から放射線計測により情報を得るため、固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、予想される放射性物質の放出経路において、線量並びに放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。また、同指針で平常時に使用する放射線計測系を共用としている排気モニタリング設備、エリアモニタ、室内空気モニタ及びローカルサンプリング装置並びに放射線サーベイ用機器により、放射線源、放出点における放射線量及び放射性物質濃度及び量を監視及び測定する。</p>	<p>共用設備の見直し</p> <p>共用設備の見直し</p>

変更前(既許可)	変更後	備考																								
<p>ロ) 規則の解釈第16条第3項の各号の適合性について(解釈第16条第3項) ~ 別表16-1 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備の内訳(1) 省略</p>	<p>ロ) 規則の解釈第16条第3項の各号の適合性について(解釈第16条第3項) ~ 別表16-1 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備の内訳(1) 変更なし</p>																									
<p>別表16-1 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備の内訳(2)</p>	<p>別表16-1 廃棄物管理施設の出入り管理関係設備の内訳(2)</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>汚染管理の考え方</th> <th>設置設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α一時格納庫</td> <td>封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。</td> <td>更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>有機廃液一時格納庫</td> <td>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</td> <td>更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>管理機械棟</td> <td>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</td> <td>更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ</td> </tr> </tbody> </table>	施設	汚染管理の考え方	設置設備	α一時格納庫	封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ	有機廃液一時格納庫	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ	管理機械棟	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>汚染管理の考え方</th> <th>設置設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>α一時格納庫</td> <td>封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。</td> <td>更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>有機廃液一時格納庫*</td> <td>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</td> <td>更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ</td> </tr> <tr> <td>管理機械棟</td> <td>液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。</td> <td>更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ</td> </tr> </tbody> </table>	施設	汚染管理の考え方	設置設備	α一時格納庫	封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ	有機廃液一時格納庫*	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ	管理機械棟	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
施設	汚染管理の考え方	設置設備																								
α一時格納庫	封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ																								
有機廃液一時格納庫	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ																								
管理機械棟	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ																								
施設	汚染管理の考え方	設置設備																								
α一時格納庫	封入されたα放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ																								
有機廃液一時格納庫*	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 サーベイメータ																								
管理機械棟	液体状のβ・γ放射性物質を取り扱う施設を管理する。	更衣設備 手洗い設備 ハンドフットクロスモニタ																								
<p>図16-1 β・γ固体処理棟Iエリアモニタ配置図 ~ 図16-7 α固体貯蔵施設エリアモニタ及び排気モニタリング設備配置図 省略</p>	<p>図16-1 β・γ固体処理棟Iエリアモニタ配置図 ~ 図16-7 α固体貯蔵施設エリアモニタ及び排気モニタリング設備配置図 変更なし</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>																								
<p>*有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>*有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>																									

変更前(既許可)	変更後	備考
 <p style="text-align: center;">( 2 階 )</p> <p style="text-align: center;">( 1 階 )</p> <p style="text-align: center;">凡例          (⊙) エリアモニタ          [DM] 排気モニタリング設備</p> <p>図 1 6 - 8 廃液処理棟エリアモニタ及び排気モニタリング設備配置図          図 1 6 - 9 廃液貯留施設 I 排気モニタリング設備配置図 ～ 図 1 6 - 1 0 廃液貯留施設 II エリアモニタ及び排気モニタリング設備配置図 省略</p>	 <p style="text-align: center;">( 2 階 )</p> <p style="text-align: center;">( 1 階 )</p> <p style="text-align: center;">凡例          (⊙) エリアモニタ          [DM] 排気モニタリング設備</p> <p style="text-align: center;">*: 化学処理装置については、使用を停止する</p> <p>図 1 6 - 8 廃液処理棟エリアモニタ及び排気モニタリング設備配置図          図 1 6 - 9 廃液貯留施設 I 排気モニタリング設備配置図 ～ 図 1 6 - 1 0 廃液貯留施設 II エリアモニタ及び排気モニタリング設備配置図 変更なし</p>	<p>化学処理装置の 使用の停止</p> <p>化学処理装置の 使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<div data-bbox="270 302 1038 892" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="875 955 1113 1018" data-label="Caption"> <p>凡例  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">DM</span> 排気モニタリング設備</p> </div> <div data-bbox="231 1096 1240 1134" data-label="Caption"> <p>図16-11 有機廃液一時格納庫排気モニタリング設備配置図</p> </div> <div data-bbox="142 1276 1291 1402" data-label="Text"> <p>図16-12 管理機械棟排気モニタリング設備及び放射線モニタ盤配置図 ~              図16-15 固体廃棄物減容処理施設 放射線管理施設設備配置図 (地上2階)              省略</p> </div>	<div data-bbox="1558 302 2326 892" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1469 987 1973 1018" data-label="Text"> <p>*有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p> </div> <div data-bbox="2151 955 2389 1018" data-label="Caption"> <p>凡例  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">DM</span> 排気モニタリング設備</p> </div> <div data-bbox="1430 1096 2439 1134" data-label="Caption"> <p>図16-11 有機廃液一時格納庫排気モニタリング設備配置図</p> </div> <div data-bbox="1338 1276 2516 1402" data-label="Text"> <p>図16-12 管理機械棟排気モニタリング設備及び放射線モニタ盤配置図 ~              図16-15 固体廃棄物減容処理施設 放射線管理施設設備配置図 (地上2階)              変更なし</p> </div>	<div data-bbox="2567 1008 2834 1134" data-label="Text"> <p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p> </div>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>第十七条（廃棄施設）                      廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理又は化学処理を行い、処理済廃液の放射性物質の濃度が高い場合は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて <math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math> 以下が達成できるよう、排水口から放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物を処理又は一時貯留する廃棄施設は、廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ、<math>\alpha</math> 固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びに <math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>また、水中の放射性物質の濃度を十分に低減するため、液体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物管理施設の処理施設にて、廃液の性状に応じて処理出来る設計とする。</p> <p>気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて <math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math> 以下が達成できるように放出する設計とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成される。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を</p>	<p>第十七条（廃棄施設）                      廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理を行い、処理済廃液の放射性物質の濃度が高い場合は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて <math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math> 以下が達成できるよう、排水口から放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物を処理又は一時貯留する廃棄施設は、廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ、<math>\alpha</math> 固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びに <math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置、<math>\beta \cdot \gamma</math> 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>また、水中の放射性物質の濃度を十分に低減するため、液体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物管理施設の処理施設にて、廃液の性状に応じて処理出来る設計とする。</p> <p>気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて <math>50 \mu\text{Sv}/\text{年}</math> 以下が達成できるように放出する設計とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成される。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>收容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに<math>\beta \cdot \gamma</math>封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル、<math>\alpha</math>ホール設備及び<math>\alpha</math>封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。</p> <p>空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、固体廃棄物減容処理施設の管理区域系排気設備、グローブボックス系排気設備及びフード系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率は、99.9%以上とし、セル系排気設備及び予備系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率は、99.9%以上に設計する。固体廃棄物減容処理施設を除く管理区域系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率についても、99%以上とし、セル系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率は、99.9%以上に設計する。</p> <p>これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないようにするとともに、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低くなるよう<math>50 \mu\text{Sv/年}</math>以下が達成できるよう処理する設計とする。</p> <p>第2項について</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管するために必要な容量を有する保管廃棄設備を、廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅳ、<math>\alpha</math>固体処理棟、廃液貯留施設Ⅰ、有機廃液一時格納庫、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅰ、<math>\alpha</math>一時格納庫、管理機械棟に設ける設計とする。</p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、規則に規定される廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設に該当する設備はないが、一時保管するための保管廃棄設備はある。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;">                 添付書類六の下記項目参照                  放射性廃棄物の処理及び管理 (4.1項)             </div>	<p>收容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに<math>\beta \cdot \gamma</math>封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル、<math>\alpha</math>ホール設備及び<math>\alpha</math>封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。</p> <p>空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、固体廃棄物減容処理施設の管理区域系排気設備、グローブボックス系排気設備及びフード系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率は、99.9%以上とし、セル系排気設備及び予備系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率は、99.9%以上に設計する。固体廃棄物減容処理施設を除く管理区域系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率についても、99%以上とし、セル系排気設備における高性能フィルタの系統捕集効率は、99.9%以上に設計する。</p> <p>これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないようにするとともに、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低くなるよう<math>50 \mu\text{Sv/年}</math>以下が達成できるよう処理する設計とする。</p> <p>第2項について</p> <p>廃棄物管理施設には、廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管するために必要な容量を有する保管廃棄設備を、廃液処理棟、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅱ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅳ、<math>\alpha</math>固体処理棟、廃液貯留施設Ⅰ、有機廃液一時格納庫、<math>\beta \cdot \gamma</math>一時格納庫Ⅰ、<math>\alpha</math>一時格納庫、管理機械棟に設ける設計とする。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>なお、廃棄物管理施設には、規則に規定される廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設に該当する設備はないが、一時保管するための保管廃棄設備はある。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;">                 添付書類六の下記項目参照                  放射性廃棄物の処理及び管理 (4.1項)             </div>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>(本文)</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに<math>\beta \cdot \gamma</math>封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル、<math>\alpha</math>ホール設備及び<math>\alpha</math>封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第21図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟 ～ 9) 廃液貯留施設Ⅱ 省略</p> <p>10) 有機廃液一時格納庫</p> <p>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p>11) <math>\alpha</math>一時格納庫 ～ 13) 固体廃棄物減容処理施設 省略</p> <p>ii) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備</p> <p>(a) 管理区域系排気設備 ～ (e) 予備系排気設備 省略</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 ～ (v) 排気口の位置 省略</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、各建家内で発生した液体廃棄物を廃液の性状に応じて処理又は一時貯留するもので、廃液貯留施設Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ、<math>\alpha</math>固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びに<math>\alpha</math>固体処理棟廃液予備処理装置、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用</p>	<p>(本文)</p> <p>ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、施設を収容する建家及び管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備及び予備系排気設備で構成する。また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、汚染のおそれのある管理区域から発生する気体廃棄物を処理する施設で、施設を収容する又は備える建家及び管理区域系排気設備並びに<math>\beta \cdot \gamma</math>封入設備、<math>\beta \cdot \gamma</math>貯蔵セル、<math>\alpha</math>ホール設備及び<math>\alpha</math>封入設備から発生する気体廃棄物を処理するためのセル系排気設備で構成する。本施設の系統概要図を第21図に示す。</p> <p>i) 気体廃棄物の廃棄施設を収容する又は備える建家</p> <p>1) 廃液処理棟 ～ 9) 廃液貯留施設Ⅱ 変更なし</p> <p>10) 有機廃液一時格納庫</p> <p>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、気体廃棄物の廃棄施設を備える。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>11) <math>\alpha</math>一時格納庫 ～ 13) 固体廃棄物減容処理施設 変更なし</p> <p>ii) 気体廃棄物の廃棄施設の主要な設備</p> <p>(a) 管理区域系排気設備 ～ (e) 予備系排気設備 変更なし</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 ～ (v) 排気口の位置 変更なし</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>本施設は、各建家内で発生した液体廃棄物を廃液の性状に応じて処理又は一時貯留するもので、廃液貯留施設Ⅰ、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ、<math>\alpha</math>固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びに<math>\alpha</math>固体処理棟廃液予備処理装置、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用廃液貯槽</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>



変更前(既許可)	変更後	備考
<p>廃液貯槽及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の廃棄施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設 I ～ 4) 固体廃棄物減容処理施設 省略</p> <p>ii) 液体廃棄物の廃棄施設の主要な設備</p> <p>(a) α 固体処理棟廃液予備処理装置 ～ (d) 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 省略</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 ～ (v) 排水口の位置 省略</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物は、廃棄物管理設備本体の固体廃棄物の処理施設及び管理施設で処理及び管理を行うが、本施設は、廃棄物管理設備本体で処理及び管理を行うまでの固体廃棄物を保管するもので、耐火性を有する容器等で構成する。</p> <p>i) 固体廃棄物の廃棄施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟 ～ 9) 廃液貯留施設 II 省略</p> <p>10) 有機廃液一時格納庫</p> <p>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p>11) β・γ 一時格納庫 I ～ 14) 固体廃棄物減容処理施設 省略</p> <p>ii) 固体廃棄物の廃棄施設の主要な設備 該当なし。</p>	<p>及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の廃棄施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液貯留施設 I ～ 4) 固体廃棄物減容処理施設 変更なし</p> <p>ii) 液体廃棄物の廃棄施設の主要な設備</p> <p>(a) α 固体処理棟廃液予備処理装置 ～ (d) 固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 変更なし</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 ～ (v) 排水口の位置 変更なし</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>廃棄物管理施設で発生する固体廃棄物は、廃棄物管理設備本体の固体廃棄物の処理施設及び管理施設で処理及び管理を行うが、本施設は、廃棄物管理設備本体で処理及び管理を行うまでの固体廃棄物を保管するもので、耐火性を有する容器等で構成する。</p> <p>i) 固体廃棄物の廃棄施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟 ～ 9) 廃液貯留施設 II 変更なし</p> <p>10) 有機廃液一時格納庫</p> <p>有機廃液一時格納庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）で、地上1階、建築面積約50m<sup>2</sup>であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第16図に示す。建家には、固体廃棄物の廃棄施設を収容する。</p> <p><u>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u></p> <p>11) β・γ 一時格納庫 I ～ 14) 固体廃棄物減容処理施設 変更なし</p> <p>ii) 固体廃棄物の廃棄施設の主要な設備 該当なし。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>第17条（廃棄施設）</p> <p>1 放射性廃棄物の処理及び管理にあたっては、処理施設及び管理施設との共用を妨げるものではない。</p> <p>2 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力」とは、放射性液体廃棄物及び固体状の放射性廃棄物のほか、スラッジ等の固体が混入している液体状の放射性廃棄物を分離・収集し、廃液の性状により、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰、希釈等を行う能力を含む。</p> <p>3 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 廃棄物管理施設で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、ALARA の考え方の下、当該施設として、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年以下）が達成できるよう、処理が行える設計であること。）。</p> <p>二 平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量が、第2条第1項の直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARA の考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できること。）。</p> <p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>4 第17条第2項に規定する「十分な容量」とは、将来的に廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物の発生量及び搬出量を考慮したものであること。</p>	<p>第17条（廃棄施設）</p> <p>1 放射性廃棄物の処理及び管理にあたっては、処理施設及び管理施設との共用を妨げるものではない。</p> <p>2 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力」とは、放射性液体廃棄物及び固体状の放射性廃棄物のほか、スラッジ等の固体が混入している液体状の放射性廃棄物を分離・収集し、廃液の性状により、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰、希釈等を行う能力を含む。</p> <p>3 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 廃棄物管理施設で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、ALARA の考え方の下、当該施設として、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年以下）が達成できるよう、処理が行える設計であること。）。</p> <p>二 平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量が、第2条第1項の直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARA の考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できること。）。</p> <p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>4 第17条第2項に規定する「十分な容量」とは、将来的に廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物の発生量及び搬出量を考慮したものであること。</p>	

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>5 放射性液体廃棄物を扱う施設を設けるときは、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>6 第17条第2項に規定する「放射性廃棄物を保管廃棄する施設」とは、管理規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第3項について          廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、受け入れた廃棄物とともに周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理又は化学処理を行い、処理済廃液は必要に応じて希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過して放出する設計である。これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外において、平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないようにするとともに、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低くなるよう50 μSv/年以下が達成できるよう処理する設計とする。評価した結果、実効線量は周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が大きくなる北側の地点で、42 μSv/年となった。</p> <p>解釈第4項について 省略</p> <p>&lt; 第十七条まとめ資料 &gt;</p> <p>イ) 廃棄物管理設備本体（処理施設及び管理施設）と廃棄施設との関係（解釈第17条第1項） ～ ハ) 気体廃棄物の廃棄施設について（解釈第17条第2項）省略</p>	<p>5 放射性液体廃棄物を扱う施設を設けるときは、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>6 第17条第2項に規定する「放射性廃棄物を保管廃棄する施設」とは、管理規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第3項について          廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、受け入れた廃棄物とともに周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理を行い、処理済廃液は必要に応じて希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過して放出する設計である。これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外において、平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないようにするとともに、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低くなるよう50 μSv/年以下が達成できるよう処理する設計とする。評価した結果、実効線量は周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が大きくなる北側の地点で、42 μSv/年となった。</p> <p>解釈第4項について 変更なし</p> <p>&lt; 第十七条まとめ資料 &gt;</p> <p>イ) 廃棄物管理設備本体（処理施設及び管理施設）と廃棄施設との関係（解釈第17条第1項） ～ ハ) 気体廃棄物の廃棄施設について（解釈第17条第2項）変更なし</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>二) 固体廃棄物の廃棄施設について(解釈第17条第2項)</p> <p>廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管する保管廃棄設備を、廃液処理棟、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、廃液貯留施設Ⅰ、有機廃液一時格納庫、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫、管理機械棟に設ける。</p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために十分な容量を有する設計とする。</p> <p>各施設の廃棄物の発生量と保管廃棄設備の容量を表17-2に示す。</p> <p>廃棄物管理施設における廃棄物の発生から処理及び保管までの定量的な情報を廃棄物処理フローに付記するとともに、保管廃棄の状態を別紙17-1示す。なお、発生量、中間処理数量は、平成28年度実績値、保管量/許可数量は、<u>平成28年度末</u>の値である。</p> <p>ホ) 液体廃棄物の廃棄施設について(解釈第17条第2項)省略</p> <p>添付書類六(抜粋)</p> <p>5.3 廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量</p> <p>5.3.1 計算条件</p> <p>(1) 線源</p> <p>線源は、廃棄物管理施設で受入れ又は処理する液体廃棄物及び固体廃棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とする。</p> <p>このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽、<u>化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽</u>を評価対象とする。これらの線源条件を第5.3.1表に示す。</p>	<p>二) 固体廃棄物の廃棄施設について(解釈第17条第2項)</p> <p>廃棄物管理施設から発生する固体廃棄物について、廃棄物管理施設の固体廃棄物の受入れ施設に引き渡すまでの間一時保管する保管廃棄設備を、廃液処理棟、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅲ、β・γ固体処理棟Ⅳ、α固体処理棟、廃液貯留施設Ⅰ、有機廃液一時格納庫、β・γ一時格納庫Ⅰ、α一時格納庫、管理機械棟に設ける。</p> <p><b>ただし、有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</b></p> <p>保管廃棄設備は、金属製の保管容器で、廃棄物発生に伴い一時保管し、受入れ施設に引き渡すまでの間保管するために十分な容量を有する設計とする。</p> <p>各施設の廃棄物の発生量と保管廃棄設備の容量を表17-2に示す。</p> <p>廃棄物管理施設における廃棄物の発生から処理及び保管までの定量的な情報を廃棄物処理フローに付記するとともに、保管廃棄の状態を別紙17-1示す。なお、発生量、中間処理数量は、平成28年度実績値、保管量/許可数量は、<u>令和2年度末</u>の値である。</p> <p>ホ) 液体廃棄物の廃棄施設について(解釈第17条第2項)変更なし</p> <p>添付書類六(抜粋)</p> <p>5.3 廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量</p> <p>5.3.1 計算条件</p> <p>(1) 線源</p> <p>線源は、廃棄物管理施設で受入れ又は処理する液体廃棄物及び固体廃棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とする。</p> <p>このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽を評価対象とする。これらの線源条件を第5.3.1表に示す。</p> <p><b>なお、化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のう</b></p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p> <p>記載の見直し</p> <p>化学処理装置の</p>

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>計算は、保守側に廃棄物管理施設の着目核種のうち、ガンマ線の実効エネルギーが最も大きい<sup>60</sup>Coのエネルギーを用いる。</p> <p>(2) 計算地点 線量の計算は、周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が最も大きくなる第5.3.1図に示す周辺監視区域外の地点とする。</p> <p>5.3.2 計算方法 ～ 5.3.3 計算結果 省略</p>	<p><u>ちスラッジ槽は使用を停止するが安全側に評価対象とする。</u></p> <p>計算は、保守側に廃棄物管理施設の着目核種のうち、ガンマ線の実効エネルギーが最も大きい<sup>60</sup>Coのエネルギーを用いる。</p> <p>(2) 計算地点 線量の計算は、周辺監視区域外において環境に及ぼす影響が最も大きくなる第5.3.1図に示す周辺監視区域外の地点とする。</p> <p>5.3.2 計算方法 ～ 5.3.3 計算結果 変更なし</p>	<p>使用の停止に伴う変更</p>

変更前(既許可)											変更後											備考		
表 1 7 - 1 廃棄物管理施設の廃棄施設及び処理施設等における処理設備等の「処理する能力」及び「設計」											表 1 7 - 1 廃棄物管理施設の廃棄施設及び処理施設等における処理設備等の「処理する能力」及び「設計」											記載の適正化  化学処理装置の使用の停止に伴う変更          記載の適正化		
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *1				実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考
		処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理 (受入) 量 (m <sup>3</sup> )		受入量	発生量	処理量					処理 (受入) 能力	年間処理 (受入) 可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理 (受入) 量 (m <sup>3</sup> )		受入量	発生量	処理量			
液体廃棄物 A・ JMT R一次冷却水	廃液貯槽 I	1,400m <sup>3</sup> のうち受入用の貯槽: 600m <sup>3</sup>	約 4,200	1.7ヶ月貯留	600m <sup>3</sup> × 12/1.7ヶ月 = 4,235	可	1,990	0		貯留期間を 1.7ヶ月として年間受入可能量を満足		液体廃棄物 A	廃棄物管理施設用廃液貯槽	貯留量 30m <sup>3</sup>	120	3ヶ月貯留	30m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 120	可		33		貯留期間を 3ヶ月として年間受入可能量を満足		
	化学処理装置	10m <sup>3</sup> /h 稼働約 60日/年	約 4,200	1.7ヶ月	10m <sup>3</sup> /h × 7h/日 × 60日/年 × 1.7/12ヶ月 = 595 595m <sup>3</sup> × 12/1.7ヶ月 = 4,200	可			2,295	処理量は設計の年間処理可能量を満足			β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	貯留量 7.5m <sup>3</sup>	30	3ヶ月貯留	7.5m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 30	可		3		貯留期間を 3ヶ月として年間受入可能量を満足		
液体廃棄物 A・ 実験系廃液	廃棄物管理施設用廃液貯槽	貯留量 30m <sup>3</sup>	120	3ヶ月貯留	30m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 120	可			29	貯留期間を 3ヶ月として年間受入可能量を満足		液体廃棄物 A・ 実験系廃液	α固体処理棟廃液予備処理設備	1.5m <sup>3</sup> /バッチ	6	3ヶ月貯留	1.5m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 6	可		0		1バッチを 3ヶ月として年間受入可能量を満足		
	β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	貯留量 7.5m <sup>3</sup>	30	3ヶ月貯留	7.5m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 30	可			5	貯留期間を 3ヶ月として年間受入可能量を満足			固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*2	貯留量 15.5m <sup>3</sup>	62	3ヶ月貯留	15.5m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 62	可		-				
	廃液貯槽 I	1,400m <sup>3</sup> のうち受入用の貯槽: 600m <sup>3</sup>	約 3,990	1.8ヶ月貯留	600m <sup>3</sup> × 12/1.8ヶ月 = 4,000	可	719	34		貯留期間を 1.8ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	廃液蒸発装置 I	3m <sup>3</sup> /h 稼働約 190日/年	約 3,990	1.8ヶ月	3m <sup>3</sup> /h × 7h/日 × 190日/年 × 1.8/12ヶ月 = 599 599m <sup>3</sup> × 12/1.8ヶ月 = 3,993	可			361	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用		
	α固体処理棟廃液予備処理設備	1.5m <sup>3</sup> /バッチ	6	3ヶ月貯留	1.5m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 6	可		0		1バッチを 3ヶ月として年間受入可能量を満足		固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽*2	貯留量 15.5m <sup>3</sup>	62	3ヶ月貯留	15.5m <sup>3</sup> × 12/3ヶ月 = 62	可		-					

変更前(既許可)													変更後													備考
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m <sup>3</sup> ) * <sup>1</sup>			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考			
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理(受入)量 (m <sup>3</sup> )		受入量	発生量	処理量					処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m <sup>3</sup> )	条件	年間処理(受入)量 (m <sup>3</sup> )		受入量	発生量	処理量					
液体廃棄物A・ <u>実験系廃液</u>	処理済廃液貯槽	貯留量200m <sup>3</sup> 稼動約110日/年	約22,000	年間	700 m <sup>3</sup> × 110日/年 =	可	/	/	7,183	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	液体廃棄物A	廃液蒸発装置 I	3m <sup>3</sup> /h 稼動約190日/年	約3,990	1.8ヶ月	3m <sup>3</sup> /h × 7日/日 × 190日/年 × 1.8/12ヶ月 = 599	可	/	/	116	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用			
	排水監視設備	貯留量500m <sup>3</sup> 稼動約110日/年	約55,000		77,000		/	/							700m <sup>3</sup> × 65日/年 = 45,500	可	/	/	4,787	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用					
	<u>有機廃液一時格納庫</u>	貯留量1.2m <sup>3</sup>	少量	少量	少量	可	0	0	0	処理量は設計の年間処理可能量を満足					有機溶媒貯槽	貯留量0.096m <sup>3</sup>	少量	少量	少量	可	-	-		-	処理量は設計の年間処理可能量を満足	
液体廃棄物B	廃液貯槽 II	280m <sup>3</sup>	約1,610	2ヶ月貯留	280m <sup>3</sup> × 12/2ヶ月 = 1,680	可	0	0	0	貯留期間を2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	液体廃棄物B	廃液貯槽 II	280m <sup>3</sup>	約1,610	2ヶ月貯留	280m <sup>3</sup> × 12/2ヶ月 = 1,680	可	0	0	0	貯留期間を2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用			
	廃液蒸発装置 II	1m <sup>3</sup> /h 稼動約230日/年	約1,610	2ヶ月	1m <sup>3</sup> /h × 7日/日 × 230日/年 × 2/12ヶ月 = 268	可	/	/	354	処理量は設計の年間処理可能量を満足					濃縮液	セメント固化装置	0.2m <sup>3</sup> /日 稼動約55日/年	約11	年間	0.2 m <sup>3</sup> /日 × 55日/年 = 11	可	/		/	0.5	処理量は設計の年間処理可能量を満足
濃縮液	セメント固化装置	0.2m <sup>3</sup> /日 稼動約55日/年	約11	年間	0.2 m <sup>3</sup> /日 × 55日/年 = 11	可	/	/	0.5	処理量は設計の年間処理可能量を満足		濃縮液	セメント固化装置	0.2m <sup>3</sup> /日 稼動約55日/年	約11	年間	0.2 m <sup>3</sup> /日 × 55日/年 = 11	可	/	/	1.4	処理量は設計の年間処理可能量を満足				
<u>スラッジ</u>	<u>セメント固化装置</u>	1m <sup>3</sup> /5日 稼動約100日/年	約20	年間	1m <sup>3</sup> /5日 × 100日/年 = 20	可	/	/	1.1	処理量は設計の年間処理可能量を満足		β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ一時格納庫 I、II	約300m <sup>3</sup> のうち受入用ピット:100m <sup>3</sup>	約540	2.2ヶ月格納	100m <sup>3</sup> × 12/2.2ヶ月 = 545	可	107	25	/	一時格納する期間を2.2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用			
β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ一時格納庫 I、II	約300m <sup>3</sup> のうち受入用ピット:100m <sup>3</sup>	約540	2.2ヶ月格納	100m <sup>3</sup> × 12/2.2ヶ月 = 545	可	107	25	/	一時格納する期間を2.2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ一時格納庫 I、II	約300m <sup>3</sup> のうち受入用ピット:100m <sup>3</sup>	約540	2.2ヶ月格納	100m <sup>3</sup> × 12/2.2ヶ月 = 545	可	60	19	/	一時格納する期間を2.2ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用			

記載の適正化

化学処理装置の使用の停止に伴う変更

記載の適正化

受入れ施設の変更

記載の適正化

液体廃棄物Cの削除

化学処理装置の使用の停止に伴う変更

変更前(既許可)											変更後											備考	
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) * <sup>1</sup>			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量					処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量		
β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ焼却装置	3m³/日稼動約180日/年	約540	2.2ヶ月	3m³/日×180日/年×2.2/12ヶ月=99 3m³/日×180日/年×12/2.2ヶ月=540	可	/	/	128	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	β・γ固体廃棄物A可燃物	β・γ焼却装置	3m³/日稼動約180日/年	約540	2.2ヶ月	3m³/日×180日/年×2.2/12ヶ月=99 3m³/日×180日/年×12/2.2ヶ月=540	可	/	/	88	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用
	保管廃棄設備	12m³ (11施設合計)	約48	3ヶ月保管	12m³×12/3ヶ月=48	可	/	/	26	一時保管期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足			β・γ固体廃棄物A可燃物	保管廃棄設備	12m³ (10施設合計)	約48	3ヶ月保管	12m³×12/3ヶ月=48	可	/	/	20	一時保管期間を3ヶ月として年間受入可能量を満足
β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ一時格納庫Ⅰ、Ⅱ	約300m³のうち受入用ピット:200m³	約240	10ヶ月格納	200m³×12/10ヶ月=240	可	51	2	/	一時格納する期間を10ヶ月として年間受入可能量を満足		β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ一時格納庫Ⅰ、Ⅱ	約300m³のうち受入用ピット:200m³	約240	10ヶ月格納	200m³×12/10ヶ月=240	可	88	8	/	一時格納する期間を10ヶ月として年間受入可能量を満足	
	β・γ圧縮装置Ⅰ	2m³/日稼動約80日/年	約120	10ヶ月	2m³/日×60日/年×10/12ヶ月=100	可	/	/	2.4	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用		β・γ圧縮装置Ⅰ	2m³/日稼動約80日/年	約120	10ヶ月	2m³/日×60日/年×10/12ヶ月=100	可	/	/	8.34	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用
β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ圧縮装置Ⅰ			年間	2m³/日×60日/年×12/10ヶ月=120		/	/	/			β・γ固体廃棄物A不燃物・フィルタ	β・γ圧縮装置Ⅰ	2m³/日稼動約80日/年	約120	10ヶ月	2m³/日×60日/年×10/12ヶ月=100 2m³/日×60日/年×12/10ヶ月=120	可	/	/	54.71	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用
	β・γ圧縮装置Ⅱ	2m³/日稼動約60日/年	約120	10ヶ月	2m³/日×60日/年×10/12ヶ月=100 2m³/日×60日/年×12/10ヶ月=120	可	/	/	39.6	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用		β・γ圧縮装置Ⅱ	2m³/日稼動約80日/年	約120	10ヶ月	2m³/日×60日/年×10/12ヶ月=100 2m³/日×60日/年×12/10ヶ月=120	可	/	/	0.4	0	貯蔵する期間を0.8ヶ月として年間受入可能量を満足
β・γ固体廃棄物B	β・γ貯蔵セル	1m³	約15	0.8ヶ月貯蔵	1m³×12/0.8ヶ月=15	可	0.4	0	/	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	β・γ固体廃棄物B	β・γ貯蔵セル	1m³	約15	0.8ヶ月	1m³×12/0.8ヶ月=15	可	0.4	0	/	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用
	β・γ封入設備	0.15m³/日稼動約100日/年	約15	0.8ヶ月	0.15m³/日×100日/年×0.8/12ヶ月=1	可	/	/	0.4	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用		β・γ封入設備	0.15m³/日稼動約100日/年	約15	0.8ヶ月	0.15m³/日×100日/年×0.8/12ヶ月=1	可	/	/	0.4	0	貯蔵する期間を0.8ヶ月として年間受入可能量を満足

記載の適正化  
(以下、同様)



変更前(既許可)												
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量			
												1年格納
α 固体廃棄物A 可燃物	α 一時格納庫	150m³ のうち可燃用： 15m³	約15	1年格納	15m³× 12/12ヶ月 =15	可	1.34	0		一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	
	α 焼却装置	0.5m³/日 稼動約30日/年	約15	年間	0.5m³/日× 30日/年 =15	可			1.0	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	
α 固体廃棄物A 不燃物・フィルタ	α 一時格納庫	150m³ のうち不燃用： 60m³	約60	1年格納	60m³× 12/12ヶ月 =60	可	3.0	0		一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	
	α ホール設備	1.0m³/日 稼動約60日/年	約60	年間	1.0m³/日× 60日/年 =60	可			3.2	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	
α 固体廃棄物B	α 封入設備	0.15m³/日 稼動約100日/年	約15	年間	0.15m³/日× 100日/年 =15	可			0.6	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	

廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量		
α 固体廃棄物B	固体廃棄物減容処理施設*2	0.1m³/日 稼動約150日/年	約15	年間	0.1m³/日× 150日/年 =15	可			-		廃棄施設は処理施設を共用

\*1：平成25年度の廃棄物管理施設の受入量及び発生量。ただし、液体廃棄物A・JMTR一次冷却水については、JMTRが運転中の平成18年度

\*2：固体廃棄物減容処理施設は、建設中で運転実績なし

変更後												
廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *1			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考	
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量			
												1年格納
β・γ 固体廃棄物B	β・γ貯蔵セル	1m³	約15	0.8ヶ月貯蔵	1m³× 12/0.8ヶ月 =15	可	0	0		貯蔵する期間を0.8ヶ月として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	
	β・γ封入設備	0.15m³/日 稼動約100日/年	約15	0.8ヶ月	0.15m³/日× 100日/年× 0.8/12ヶ月 =1 1m³× 12/0.8ヶ月 =15	可			0	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	
α 固体廃棄物A 可燃物	α 一時格納庫	150m³ のうち可燃用： 15m³	約15	1年格納	15m³× 12/12ヶ月 =15	可	1.28	0.74		一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	
	α 焼却装置	0.5m³/日 稼動約30日/年	約15	年間	0.5m³/日× 30日/年 =15	可			0.4	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用	
α 固体廃棄物A 不燃物・フィルタ	α 一時格納庫	150m³ のうち不燃用： 60m³	約60	1年格納	60m³× 12/12ヶ月 =60	可	4.99	1.51		一時格納する期間を1年として年間受入可能量を満足	廃棄施設は受入施設を共用	

廃棄物種類・性状等	廃棄施設、処理設備 (受入施設含む)	設計		「処理する能力」及び「設計」の評価		期間中の払い出しの可・否	廃棄物管理施設における年間の廃棄物 (m³) *1			実績に対する「処理する能力」及び「設計」の評価	備考
		処理(受入)能力	年間処理(受入)可能量 (m³)	条件	年間処理(受入)量 (m³)		受入量	発生量	処理量		
α 固体廃棄物A 不燃物・フィルタ	α ホール設備	1.0m³/日 稼動約60日/年	約60	年間	1.0m³/日× 60日/年 =60	可			4.35	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用
α 固体廃棄物B	α 封入設備	0.15m³/日 稼動約100日/年	約15	年間	0.15m³/日× 100日/年 =15	可			0.45	処理量は設計の年間処理可能量を満足	廃棄施設は処理施設を共用
α 固体廃棄物B	固体廃棄物減容処理施設*2	0.1m³/日 稼動約150日/年	約15	年間	0.1m³/日× 150日/年 =15	可			-		廃棄施設は処理施設を共用

\*1：令和2年度の廃棄物管理施設の受入量及び発生量。

\*2：固体廃棄物減容処理施設は、試運転中で運転実績なし

記載の適正化  
(以下、同様)

変更前(既許可)			変更後			備考
表 1 7 - 2 各施設の廃棄物の発生量と保管廃棄設備の容量			表 1 7 - 2 各施設の廃棄物の発生量と保管廃棄設備の容量			記載の適正化  有機廃液一時格納庫の使用の停止  有機廃液一時格納庫の使用の停止
施設	廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> /月) *	保管廃棄設備の容量 (m <sup>3</sup> )	施設	廃棄物発生量 (m <sup>3</sup> /月) * <sup>1</sup>	保管廃棄設備の容量 (m <sup>3</sup> )	
廃液処理棟	<u>0.74</u>	0.83	廃液処理棟	<u>0.643</u>	0.83	
β・γ 固体処理棟 I	<u>0.20</u>	1.45	β・γ 固体処理棟 I	<u>0.035</u>	1.45	
β・γ 固体処理棟 II	<u>0.02</u>	0.7	β・γ 固体処理棟 II	<u>0.007</u>	0.7	
β・γ 固体処理棟 III	<u>0.445</u>	5.12	β・γ 固体処理棟 III	<u>0.417</u>	5.12	
β・γ 固体処理棟 IV	<u>0.32</u>	1.45	β・γ 固体処理棟 IV	<u>0.012</u>	1.45	
α 固体処理棟	<u>0.04</u>	0.76	α 固体処理棟	<u>0.144</u>	0.76	
廃液貯留施設 I	<u>0.27</u>	0.83	廃液貯留施設 I	<u>0.077</u>	0.83	
有機廃液一時格納庫	0	0.22	有機廃液一時格納庫 * <sup>2</sup>	0	0.22	
β・γ 一時格納庫 I	0	0.17	β・γ 一時格納庫 I	0	0.17	
α 一時格納庫	0	0.17	α 一時格納庫	0	0.17	
管理機械棟	<u>0</u>	0.17	管理機械棟	<u>0.018</u>	0.17	
* : <u>平成 25</u> 年度の月平均			* <sup>1</sup> : <u>令和 2</u> 年度の月平均			
			* <sup>2</sup> : <u>有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</u>			

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>発生予測量 (今後10年の最大)          液体廃棄物A : 3,280m<sup>3</sup>/年          液体廃棄物B : 1m<sup>3</sup>/年</p> <p>発生予測量 (今後10年の最大)          液体廃棄物A : 110m<sup>3</sup>/年          液体廃棄物B : 0m<sup>3</sup>/年</p> <p>処理能力          液体廃棄物A : 8,000m<sup>3</sup>/年          液体廃棄物B : 1,400m<sup>3</sup>/年</p> <p>図17-1 液体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>発生予測量 (今後10年の最大)          液体廃棄物A : 565m<sup>3</sup>/年          液体廃棄物B : 1m<sup>3</sup>/年</p> <p>発生予測量 (今後10年の最大)          液体廃棄物A : 295m<sup>3</sup>/年          液体廃棄物B : 0m<sup>3</sup>/年</p> <p>処理能力          液体廃棄物A : 4,000m<sup>3</sup>/年          液体廃棄物B : 1,400m<sup>3</sup>/年</p> <p>図17-1 液体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p>

変更前(既許可)	変更後	備考
<p>発生予測量(今後10年の最大)  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物A: <math>363\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物B: <math>2\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物A: <math>21\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物B: <math>2\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>発生予測量(今後10年の最大)  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物A: <math>53\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物B: <math>0\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物A: <math>5\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物B: <math>0\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>処理能力  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物A: <math>740\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物B: <math>15\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物A: <math>75\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物B: <math>15\text{m}^3/\text{年}</math></p>	<p>発生予測量(今後10年の最大)  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物A: <math>339\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物B: <math>1\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物A: <math>26\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物B: <math>7\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>発生予測量(今後10年の最大)  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物A: <math>27\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物B: <math>0\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物A: <math>6\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物B: <math>0\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>処理能力  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物A: <math>740\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\beta</math>・<math>\gamma</math>固体廃棄物B: <math>15\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物A: <math>75\text{m}^3/\text{年}</math>  <math>\alpha</math>固体廃棄物B: <math>15\text{m}^3/\text{年}</math></p> <p>*: 有機廃液一時格納庫については、使用を停止する。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の使用の停止 記載の見直し</p> <p>有機廃液一時格納庫の使用の停止</p>
<p>図17-2 固体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	<p>図17-2 固体廃棄物の廃棄施設系統概要図</p>	
<p>図17-3 <math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置系統図 省略</p>	<p>図17-3 <math>\alpha</math> 固体処理棟廃液予備処理装置系統図 変更なし</p>	

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>第十八条（予備電源）                      廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について 省略</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照                      その他設備 (8.5項) 〕</p> <p>(本文)</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造 ～ ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 省略</p> <p>第18条（予備電源）                      1 第18条に規定する「監視設備その他安全上必要な設備に使用することができる」とは、停電等の外部電源系の機能喪失時に、以下の安全上必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある電源系を有する設計であることをいう。                      一 廃棄物管理施設の閉じ込めの機能及び冷却機能を監視する設備                      二 放射線監視設備                      三 火災等の警報設備、緊急通信・連絡設備、非常照明等の設備・機器</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について                      8.5 その他設備（添付書類五 8.5項 抜粋）                      8.5.1 概 要 ～ 8.5.3.3 主要設備の仕様 省略</p> <p>8.5.3.4 主要設備                      廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設</p>	<p>第十八条（予備電源）                      廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針                      第1項について 変更なし</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照                      その他設備 (8.5項) 〕</p> <p>(本文)</p> <p>ロ 廃棄物管理施設の一般構造 ～ ト その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 変更なし</p> <p>第18条（予備電源）                      1 第18条に規定する「監視設備その他安全上必要な設備に使用することができる」とは、停電等の外部電源系の機能喪失時に、以下の安全上必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある電源系を有する設計であることをいう。                      一 廃棄物管理施設の閉じ込めの機能及び冷却機能を監視する設備                      二 放射線監視設備                      三 火災等の警報設備、緊急通信・連絡設備、非常照明等の設備・機器</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第1項について                      8.5 その他設備（添付書類五 8.5項 抜粋）                      8.5.1 概 要 ～ 8.5.3.3 主要設備の仕様 変更なし</p> <p>8.5.3.4 主要設備                      廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設</p>	

変 更 前(既許可)	変 更 後	備 考
<p>備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、<math>\alpha</math>焼却装置及び<math>\alpha</math>ホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、<math>\alpha</math>固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等の中の要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するために<math>\alpha</math>固体処理棟排気筒先端部、有機廃液一時格納庫屋根部、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、<math>\alpha</math>固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p>8.5.3.5 試験検査 ～ 8.5.3.6 評 価 省略</p> <p>&lt;第十八条まとめ資料&gt;                      (解釈第1項) ～ 表18-1 廃棄物管理施設の予備電源から給電する負荷容量と予備電源の容量 省略</p>	<p>備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、<math>\alpha</math>焼却装置及び<math>\alpha</math>ホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、<math>\alpha</math>固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等の中の要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するために<math>\alpha</math>固体処理棟排気筒先端部、有機廃液一時格納庫屋根部、<math>\beta \cdot \gamma</math>固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、<math>\alpha</math>固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄物減容処理施設排気筒に避雷設備を設ける。</p> <p><u>ただし、有機一時廃液格納庫屋根部の避雷設備は、一般施設の危険物屋内貯蔵所に必要な避雷設備として使用する。</u></p> <p>8.5.3.5 試験検査 ～ 8.5.3.6 評 価 変更なし</p> <p>&lt;第十八条まとめ資料&gt;                      (解釈第1項) ～ 表18-1 廃棄物管理施設の予備電源から給電する負荷容量と予備電源の容量 変更なし</p>	<p>有機廃液一時格納庫に係る変更</p>

変更前(既許可)

表18-2 廃棄物管理施設における予備電源から給電が必要な設備について

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
閉じ込めの機能を監視する設備	気体廃棄物を限られた区域に閉じ込める機能	密封された放射性廃棄物を取り扱う区域について、ダンパ等で閉止後、内部の圧力に変動がないもの 非密封の固体廃棄物を取り扱う区域について、ダンパ等で閉止後、内部の圧力に変動がないもの 非密封の固体廃棄物を取り扱う区域について、ダンパ等で閉止後、内部の圧力に変動の可能性があるもの	管理区域系排気設備 セル系排気設備 (α封入設備) セル系排気設備 (β・γ封入設備) β・γ圧縮装置 I 排気系統 β・γ圧縮装置 II 排気系統 β・γ焼却装置排気系統 排ガス処理装置、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備 (固体廃棄物減容処理施設) α焼却装置排気系統、αホール設備排気系統、セル系排気設備、予備系排気設備 (固体廃棄物減容処理施設)	無  無 有
		非密封の固体廃棄物を取り扱う区域について、負圧を維持する設備の負圧の監視が必要なもの	α焼却装置排気系統、αホール設備排気系統、セル系排気設備、予備系排気設備 (固体廃棄物減容処理施設)	有

変更後

表18-2 廃棄物管理施設における予備電源から給電が必要な設備について

設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器	給電の必要性の有無
閉じ込めの機能を監視する設備	気体廃棄物を限られた区域に閉じ込める機能	密封された放射性廃棄物を取り扱う区域について、ダンパ等で閉止後、内部の圧力に変動がないもの 非密封の固体廃棄物を取り扱う区域について、ダンパ等で閉止後、内部の圧力に変動がないもの 非密封の固体廃棄物を取り扱う区域について、ダンパ等で閉止後、内部の圧力に変動の可能性があるもの	管理区域系排気設備 セル系排気設備 (α封入設備) セル系排気設備 (β・γ封入設備) β・γ圧縮装置 I 排気系統 β・γ圧縮装置 II 排気系統 β・γ焼却装置排気系統 排ガス処理装置、管理区域系排気設備、セル系排気設備、グローブボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備 (固体廃棄物減容処理施設) α焼却装置排気系統、αホール設備排気系統、セル系排気設備、予備系排気設備 (固体廃棄物減容処理施設)	無  無 有
		非密封の固体廃棄物を取り扱う区域について、負圧を維持する設備の負圧の監視が必要なもの	α焼却装置排気系統、αホール設備排気系統、セル系排気設備、予備系排気設備 (固体廃棄物減容処理施設)	有

備考

変更前(既許可)			
設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器
閉じ込めの機能を監視する設備	液体廃棄物を限られた区域に閉じ込める機能	貯槽に液体廃棄物を貯留し、液位計による液位監視をするもの  貯槽・タンクの周囲に堰、受槽を設けて、漏えい検知器で漏えいを監視するもの	廃液貯槽Ⅰ計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備(管理機械棟)、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽(固体廃棄物減容処理施設)
冷却機能を監視する設備		(該当なし)	廃液貯槽Ⅱ計測設備(廃液貯槽Ⅱ)、セメント固化装置計測設備(廃液処理棟)、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽(固体廃棄物減容処理施設)
放射線監視設備	線量率の測定及び監視  放射性物質濃度の測定及び監視	エリアモニタが設置された場所の線量率を測定、監視、警報発報するもの  作業中の放射性物質濃度の測定及び監視で作業を中止するもの  気体廃棄物の排気設備の排風機が停止し、系内をダンパ等で閉止するもの  負圧を維持する設備の排風機が稼働しており、濃度の測定、監視、警報発報するもの  排水のための放出管理試料を得るためもの	エリアモニタ(管理機械棟、β・γ固体処理棟Ⅲ、α固体貯蔵施設)  エリアモニタ(固体廃棄物減容処理施設)  室内空気モニタ  排気モニタリング設備(β・γ固体処理棟Ⅰ他)  排気モニタリング設備(固体廃棄物減容処理施設)  排気モニタリング設備(α固体処理棟、固体廃棄物減容処理施設)  排水モニタリング設備
			給電の必要性の有無
			有
			有
			無
			有
			有
			無
			無 <sup>1</sup>
			有
			有
			無

変更後			
設備・機器	機能	外部電源喪失時の監視対象の状態	該当する設備・機器
閉じ込めの機能を監視する設備	液体廃棄物を限られた区域に閉じ込める機能	貯槽に液体廃棄物を貯留し、液位計による液位監視をするもの  貯槽・タンクの周囲に堰、受槽を設けて、漏えい検知器で漏えいを監視するもの  (該当なし)	廃液貯槽Ⅰ計測設備、排水監視設備計測設備、廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備(管理機械棟)、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽(固体廃棄物減容処理施設)
冷却機能を監視する設備		(該当なし)	廃液貯槽Ⅱ計測設備(廃液貯槽Ⅱ)、セメント固化装置計測設備(廃液処理棟)、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽(固体廃棄物減容処理施設)
放射線監視設備	線量率の測定及び監視  放射性物質濃度の測定及び監視	エリアモニタが設置された場所の線量率を測定、監視、警報発報するもの  作業中の放射性物質濃度の測定及び監視で作業を中止するもの  気体廃棄物の排気設備の排風機が停止し、系内をダンパ等で閉止するもの  負圧を維持する設備の排風機が稼働しており、濃度の測定、監視、警報発報するもの  排水のための放出管理試料を得るためもの	エリアモニタ(管理機械棟、β・γ固体処理棟Ⅲ、α固体貯蔵施設)  エリアモニタ(固体廃棄物減容処理施設)  室内空気モニタ  排気モニタリング設備(β・γ固体処理棟Ⅰ他)  排気モニタリング設備(固体廃棄物減容処理施設)  排気モニタリング設備(α固体処理棟、固体廃棄物減容処理施設)  排水モニタリング設備
			給電の必要性の有無
			有
			有
			無
			有
			有
			無
			無 <sup>1</sup>
			有
			有
			無

備考